

第2期

石巻市 子ども未来プラン



— 石巻市子ども・子育て支援事業計画 —

令和2年3月



石巻市

目 次

第1部	はじめに	1
1	計画の概要	2
(1)	計画策定の趣旨	2
(2)	計画の位置づけ・対象	3
(3)	計画期間	4
(4)	計画の策定体制	4
(5)	計画の推進及び点検・評価	5
2	子ども・子育て支援をめぐる制度等の動向	6
(1)	次世代育成支援対策	6
(2)	子ども・子育て支援新制度	6
(3)	子どもの貧困対策	7
(4)	子どもの権利	8
第2部	子ども・子育てを取り巻く環境	9
1	石巻市の子ども・子育てを取り巻く環境	10
(1)	人口・世帯の状況	10
(2)	出生の状況	12
(3)	子どもの数の推移	13
(4)	就労の状況	14
(5)	婚姻・離婚の状況	15
(6)	ひとり親家庭の状況	16
(7)	要保護対象児童等の状況	17
(8)	不登校の状況	18
(9)	生活保護世帯の状況	19
(10)	就学援助制度の状況	21
(11)	東日本大震災による被災児童の状況	22
(12)	子どもの貧困に関する指標及び実態	23
2	子ども・子育て支援ニーズ調査からみる子育て環境の状況	24
(1)	調査の実施概要	24
(2)	子育て家庭、親が抱える不安、悩みの状況	25
(3)	就労意向の変化	27
(4)	教育・保育事業及び放課後の居場所	28
(5)	仕事と子育ての両立の状況	30
3	子どもの生活実態調査からみる子どもの貧困の状況	31
(1)	調査の実施概要	31
(2)	生活困難の定義	32
(3)	生活困難度の子どもの生活等への影響	33
(4)	生活困難度と保護者の状況との関連性	38

(5) 学校ヒアリング調査の結果概要	43
4 石巻市の子ども・子育て支援の課題及び方向性の整理	48
(1) 子どもの幸せを第一に考えた健やかな成長を支える環境づくり	48
(2) 子どもの権利と安全・安心の確保	48
(3) 安心して子どもを産み育てられる環境整備	49
(4) 就労意欲の高まり・保育ニーズへの対応	50
(5) 貧困の解消に向けた支援の充実	50
第3部 基本的な考え方	51
1 子ども・子育て支援の基本的な考え方	52
(1) 基本理念	52
(2) 施策の柱	53
第4部 施策の展開	55
基本施策1 子どもの健やかな成長を支える（乳幼児期から青少年期までの成長を支える）	55
主要施策1-1 家庭における子育てする力の向上	56
主要施策1-2 地域における子育て支援の充実	59
主要施策1-3 幼児教育・保育の充実	63
主要施策1-4 発達支援・療育体制の充実	66
主要施策1-5 心と体の健康づくりの推進	70
主要施策1-6 居場所づくりの推進【重点施策】	73
基本施策2 子どもの人権の尊重と安全・安心を守る	76
主要施策2-1 子どもの権利の推進	76
主要施策2-2 児童虐待防止対策の強化【重点施策】	79
主要施策2-3 心のケアの充実	82
主要施策2-4 安全対策の充実	85
基本施策3 安心して子どもを産み育てられる環境をつくる（妊娠・出産期からの切れ目のない支援）	88
主要施策3-1 親と子どもの健康の確保及び増進	88
主要施策3-2 切れ目のない相談・支援体制の充実【重点施策】	91
主要施策3-3 経済的支援の充実	94
主要施策3-4 ひとり親家庭支援の充実	98
基本施策4 仕事と生活の調和の実現を促す	101
主要施策4-1 多様な保育サービスの充実	101
主要施策4-2 子育てしやすい就労環境の整備	104
基本施策5 子どもの貧困対策をすすめる	106
主要施策5-1 教育・学習支援の充実	106
主要施策5-2 困難を抱える子育て家庭への生活支援の充実	109
主要施策5-3 保護者への就労支援の充実	113
主要施策5-4 相談支援及び地域連携体制の強化【重点施策】	116

第5部 子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策	121
1 子ども・子育て支援にかかる事業の進捗状況	122
(1) 特定教育・保育事業	122
(2) 地域子ども・子育て支援事業	123
2 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	124
2-1 教育・保育提供区域の設定	124
2-2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	125
2-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	134
3 放課後子ども総合プラン	139
(1) 放課後子ども総合プランとは	139
(2) 放課後児童クラブの充実	139
(3) 放課後子ども教室の充実	140
(4) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携	140
(5) 学校施設等の活用	140
(6) 特別な配慮を必要とする児童への対応	140
第6部 資 料 編	141
1 第1期計画に掲げた施策・事業の進捗状況	142
2 石巻市子ども・子育て会議	152
(1) 石巻市子ども・子育て会議条例	152
(2) 石巻市子ども・子育て会議委員名簿	154
3 計画の策定経過	156
4 石巻市子どもの権利に関する条例	157

第 1 部

はじめに

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

子ども・子育て家庭を取り巻く社会や環境は日々変化しており、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大や地域のつながりの希薄化により、子育てに孤立を感じ不安を抱える保護者も増加しています。

また、生活困窮家庭の子どもについても、経済状況が学力や進学、ひいては成人後の就労などに影響を及ぼし、結果として貧困の連鎖を生むことが問題となっており、子どもの貧困対策に取り組むことも重要な課題となっています。

特に、本市では、東日本大震災から9年余りが経ち、復旧・復興が進んでいるものの、引き続き、それぞれの子どもたちの状況に応じ、多様な主体の連携・協力による包括的で切れ目のない支援を進めていく必要があります。

こうした中、国においては、子育て関連3法¹を平成24年8月に成立し、同27年度から施行しました。この新制度の下、本市では、「子どもの最善の利益の追求」、「親としての成長の支援」、「地域全体での支え合い」を基本理念に掲げ、平成27年度を初年度とする「第1期石巻市子ども未来プラン」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

この第1期計画が令和元年度末で終了することから、引き続き全ての子どもたちの健やかな成長を支援するため、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡大、家庭での養育支援などを総合的に推進していくことに加え、生まれ育った環境に左右されず、また、東日本大震災の被災によってその将来をあきらめることなく、夢と希望を持って成長していくことができる地域社会の実現を目指し、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下、「子どもの貧困対策推進法」という。）に基づく施策の計画的かつ総合的な推進を図らなければなりません。

令和2年度を初年度とする新たな「第2期石巻市子ども未来プラン」は、近年の社会情勢や本市の子どもを取り巻く現状や第1期計画の進捗状況などを踏まえ、今後の乳幼児期に対する適切な保護者の関わりや質の高い教育・保育の安定的な提供と、子どもや子育て家庭の置かれた状況等を踏まえた地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図るとともに、子どもの健やかな育ちと妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実を社会全体で推進することを目的に策定するものです。

¹ 子育て関連3法：「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をいう。

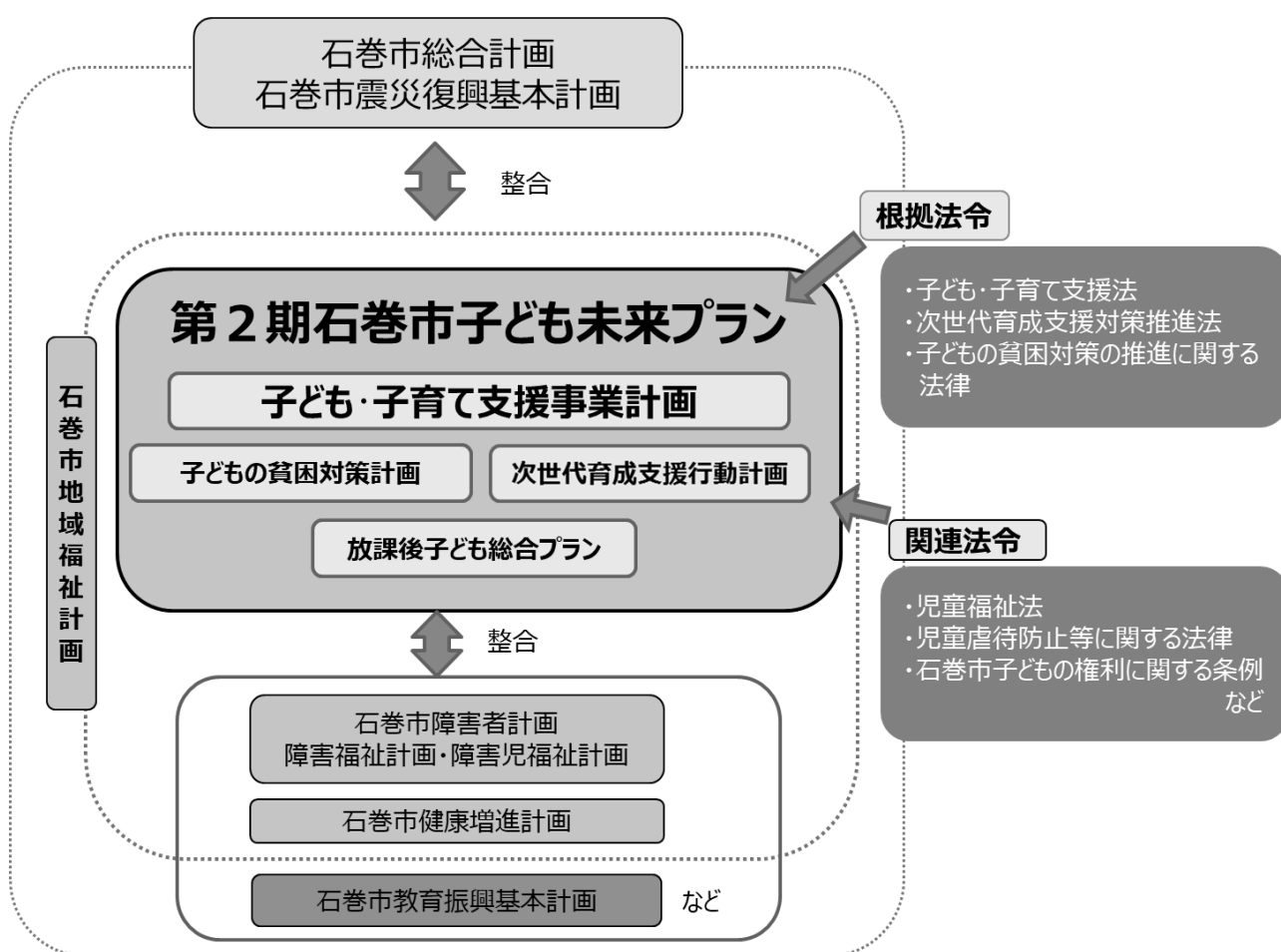
(2) 計画の位置づけ・対象

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられます。

また、次世代育成支援対策推進法に定める「行動計画策定指針」に示される基本理念及び基本的事項等を踏まえた内容とするとともに、子どもの貧困対策に関する大綱が示す施策の方向性を踏まえ、子どもの貧困対策の視点による取組みを推進する施策を包含します。

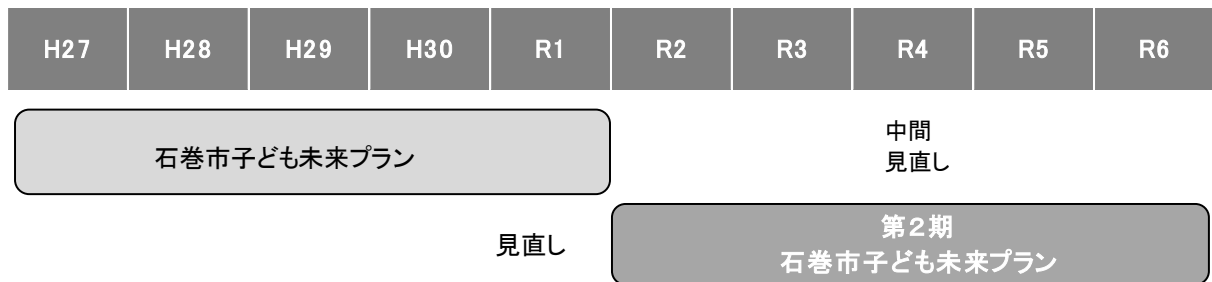
加えて、本市の最上位計画である「石巻市総合計画」等の計画の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。

本計画は、子どもに関わる全ての市民を対象とします。また、支援の対象は、原則として生まれる前の妊娠期から満 18 歳になった最初の 3 月 31 日までの子どもとその家庭とします。



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。



(4) 計画の策定体制

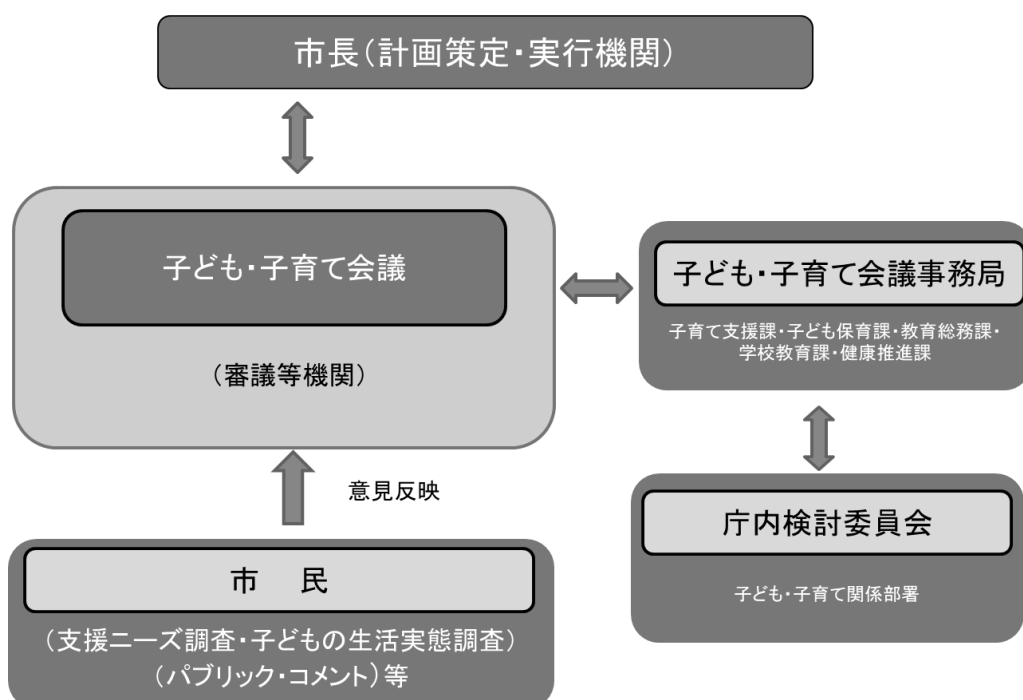
①子ども・子育て会議

計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第77条第1項に定められている「合議制の機関」として「石巻市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項について意見の聴取を行いました。

なお、子ども・子育て会議では、今後、新規に設置される幼稚園、保育所及び地域型保育事業の利用定員の設定、子ども・子育て施策の総合的かつ計画的な推進等に関して、調査審議を行うこととします。

②庁内検討委員会

子ども・子育て会議における施策の検討、調査、研究等を円滑に行うため、庁内関係部署による「庁内検討委員会」を設置し、情報の共有と部局横断的な調整を行いました。



(5) 計画の推進及び点検・評価

①庁内連携による施策の推進

庁内の関係部署により構成する庁内検討会議により推進します。

計画策定の事務局が中心となり、連携・調整を行いながら、総合的で効果的かつ効率的な施策推進を図ります。

②県・関係機関との連携による施策推進

一人ひとりの状況に応じたより専門性の高い支援につなげることができるよう、県や関係機関との連携を強化し、必要に応じて協力・要請を行いながら施策の推進を図ります。

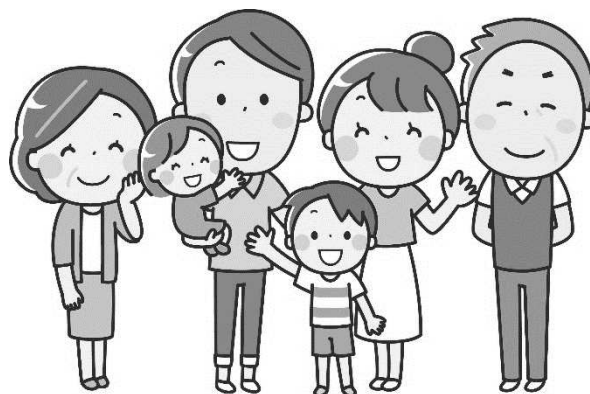
③地域との連携による施策推進

市民をはじめ、ボランティアやNPO法人等の地域活動団体と本計画が目指す方向性を共有し、相互に連携・協力しながら、施策の推進を図ります。

④PDCAサイクルによる評価と進行管理

計画の取組状況及び成果の達成状況を「石巻市子ども・子育て会議」にて定期的に点検・評価、審議し、PDCAサイクル（計画―実施―評価―改善・検討）による施策・事業の推進を図ります。

なお、進捗状況の点検・評価の結果については、市ホームページ等を通じて公表します。



2 子ども・子育て支援をめぐる制度等の動向

（１）次世代育成支援対策

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成17年度から10年間の時限立法（10年間延長）として「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。法では、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ（任意計画に変更）、10年間の集中的・計画的な取組みを推進してきました。

また、国は、法に掲げる基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定しています。

【基本理念】

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

【基本的な視点】

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| 1. 子どもの視点 | 2. 次代の親の育成という視点 |
| 3. サービス利用者の視点 | 4. 社会全体による支援の視点 |
| 5. 仕事と生活の調和の実現の視点 | 6. 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点 |
| 7. 全ての子どもと家庭への支援の視点 | 8. 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点 |
| 9. サービスの質の視点 | 10. 地域特性の視点 |

（２）子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、「子ども・子育て支援法」が制定されました。

平成29年6月の改正では、子育て安心プランを踏まえ、令和2年度末までに待機児童を解消すること、令和4年度末までの5年間で25歳から44歳の女性の就業率80%に対応できる約32万人の受け皿を整備することが求められています。

令和元年5月には、3歳から5歳児については原則として全ての世帯で、0歳から2歳児は住民税が非課税となる所得の低い世帯を対象に認可保育所や幼稚園などの利用料を無料とする改正があり、同年10月から施行されています。

【基本理念】

- 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（３）子どもの貧困対策

平成 26 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年 6 月に改正され、その目的・基本理念に、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神にのっとり推進すること、子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されることなどが明記されるとともに、市町村による子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされました。

また、この法に基づき平成 26 年 8 月に策定された「子どもの貧困対策に関する大綱」についても、5 年ごとに見直すこととなっており、令和元年 11 月に改訂され、子どもの貧困に関する新たな指標が設けられました。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律】

（目的）

- 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、心身ともに健やかに育成され、教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望をもつことができるようにするため、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（理念）

- 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、推進する。
- 子どもの貧困対策は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するよう、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて、包括的かつ早期に推進する。
- 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景にある社会的要因を踏まえて推進する。
- 子どもの貧困対策は、国等の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取り組みを行う。

（当面の重点施策）

- ・教育の支援
- ・生活の安定に資するための支援
- ・保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- ・経済的支援
- ・子どもの貧困に関する調査研究
- ・施策の検証及び評価その他推進体制等

（４）子どもの権利

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」とは、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、平成元年の第44回国連総会において採択され、翌年に発効しており、日本は平成6年に批准しました。

条約では、子どもに関わる全ての活動において、子どもの最善の利益を第一に考慮されることがうたわれ、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

本市では、全ての子どもを一人の人間として認め、生まれながらに持っている子どもの権利を尊重するとともに、保障し、もって子どもの幸せと健やかな成長に寄与することを目的として、「石巻市子どもの権利に関する条例」を制定し、平成21年4月1日から施行されています。

【石巻市子どもの権利に関する条例】

（基本理念）

1. 子どもは、子ども本人、子どもの保護者等の人種、性別、国籍、言語、宗教、障害の有無その他の理由によりいかなる差別も受けることがあってはなりません。
2. 子どもは、次の世代を担う大切な地域の宝であり、地域で守り、育てていかなければなりません。
3. 子どもを、虐待及びいじめによる危険から守らなければなりません。
4. 子どもの意見は、最大限に尊重されなければなりません。
5. 子どもが自らの権利を自覚するとともに、その権利を行使するに当たっては、他の人を思いやり、尊重することができるようにしなければなりません。

（子どもにとっての大切な権利）

- ・安全に安心して生きる権利
- ・自分らしく育つ権利
- ・自分を守り、守られる権利
- ・社会へ参加する権利
- ・適切な支援を受ける権利

第2部

子ども・子育てを取り巻く環境

1 石巻市の子ども・子育てを取り巻く環境

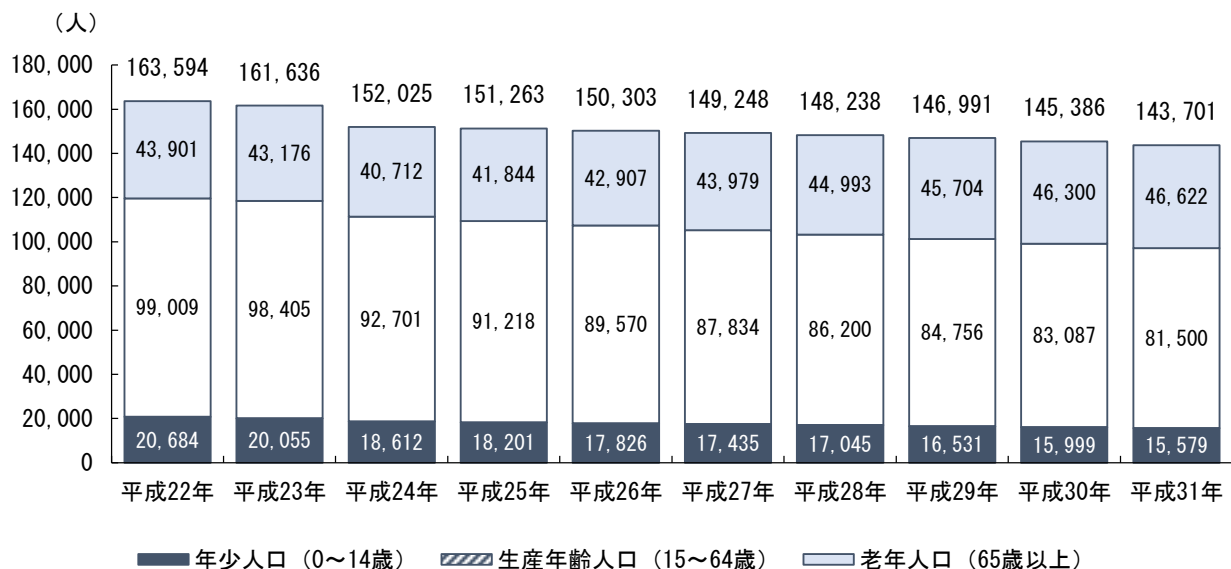
(1) 人口・世帯の状況

①人口の推移

本市の総人口は、近年、一貫して減少し続けており、平成31年3月末日現在で143,701人となっています。

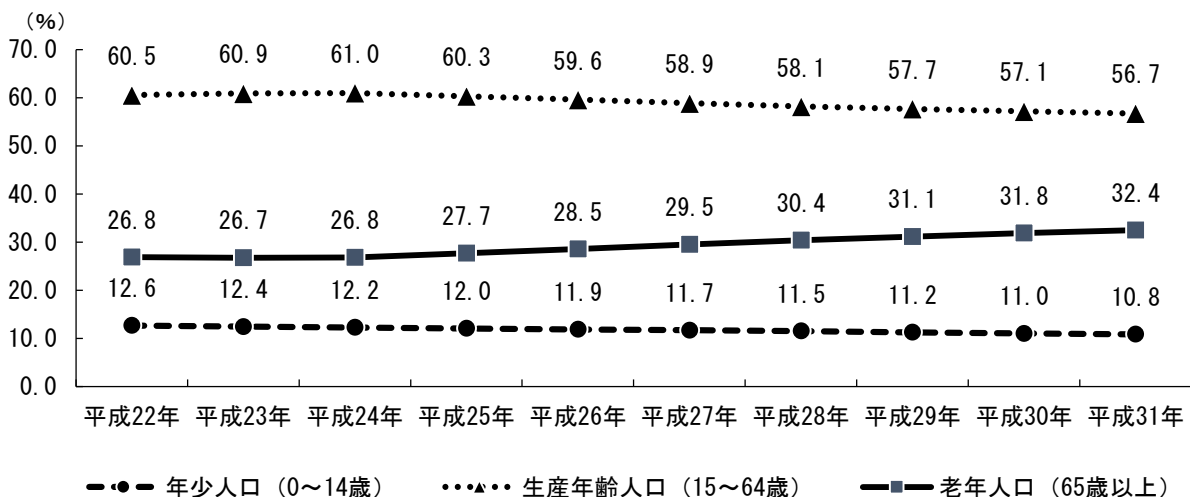
また、東日本大震災後の平成24年から7年間で年少人口（0～14歳）が3,033人（16.3%）減少し、老年人口（65歳以上）が5,910人（14.5%）増加しており、本市においても、少子高齢化が進行しています。

図表1 年齢3区分別人口の推移



資料：石巻市「住民基本台帳人口」（各年3月末日現在）

図表2 年齢3区分別構成比の推移



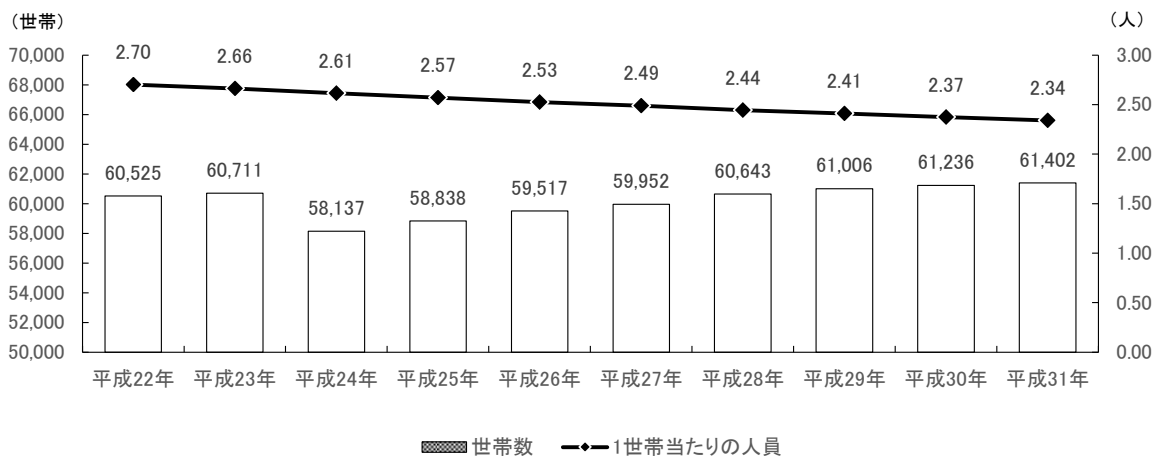
資料：石巻市「住民基本台帳人口」（各年3月末日現在）

②世帯の状況

本市の世帯数は、震災後に大きく減少した後、一貫して増加傾向にあり、平成31年には、震災前の世帯数を上回る61,402世帯となっています。しかし、一世帯当たりの人員数は減少傾向にあります。

世帯構成を見ると、少子化の影響等により、子どもがいる核家族世帯が減少してきています。一般世帯に占める核家族世帯の割合は県、全国と同程度となっています。

図表3 世帯数及び1世帯当たり人員の推移



資料：石巻市「住民基本台帳人口」（各年3月末日現在）

図表4 世帯数及び世帯構成の状況

	石巻市				宮城県		全国	
	平成17年		平成27年		平成27年		平成27年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯	56,770	-	56,712	-	942,569	-	53,331,797	-
核家族世帯	30,562	53.8%	29,467	52.0%	483,580	51.3%	29,754,438	55.8%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	6,426	11.3%	4,563	8.0%	83,113	8.8%	4,617,373	8.7%
うち18歳未満の子どもがいる世帯	16,348	28.8%	12,366	21.8%	208,151	22.1%	11,471,850	21.5%
母子世帯	1,149	2.0%	1,058	1.9%	12,767	1.4%	754,724	1.4%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	260	0.5%	164	0.3%	2,092	0.2%	132,108	0.2%
父子世帯	106	0.2%	101	0.2%	1,327	0.1%	84,003	0.2%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	8	0.01%	6	0.01%	74	0.01%	6,175	0.01%

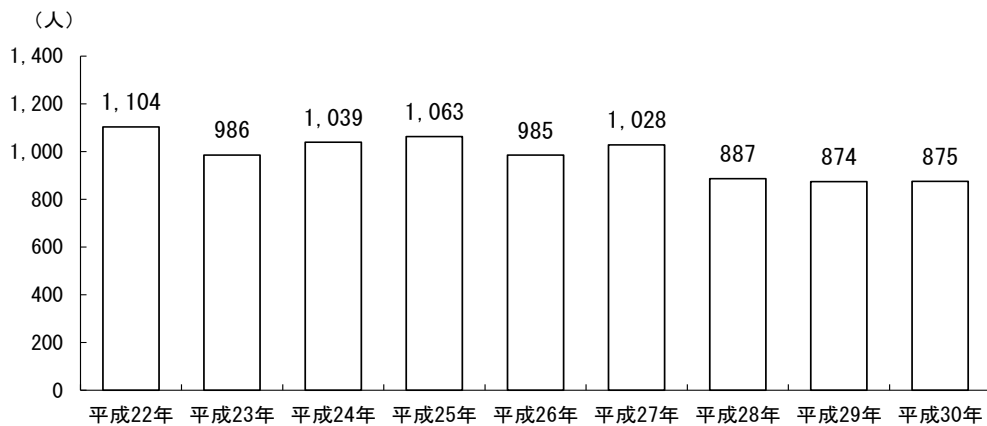
資料：「国勢調査」

(2) 出生の状況

本市の出生数は、年により増減があるものの減少傾向がみられ、平成30年で875人となっています。

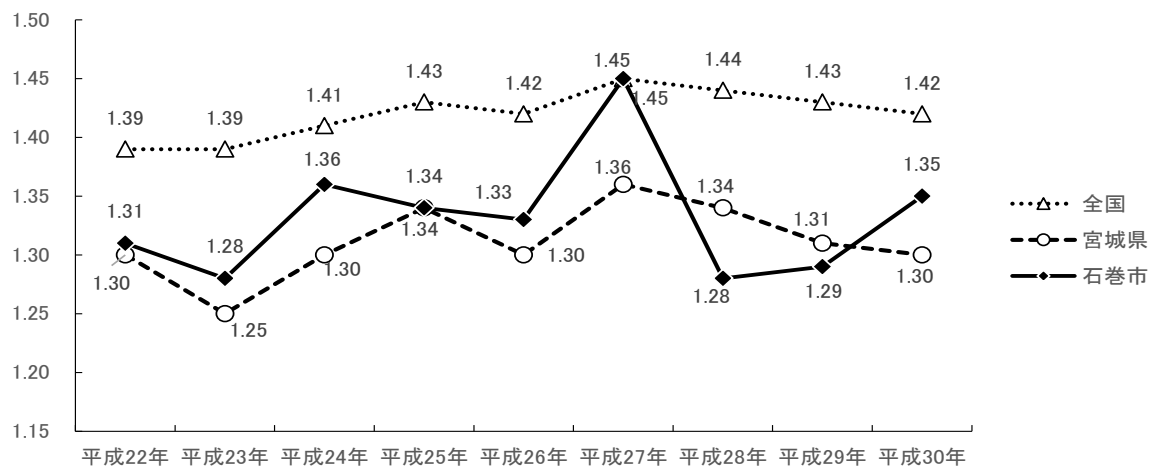
合計特殊出生率²は、平成27年に1.45と高いものの、それ以外では1.3前後で推移しています。全国、宮城県と比較すると、平成28年、29年を除いて県より高く、全国より低い水準で推移しています。

図表5 本市の出生数の推移



資料：「人口動態統計」

図表6 合計特殊出生率の推移



資料：県、全国：「人口動態統計（宮城県版）」
石巻市：独自算出による

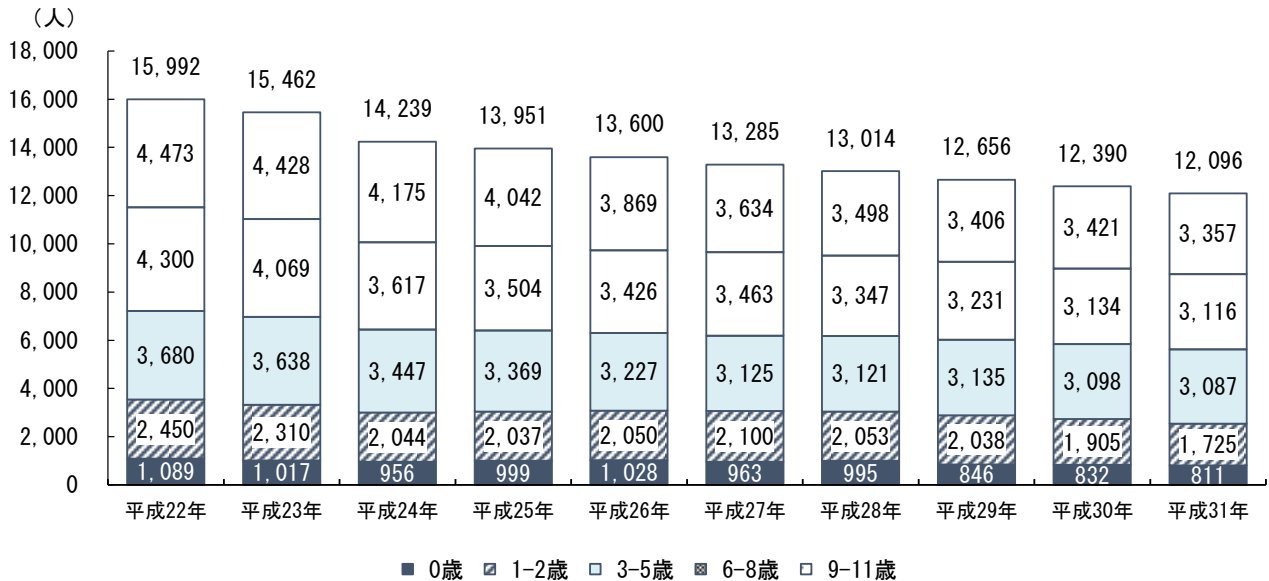
² 合計特殊出生率：「15～49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したもの」で、一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均に相当する。

(3) 子どもの数の推移

本市の子ども（12歳未満）は、平成31年3月末日現在で12,096人となっており、平成22年から9年間で3,896人（24.4%）減少しています。

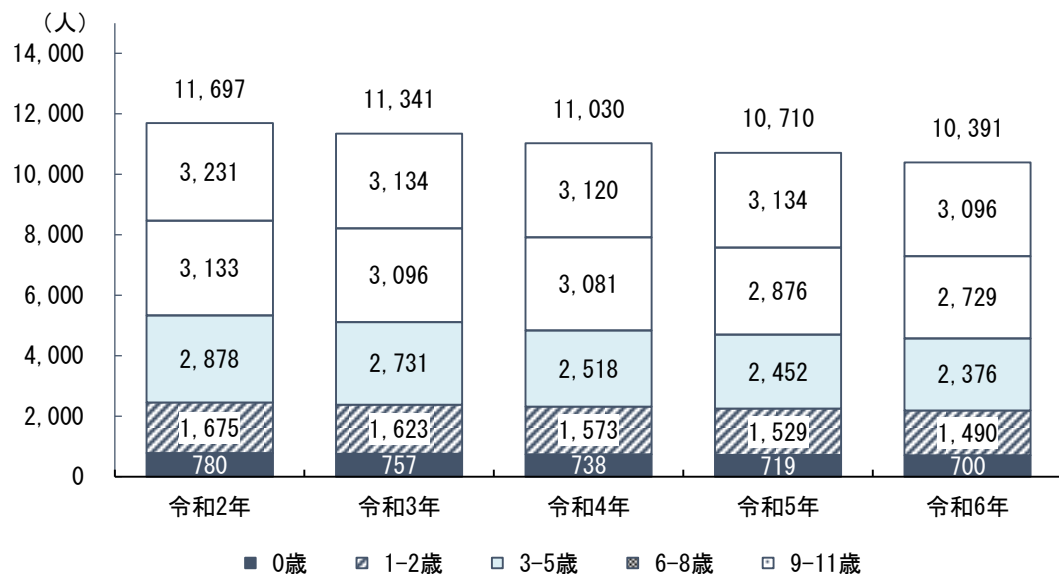
将来の子ども数をコーホート変化率法³にて推計すると、計画期間の最終年度となる令和6年には10,391人になると推計されます。

図表7 本市の子ども（12歳未満）の推移



資料：石巻市「住民基本台帳人口」（各年3月末日現在）

図表8 本市の子ども（12歳未満）の将来推計



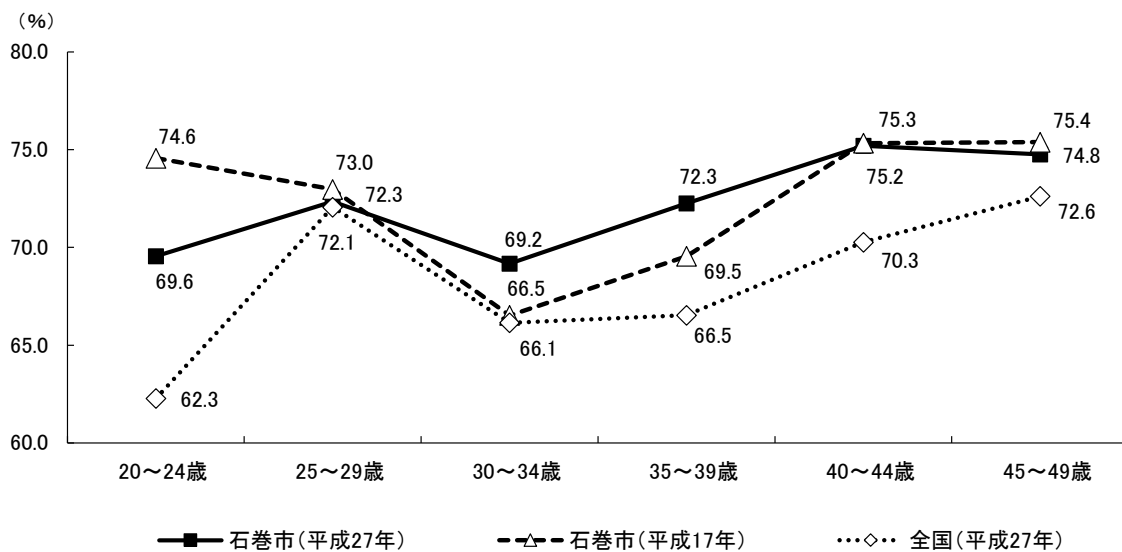
³ コーホート変化率法：各コーホート（同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団）について、過去における人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(4) 就労の状況

本市における女性の年齢別労働力率の推移を見ると、平成17年から平成27年までの10年間で30代の労働力率が上昇しています。全国と比較すると、20代前半と30代後半から40代前半の労働力率が高くなっています。

女性の就業者の地位を見ると、県、全国と比べて「役員・業主等」の割合が高くなっています。雇用者の地位では、「正規職員・従業員」と「派遣」及び「パート・アルバイト等」の割合はほぼ同数となっています。平成22年から平成27年までの5年間で就業上の地位の構成比に大きな変化はみられません。

図表9 女性の年齢別労働力率の状況



資料：「国勢調査」

図表10 女性の就業上の地位別就業者数の状況

	総数	雇用者	正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	役員・業主等
石巻市(平成22年)	30,214 (100.0%)	24,130 (79.9%)	12,061 (39.9%)	532 (1.8%)	11,537 (38.2%)	6,084 (20.1%)
石巻市(平成27年)	27,644 (100.0%)	22,576 (81.7%)	11,334 (41.0%)	524 (1.9%)	10,718 (38.8%)	5,068 (18.3%)
宮城県(平成27年)	462,266 (100.0%)	397,001 (85.9%)	188,325 (40.7%)	16,464 (3.6%)	192,212 (41.6%)	65,265 (14.1%)
全 国(平成27年)	25,841,333 (100.0%)	21,443,363 (83.0%)	9,748,167 (37.7%)	883,563 (3.4%)	10,811,633 (41.8%)	4,397,970 (17.0%)

資料：「国勢調査」

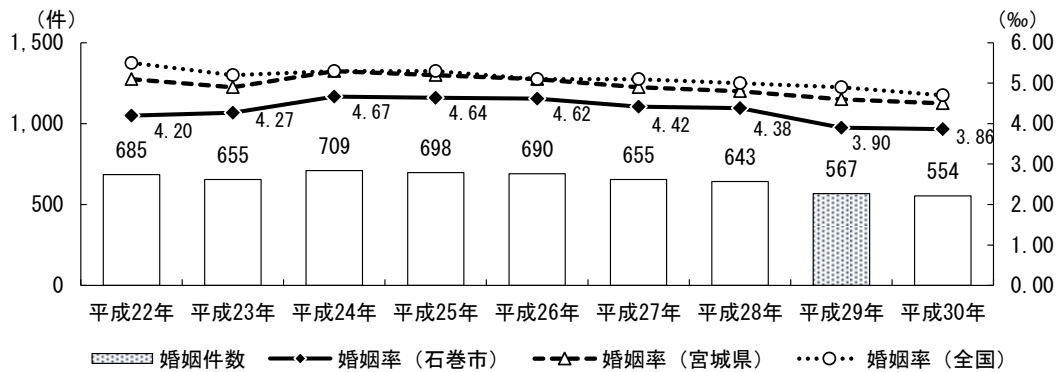
(5) 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻件数は、平成24年以降、減少傾向にあり、平成30年で554件となっています。離婚件数は、平成26年まで減少傾向にありましたが、平成27年に増加し、その後は概ね横ばいで推移し、平成30年で238件となっています。

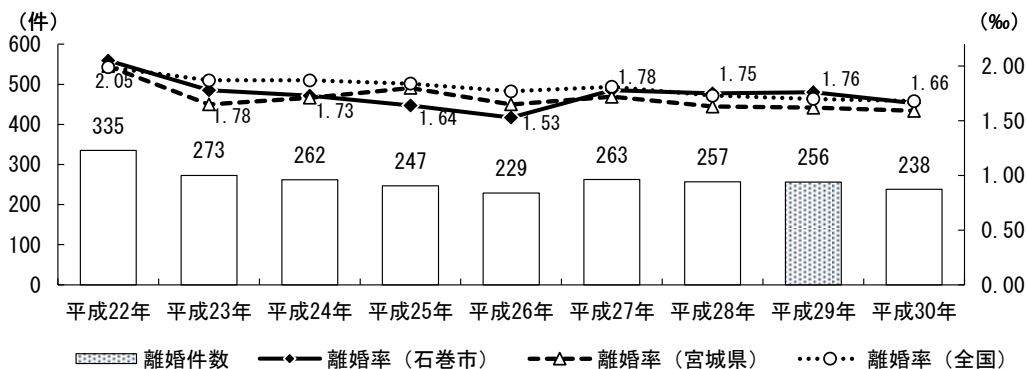
婚姻率は全国、県と比べて低く、離婚率は平成27年以降、県よりやや高く、全国と同程度で推移しています。

未婚率の推移を見ると、女性、男性ともに上昇傾向にあります。

図表11 婚姻件数（率）の推移



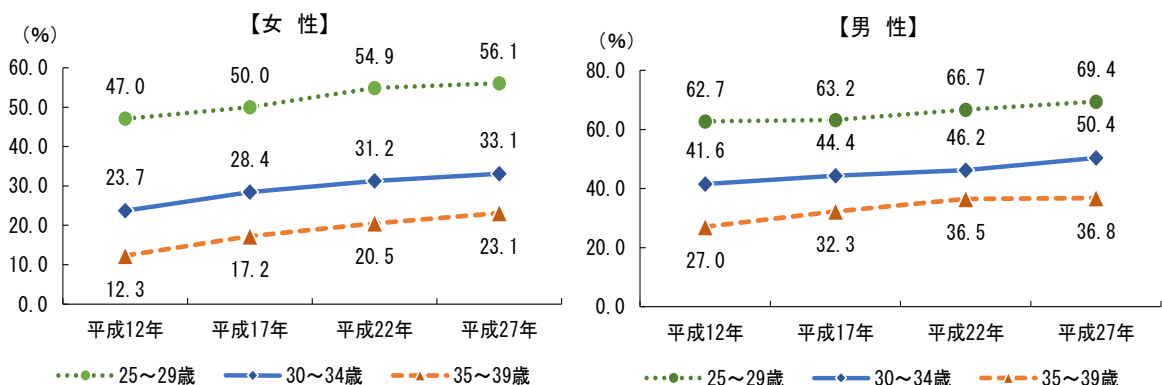
図表12 離婚件数（率）の推移



※婚姻率・離婚率＝人口千人当たり婚姻・離婚件数

資料：「人口動態統計【宮城県版】」

図表13 性別・年齢別未婚率の推移

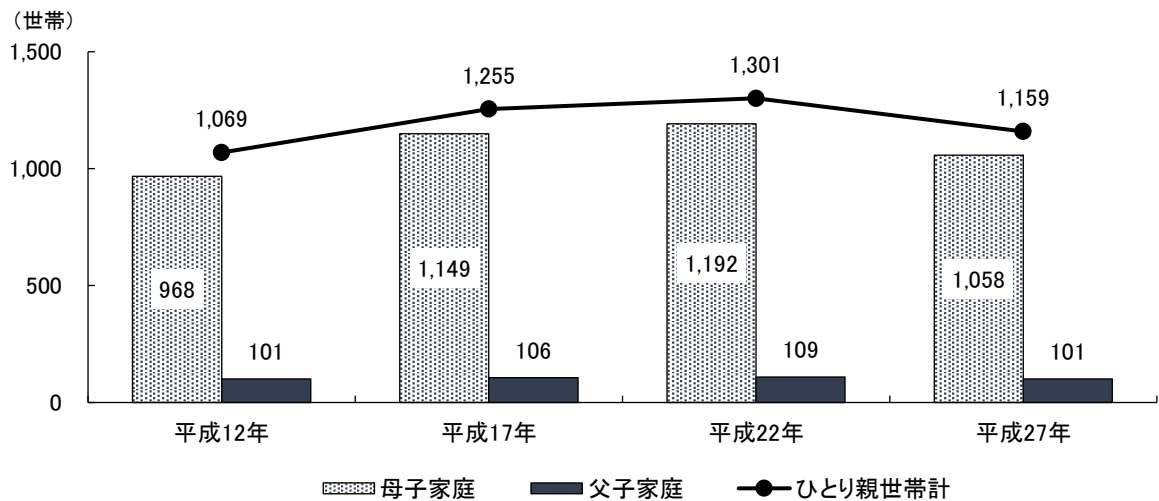


資料：「国勢調査」

(6) ひとり親家庭の状況

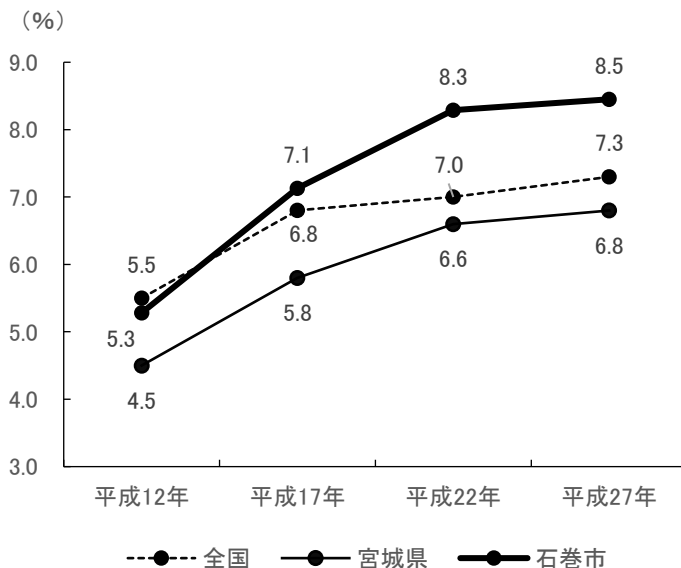
本市における母子世帯と父子世帯を合わせたひとり親世帯は、平成27年に1,159世帯となっており、うち約9割を母子世帯が占めています。また、18歳未満世帯員のいる一般世帯数に対するひとり親世帯の割合は増加傾向となっており、県や国を上回り、平成27年には8.5%と平成12年の約1.6倍となっています。

図表14 石巻市ひとり親世帯の推移



資料:「国勢調査」

図表15 ひとり親世帯の割合の推移



✓ 母子世帯

核家族世帯のうち未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

✓ 父子世帯

核家族世帯のうち未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

✓ ひとり親世帯

母子世帯と父子世帯を合算した世帯

資料:「国勢調査」

(7) 要保護対象児童等の状況

①要保護対象児童の状況

本市虐待防止センター及び東部児童相談所においてケースとして処遇した件数は、平成30年度で796件となっています。内訳を見ると、障害相談が364件で最も多く、次いで児童虐待相談(199件)、養護その他相談(101件)と続いています。

図表16 要保護対象児童延数の推移

区 分		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
		市	児相	合計	市	児相	合計	市	児相	合計	市	児相	合計
養護	①児童虐待相談	68人	205人	273人	74人	144人	218人	60人	93人	153人	79人	120人	199人
	②養護その他相談	75人	31人	106人	61人	14人	75人	87人	5人	92人	75人	26人	101人
障害	③障害相談	—	364人	364人	—	310人	310人	—	325人	325人	—	364人	364人
非行	④ぐ犯等相談	—	6人	6人	—	5人	5人	—	2人	2人	—	1人	1人
	⑤触法等相談	—	2人	2人	—	2人	2人	—	1人	1人	—	1人	1人
育成	⑥性格行動相談	—	33人	33人	—	15人	15人	1人	10人	11人	—	11人	11人
	⑦不登校相談	3人	—	3人	—	—	—	—	—	—	1人	—	1人
	⑧適性相談	—	5人	5人	—	5人	5人	—	2人	2人	—	7人	7人
	⑨しつけ相談	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑩特定妊婦		23人	—	23人	36人	—	36人	42人	—	42人	34人	—	34人
⑪その他		—	133人	133人	—	77人	77人	—	73人	73人	4人	73人	77人
合 計		169人	779人	948人	171人	572人	743人	190人	511人	701人	193人	603人	796人

※当該年度中にケースとして処遇した人数の内訳

資料：石巻市虐待防止センター

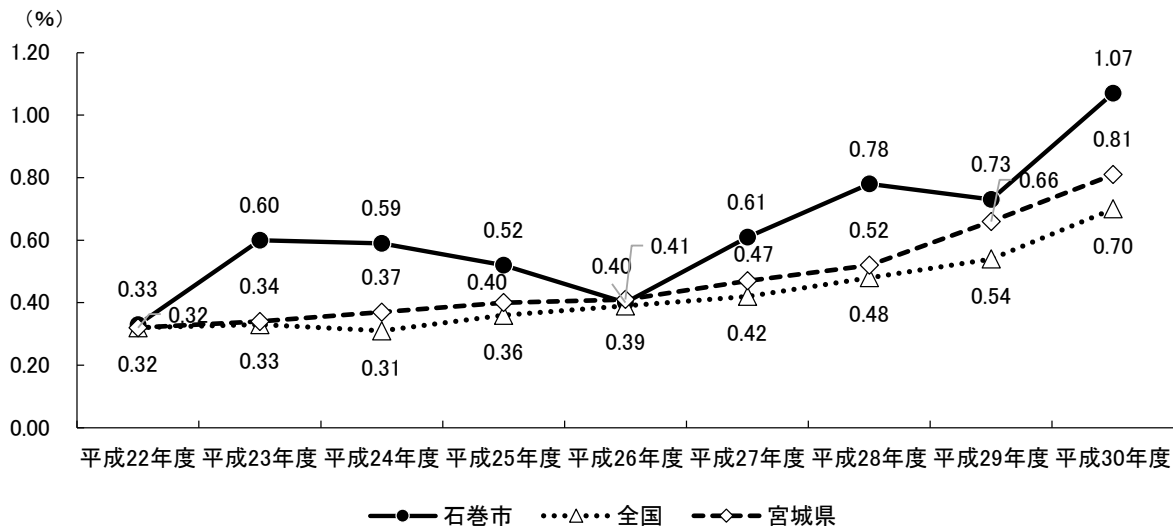
- ①児童虐待相談・・・身体的、心理的、性的虐待及びネグレクト⁴による相談
- ②養護その他相談・・・養育困難に関することや子どもの養育環境、子育て不安などの相談
- ③障害相談・・・身体障害、知的障害、発達障害に関する相談
- ④ぐ犯等相談・・・虚言癖や家出、乱暴等の行為や問題行動のある子ども相談
- ⑤触法等相談・・・警察から児童福祉法第25条の通告や犯罪少年として家庭裁判所から送致、触法行為が思料される相談
- ⑥性格行動相談・・・家庭内暴力や落ち着きがない、友達と遊べない等の相談
- ⑦不登校相談・・・不登校の児童生徒や保護者、関係機関からの相談
- ⑧適性相談・・・進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
- ⑨しつけ相談・・・育児やしつけに関する相談
- ⑩特定妊婦・・・DV被害者や虐待歴のある妊婦、若年妊婦や望まない妊娠などのハイリスクにある妊婦で妊娠期から継続的な支援が必要なケースからの相談
- ⑪その他・・・施設入所関連

⁴ ネグレクト：子ども等の保護や世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。育児放棄。

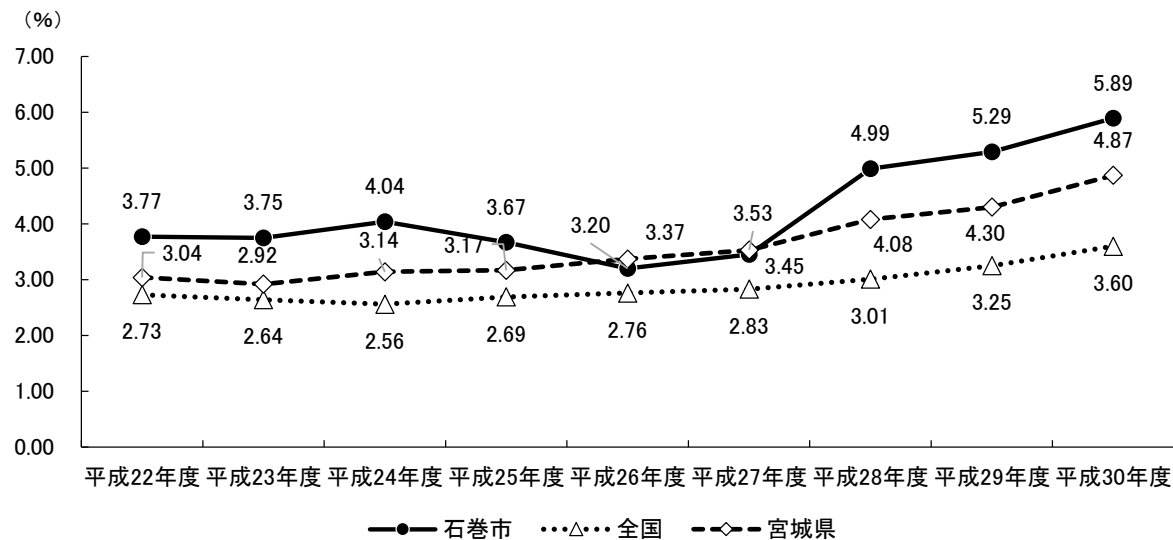
(8) 不登校の状況

本市における不登校⁵の出現率(全児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合)は、小学校、中学校ともに上昇傾向がみられます。国、県より高い水準で推移しており、平成30年度で小学校が1.07%、中学校が5.89%となっています。

図表17 不登校出現率の推移【小学校】



図表18 不登校出現率の推移【中学校】



資料: 石巻市教育委員会

⁵ 不登校: 「病気」や「経済的理由」以外の何かしらの理由で、登校しない(できない) ことにより長期欠席(年度間 30 日以上) している状況をいう。

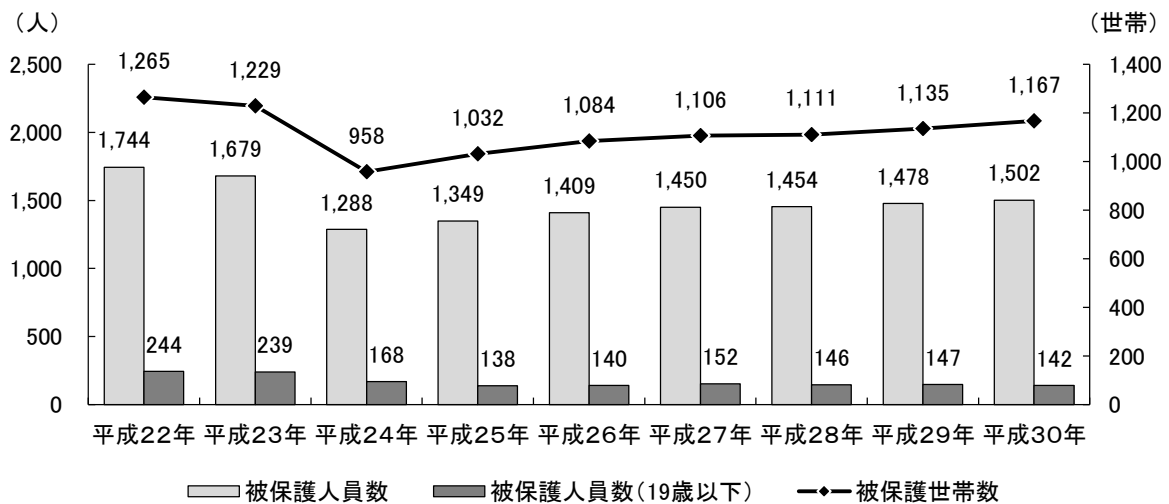
(9) 生活保護世帯の状況

①生活保護被保護人員

平成30年の生活保護被保護世帯数は1,167世帯、被保護人員数は、1,502人となっています。震災の影響等により被保護人員及び被保護世帯ともに一時的に減少したものの、平成25年からは再び増加傾向に転じています。

19歳以下の被保護人員数については、平成24年に大きく減少し、その後は概ね横ばいで推移しています。

図表19 石巻市の生活保護被保護世帯数・被保護人員数の推移



資料:「被保護者全国一斉調査」(平成22年7月1日現在)
「被保護者全国一斉調査」(平成23年7月31日現在)
「被保護者調査」(平成24～30年、各年7月31日現在)

図表20 被保護人員数の推移

単位: 世帯、人

全体		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
石巻市	被保護世帯数	1,265	1,229	958	1,032	1,084	1,106	1,111	1,135	1,167
	被保護人員数	1,744	1,679	1,288	1,349	1,409	1,450	1,454	1,478	1,502
	対前年比(倍)	—	0.96	0.77	1.05	1.04	1.03	1.00	1.02	1.02
宮城県	被保護人員数	25,960	27,749	26,695	27,275	27,826	28,237	28,295	28,669	28,960
19歳以下		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
石巻市	被保護人員数	244	239	168	138	140	152	146	147	142
	対前年比(倍)	—	0.98	0.70	0.82	1.01	1.09	0.96	1.01	0.97
宮城県	被保護人員数	4,253	4,609	4,192	4,027	3,895	3,789	3,592	3,490	—

資料:「被保護者全国一斉調査」(平成22年7月1日現在)
「被保護者全国一斉調査」(平成23年7月31日現在)
「被保護者調査」(平成24～30年、各年7月31日現在)

②生活保護世帯における子どもの進学状況

本市の生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は、100.0%と県や国を上回っています。高等学校等卒業後の進学率については44.4%と、県より17.4ポイント、全国より8.4ポイント高くなっています。一方、高等学校等中退率については5.3%と、県より1.2ポイント低く、国より1.2ポイント高くなっています。

図表21 生活保護世帯に属する子どもの進学状況（平成30年4月1日時点）

		石巻市	宮城県	全国	石巻市 全卒業者
中学卒業後	進学率	100.0%	90.8%	93.7%	98.9%
	就職率	0.0%	2.8%	1.5%	0.1%
高等学校等卒業後	進学率	44.4%	27.0%	36.0%	38.0%
	就職率	55.6%	60.3%	46.6%	38.3%
	高等学校等中退率	5.3%	6.5%	4.1%	—
	高等学校等中退率（一般世帯）	—	1.6%	1.3%	—

資料：石巻市保護課（平成30年4月1日現在）

石巻市全卒業者 「平成30年度学校基本調査」

宮城県 厚生労働省社会・援護局保護課（平成30年4月1日現在）

全国 厚生労働省社会・援護局保護課（平成30年4月1日現在）

高等学校等中退率（一般世帯） 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（平成30年4月1日現在）

※中学卒業後の進学率及び就職率は、平成30年3月に中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者のうち、その翌年度に高等学校等（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を含む）及び専修学校の高等課程に進学、又は就職した者の割合（平成30年4月1日現在）。

※高等学校等卒業後の進学率及び就職率は、平成30年3月に高等学校等（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）及び専修学校等を卒業した者のうち、進学又は就職した者の割合（平成30年4月1日現在）。また、中退者は、平成29年4月の在籍者のうち、当該年度中に中退した者の割合。

※中学卒業後、高等学校等卒業後とも「石巻市」及び「石巻市全卒業者」については、平成30年3月卒業者について平成30年5月1日現在のもの。

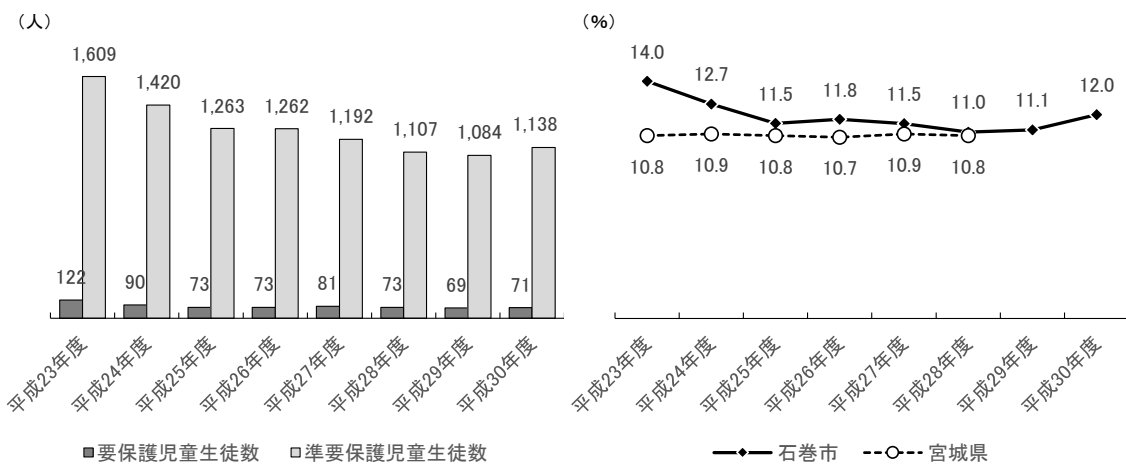
(10) 就学援助制度の状況

学校教育法に基づき実施する就学援助の受給対象となっている本市の要保護児童生徒⁶及び準要保護児童生徒⁷（いずれも経済的理由によって就学困難な児童生徒）数の合計は、平成 23 年度の 1,731 人をピークに、以降減少傾向にありましたが、平成 30 年度から再び増加しています。

また、全児童生徒数に対する就学援助受給率も、平成 23 年度以降減少していましたが、本市においては、平成 29 年度から再び増加し、平成 30 年度は 12.0%となっています。

※就学援助とは、経済的な事情により就学が困難な児童生徒の保護者に対し学用品費等の教育費の一部を援助することにより、児童生徒の就学の機会を確保することができるようにするもの。

図表22 石巻市要保護児童生徒数・準要保護児童生徒数及び就学援助受給率の推移



資料：石巻市教育委員会／宮城県教育委員会

図表23 石巻市就学援助受給率の推移

区分		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
全児童生徒数 (①)	(人)	12,352	11,920	11,586	11,346	11,056	10,715	10,349	10,038
要保護児童生徒数 (②)	(人)	122	90	73	73	81	73	69	71
準要保護児童生徒数 (③)	(人)	1,609	1,420	1,263	1,262	1,192	1,107	1,084	1,138
計 (④：②+③)	(人)	1,731	1,510	1,336	1,335	1,273	1,180	1,153	1,209
就学援助受給率 (④／①)	(%)	14.0	12.7	11.5	11.8	11.5	11.0	11.1	12.0

資料：石巻市教育委員会

⁶ 要保護児童生徒：生活保護を受けている世帯の児童生徒。

⁷ 準要保護児童生徒：生活保護世帯に準じて経済的に厳しい世帯の児童生徒。認定基準は市町村によって異なる。

(11) 東日本大震災による被災児童の状況

東日本大震災で両親等のいずれかを亡くした市内の児童（震災遺児）は、震災時点（平成23年3月11日現在）で209人、直近（令和元年10月13日現在）で69人となっています。

また、両親等が亡くなった又は行方不明となっている児童（震災孤児）は、震災時点で49人、直近では14人となっています。いずれも卒業や転居などにより、年数の経過とともに減少しています。

被災児童生徒就学支援事業の対象となっている児童生徒数は、平成30年度で小学生が1,636人、中学生が917人、計2,553人となっています。

図表24 石巻市の震災による遺児・孤児の人数

区 分		未就学児	小学生	中学生	高校生	計
震災遺児	平成23年3月11日現在	29人	71人	55人	54人	209人
	令和元年10月13日現在	0人	12人	22人	35人	69人
震災孤児	平成23年3月11日現在	4人	15人	12人	18人	49人
	令和元年10月13日現在	0人	2人	4人	8人	14人

資料：石巻市市民相談センター

※平成23年3月11日現在の人数は、震災当時石巻市に住民登録のあった遺児及び孤児の数

図表25 「被災児童生徒就学支援事業」対象児童生徒数（小・中学校）

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
対象児童生徒数 小学校	2,482人	2,360人	2,262人	2,049人	1,939人	1,874人	1,636人
対象児童生徒数 中学校	1,454人	1,375人	1,361人	1,239人	1,202人	1,136人	917人
計	3,936人	3,735人	3,623人	3,288人	3,141人	3,010人	2,553人

資料：石巻市教育委員会

(12) 子どもの貧困に関する指標及び実態

指標名	石巻市	宮城県	全国	出典等
生活保護世帯の子どもに関する指標				
1. 子どもの高等学校等進学率	100.0%	93.8%	93.3%	厚生労働省社会・援護局 保護課調べ
2. 子どもの高等学校等中退率	7.7%	4.8%	4.5%	
3. 子どもの大学等進学率	42.9%	21.5%	33.1%	
4. 子どもの就職率（中学校卒業後）	0.0%	2.3%	1.6%	
5. 子どもの就職率（高等学校卒業後）	42.9%	58.4%	44.3%	
児童養護施設の子どものに関する指標				
6. 子どもの進学率（中学校卒業後）	不明	100.0%	98.1%	厚生労働省子ども家庭 局家庭福祉課調べ
7. 子どもの就職率（中学校卒業後）	不明	0.0%	1.1%	
8. 子どもの進学率（高等学校卒業後）	不明	16.7%	27.1%	
9. 子どもの就職率（高等学校卒業後）	不明	75.0%	67.2%	
ひとり親家庭の子どもに関する指標				
10. 子どもの就園率（保育所・幼稚園）	不明	未実施	73.4%	平成28年度全国母子世帯等調査
11. 子どもの進学率（中学校卒業後）	県調査では該当項目なし。全国調査については全国を母集団とした抽出調査になっており、市町村、都道府県データなし。		96.3%	平成28年度全国母子世帯等調査（特別集計）
12. 子どもの就職率（中学校卒業後）			1.7%	
13. 子どもの進学率（高等学校卒業後）			58.5%	
14. 子どもの就職率（高等学校卒業後）			24.8%	
就学支援等に関する指標				
15. スクールソーシャルワーカーの配置人数	6人	48人	1,780人	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
16. スクールカウンセラーの配置率（小学校）	100.0%	100.0%	58.6%	
17. スクールカウンセラーの配置率（中学校）	100.0%	100.0%	88.4%	
18. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	100.0%	75.3%	75.3%	
19. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	100.0%	73.1%	73.1%	
20. 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子）	日本学生支援機構実施事業のため、市町村、都道府県にデータなし。		72.2%	独立行政法人日本学生支援援護課調べ（※）
21. 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（有利子）			97.2%	
			100.0%	
ひとり親家庭に関する指標				
22. ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	不明	未実施	81.8%	平成28年度全国母子世帯等調査
23. ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	不明	未実施	85.4%	
子どもの貧困率				
24. 子どもの貧困率	全国調査については、全国を母集団とした抽出調査になっており、市町村、都道府県データなし		13.9%	国民生活基礎調査
25. 子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率			50.8%	

※「子どもの貧困対策大綱」の見直しに伴い、貧困に対する指標が見直されています。今後は、新たな指標に基づき、進捗状況等を点検・評価しながら施策を推進します。

2 子ども・子育て支援二一ズ調査からみる子育て環境の状況

①調査の目的

第2期石巻市子ども未来プランの策定に当たり、より子育てしやすい環境づくりを進めるため、子育て家庭の実態や意向、教育・保育事業等のニーズを把握し、計画策定の参考とするために実施しました。

②調査の概要

- 調査対象：市内在住の就学前児童がいる家庭の保護者 2,000 人
：市内在住の小学生がいる家庭の保護者 2,000 人
- 調査期間：平成 30 年 11 月 29 日から 12 月 14 日まで
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 配布・回収：

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率	前回（H25）回収率
就学前児童保護者	2,000	956	47.8%	40.5%
小学生保護者	2,000	968	48.4%	46.3%
計	4,000	1,924	48.1%	43.4%

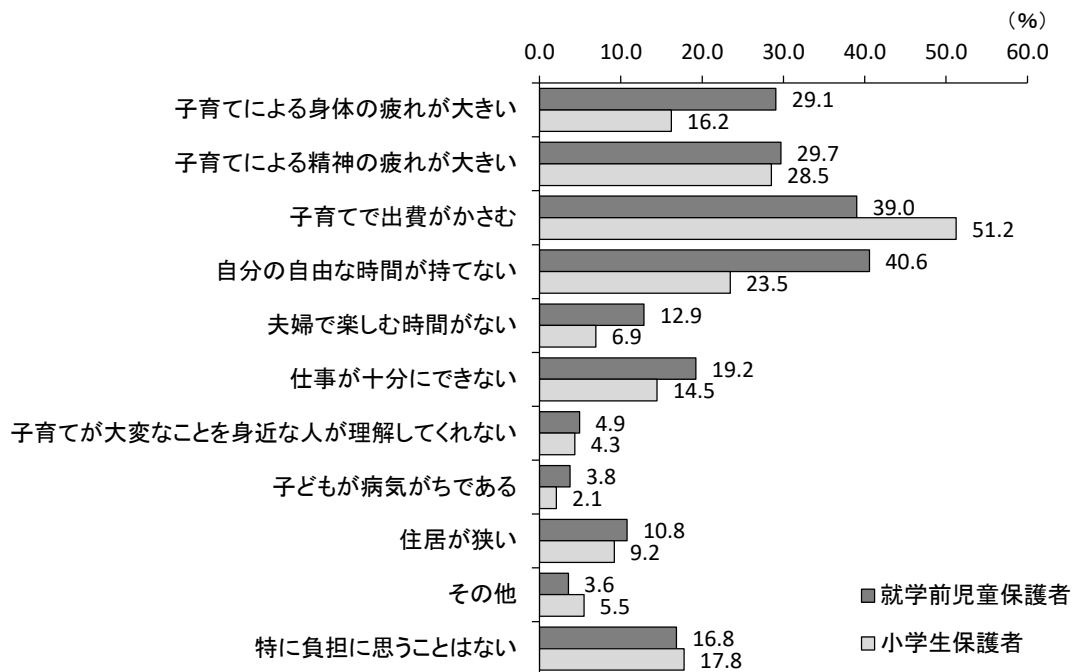
(2) 子育て家庭、親が抱える不安、悩みの状況

①子育てをする上で特に負担に思うこと

子育てをする上で、特に負担と思うことについて、「子育てで出費がかさむ」、「自分の自由な時間が持てない」、「子育てによる精神の疲れが大きい」等の割合が高くなっています。

また、子育てを主に母親が行っている人や日頃子どもをみてもらえる親族・知人がいない人では、父母ともに子育てを行っている人や日頃子どもをみてもらえる人がいる人に比べて、身体的、精神的疲れが大きい傾向が見られます。

図表26 子育てする上で特に負担に思うこと



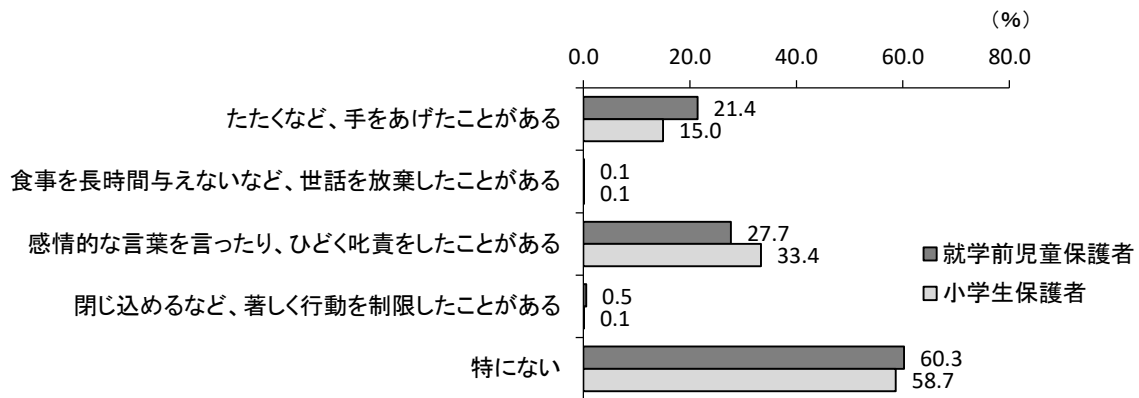
②虐待、不適切な養育について

この3か月間で「感情的な言葉を言ったり、ひどく叱責したことがある」、「たたくなど、手をあげたことがある」の行動をとったことがある人が約3割、複数回答では約2割となっています。不安や負担が多い人ほど、また、主に母親が行っている人のほうが「感情的な言葉を言ったり、ひどく叱責したことがある」、「たたくなど、手をあげたことがある」の割合が高くなっています。

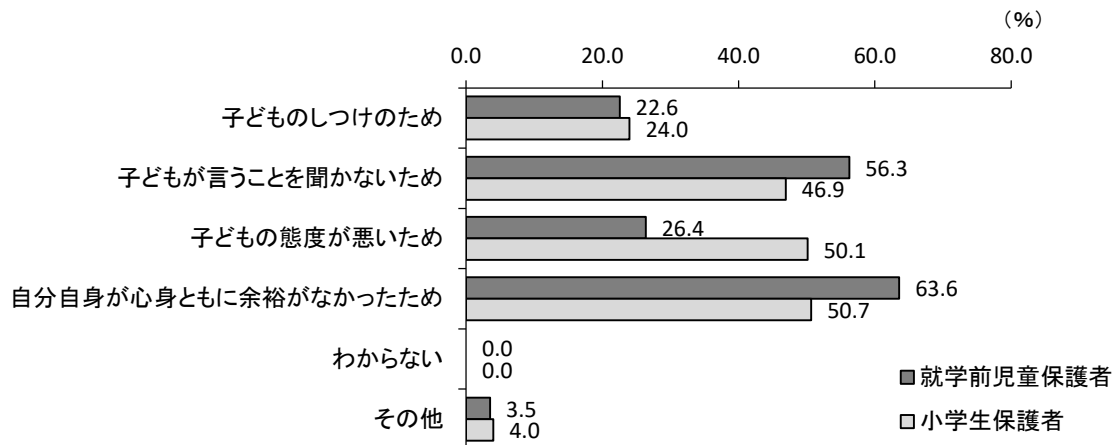
そのようなことをした理由について、「自分自身が心身ともに余裕がなかったため」が最も高くなっています。また、2割強の人が「子どものしつけのため」と回答しています。

自分の子どもへの対応についての相談相手について、「配偶者・パートナー」、「親・きょうだい」、「友人・知人」が高くなっていますが、「だれにも話したり、相談したりしなかった」も2割以上います。

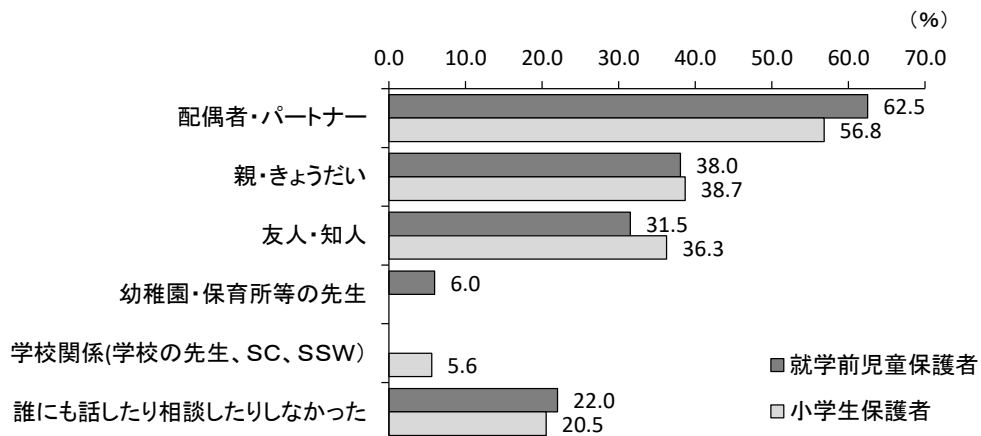
図表27 この3か月の間の自分の子どもに対する行動について



図表28 そのような行動をした理由



図表29 そのときの状況や気持ちについて話したり相談した相手



※ SC：スクールカウンセラー SSW：スクールソーシャルワーカー

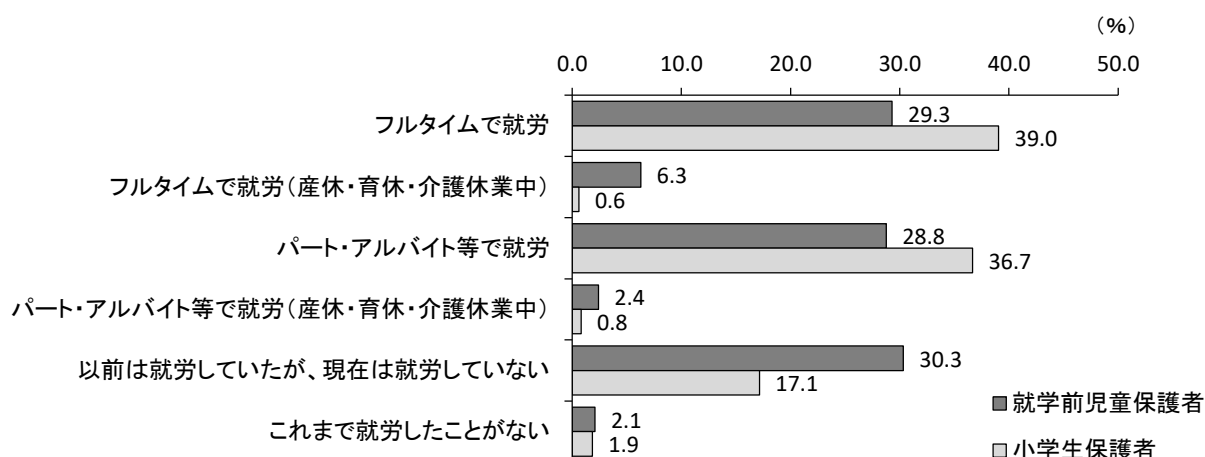
(3) 就労意向の変化

①母親の就労状況

母親の就労状況について、フルタイム若しくはパート・アルバイトで就労している人は、産休・育休・介護休業中の人も含め、就学前児童保護者で7割弱、小学生保護者で8割弱となっています。

前回調査の結果と比較すると、「フルタイムで就労」及び「パート・アルバイト等で就労」の割合が増加し、以前は就労していたが、現在は「就労していない」の割合が減少しています。

図表30 母親の就労状況



図表31 母親の就労状況の前回結果の比較 (%)

カテゴリー名	就学前児童		小学生	
	今回	前回	今回	前回
フルタイムで就労	29.3	24.7	39.0	36.8
フルタイムで就労(産休・育休・介護休業中)	6.3	6.4	0.6	1.4
パート・アルバイト等で就労	28.8	20.4	36.7	31.2
パート・アルバイト等で就労(産休・育休・介護休業中)	2.4	2.1	0.8	0.9
以前は就労していたが、現在は就労していない	30.3	41.0	17.1	21.6
これまで就労したことがない	2.1	2.3	1.9	2.8

②今後の就労意向

就労していない母親の今後の就労希望について、前回調査の結果と比較すると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」人の割合が増加しています。

図表32 就労していない母親の今後の就労意向と前回結果の比較 (%)

カテゴリー名	就学前児童		小学生	
	今回	前回	今回	前回
子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)	22.3	26.8	32.1	33.2
一番下の子供が●歳になった所に就労したい	44.5	45.6	22.8	30.5
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	28.7	25.6	37.5	32.3

(4) 教育・保育事業及び放課後の居場所

① 保育所・幼稚園等の利用状況

定期的な教育・保育事業を利用している人は7割弱で、前回調査の結果と比較すると大幅に増加しています。

利用している教育・保育施設の満足度について、「とても満足に感じる」と「ある程度満足に感じる」を合わせると、9割以上の方が『満足している』と回答しています。前回調査の結果と比べても「とても満足に感じる」の割合が増加しています。

定期的な教育・保育事業を利用していない理由について、「子どもが小さいうちは、家庭で教育・保育したい」、「子どもの母親か父親が就労していないので、利用する必要がない」の割合が高くなっています。「利用したいが、幼稚園・保育所等に空きがない」も2割弱で、前回調査の結果と比べて増加しています。

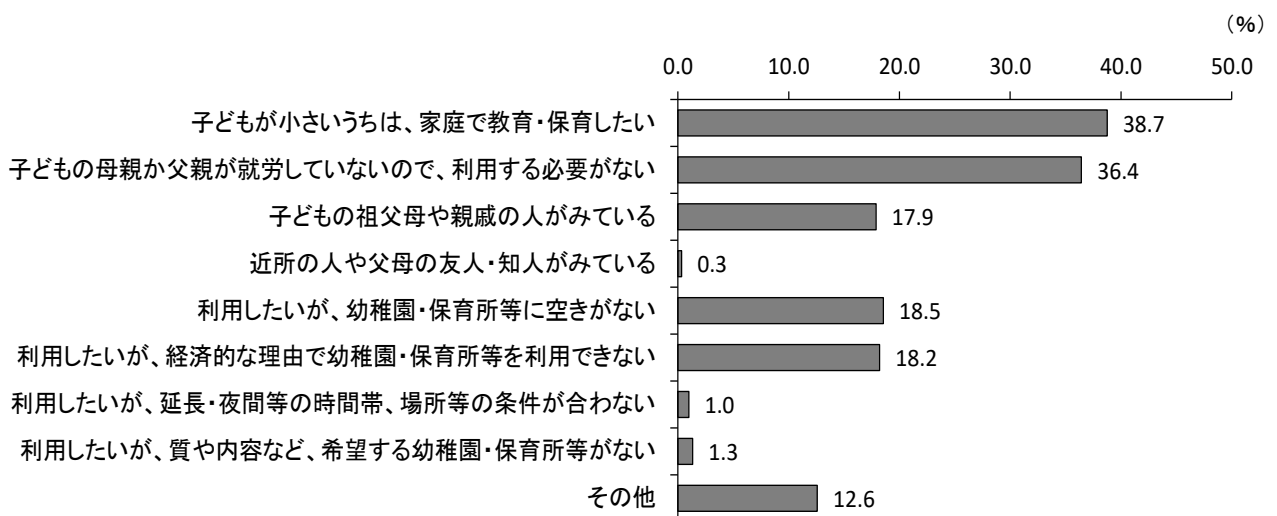
図表33 定期的な教育・保育事業の利用状況（％）

カテゴリー名	今回	前回
利用している	68.1	48.1
利用していない	31.6	51.0

図表34 利用している教育・保育施設等の満足度（％）

カテゴリー名	今回	前回
とても満足に感じる	51.6	44.4
ある程度満足に感じる	41.8	46.4
あまり満足に感じない	4.9	7.4
まったく満足に感じない	0.8	0.5

図表35 定期的な教育・保育事業を利用していない理由



②今後の保育所・幼稚園等の利用意向

利用したい定期的な教育・保育事業について、「市立保育所及び私立認可保育所（園）」が最も高く、次いで「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」と続いています。

前回調査の結果と比較すると、「認定こども園」の割合がやや減少しています。

図表36 今後、定期的にご利用したい教育・保育事業（％）

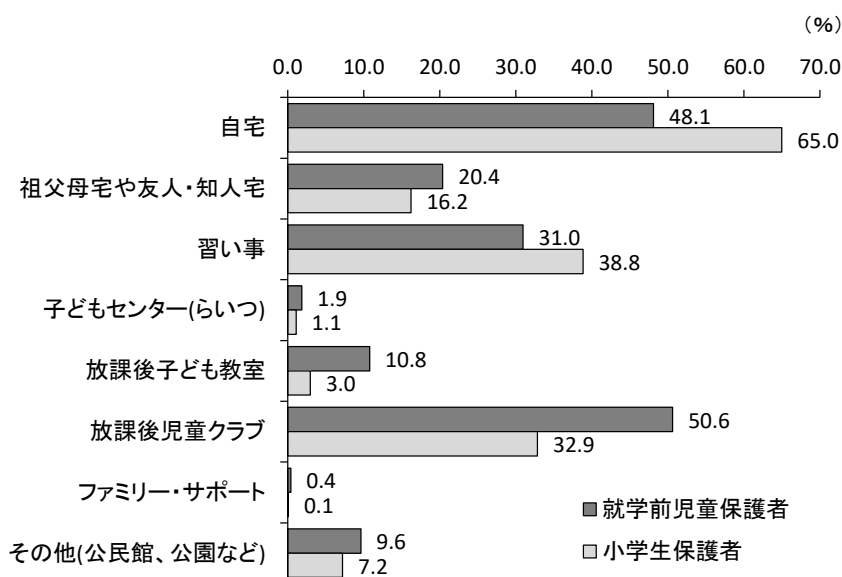
カテゴリー名	今回	前回
市立保育所及び私立認可保育所（園）	53.5	52.7
幼稚園	51.4	50.0
幼稚園の預かり保育	27.8	27.0
認定こども園	16.8	22.0
小規模保育事業所	7.1	9.5
事業所内保育施設	6.6	9.0
ファミリー・サポート	6.1	6.8
居宅訪問型保育	1.7	2.1
家庭的保育（保育ママなど）	1.4	4.1
その他の認可外の保育施設	0.7	3.3
その他	2.1	1.5

③放課後の居場所

就学前児童（5歳）の保護者では、小学校入学後、低学年のうちに放課後に過ごさせたい場所について、「放課後児童クラブ」が最も高く、次いで「自宅」、「習い事」と続いています。

一方、小学生が現在、過ごしている場所は、「自宅」が最も高く、次いで「習い事」、「放課後児童クラブ」と続いており、5歳児保護者の希望とのギャップがみられます。

図表37 放課後に過ごさせたい（過ごしている）場所



(5) 仕事と子育ての両立の状況

①育児休業の取得状況

育児休業の取得状況について、前回調査の結果と比較すると、母親では「働いていなかった」の割合が減少し、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。父親では、「取得していない」が約9割で、前回調査の結果と比較して増加しています。

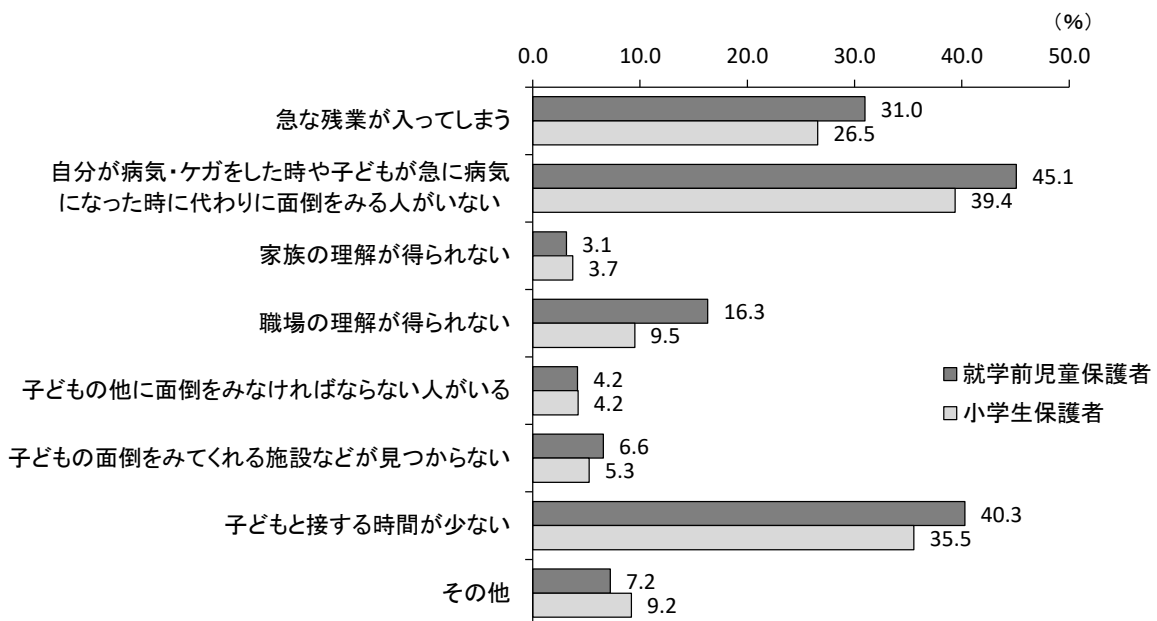
図表38 育児休業の取得状況（％）

	母親		父親	
	今回	前回	今回	前回
働いていなかった	46.9	55.3	0.7	1.5
取得した（取得中である）	37.9	26.9	1.7	3.8
取得していない	13.7	14.6	89.0	85.7

②仕事と子育てを両立させる上で大変なこと

仕事と子育ての両立で特に大変だと感じることにについて、就学前児童保護者、小学生保護者とも、「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」が最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」、「急な残業が入ってしまう」と続いています。

図表39 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること



3 子どもの生活実態調査からみる子どもの貧困の状況

(1) 調査の実施概要

①調査の目的

市内の一般世帯と児童扶養手当受給世帯及び生活保護受給世帯（以下「対象世帯」という。）の保護者並びに中学生・高校生を対象に、子どもの生活実態を調査し、子どもの生活・学習習慣及び保護者の経済状況、就労状況等の実態を把握することにより、効果的な取り組みを推進するための基礎資料として活用することを目的とし実施しました。

②調査の概要

○ 調査対象：

保護者	一般世帯	0～12歳未満の児童のいる世帯	450人
		12～18歳未満の児童のいる世帯	550人
	対象世帯	0～12歳未満の児童のいる世帯 ・児童扶養手当受給世帯407人 ・生活保護世帯43人	450人
		12～18歳未満の児童のいる世帯 ・児童扶養手当受給世帯504人 ・生活保護世帯46人	550人
中学生・高校生	一般世帯	12～18歳未満の児童	550人
	対象世帯	12～18歳未満の児童	550人
計			3,100人

※中学生・高校生は、保護者と同一世帯の者

○ 調査期間：平成 30 年 9 月 10 日から 10 月 5 日まで

○ 調査方法：郵送配布・郵送回収

○ 配布・回収：

調査対象者		配布数 (a)	有効回収数 (b)	有効回収率 (b) / (a)
保護者	一般世帯	1,000	556	55.6%
	対象世帯	1,000	494	49.4%
中学生・高校生	一般世帯	550	256	46.5%
	対象世帯	550	232	42.2%
計		3,100	1,538	49.6%

(2) 生活困難の定義

本調査では、「『東京都子供の生活実態調査報告書』 首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター（2017）」を参考に、子どもの生活における「生活困難」を、3つの要素から分類しました。

(ア) 低所得

国が算出した貧困線と調査回答から得られた可処分所得（所得のうち、税金・社会保険料などを除いた額）を比較し、貧困線以下の可処分所得額の世帯を「低所得」としました。

(イ) 家計の困難

過去1年間に、経済的な理由で電話、電気、ガス、水道、家賃などの料金の滞納があったか、また、過去1年間に「家族が必要とする食料が買えなかった経験」、「家族が必要とする衣類が買えなかった経験」があったかの7つの項目のうち、1つ以上が該当する場合を「家計の困難」としました。

(ウ) 子どもの体験や所有物の欠如

過去1年間に、子どもと「海水浴に行く」などの体験をしたか、「毎月お小遣いを渡す」などのことをしているかの15項目のうち、3つ以上が該当している場合を、「子どもの体験や所有物の欠如」の状況にあるとしました。

【「生活困難」の取扱いについて】

本調査では、上記（ア）～（ウ）の3つの要素から、生活困難層、困窮層、周辺層及び一般層を、下表のとおり分類し、クロス集計することで、生活困難度と子どもの生活等との関連性を分析しました。

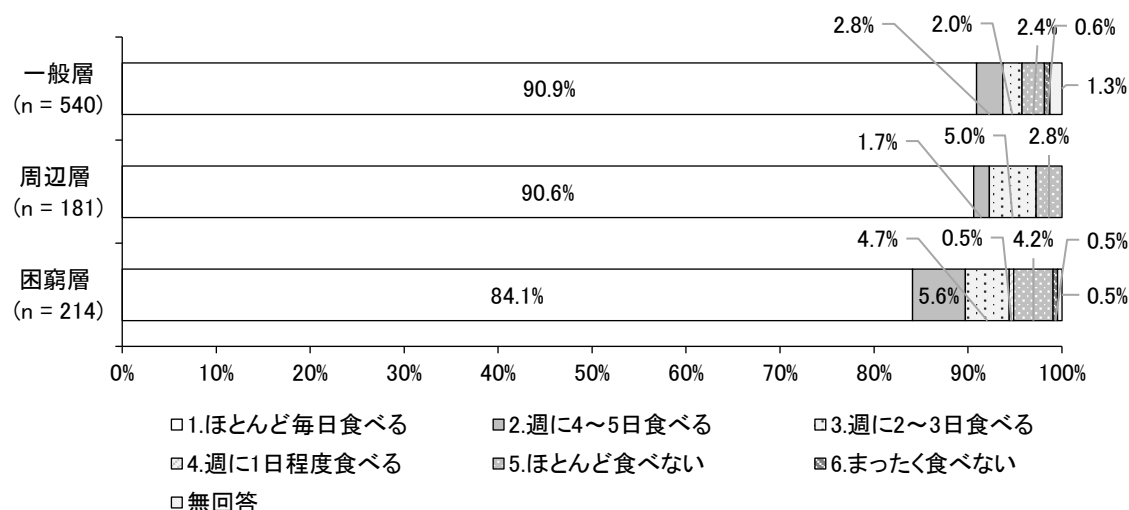
生 活 困 難 層	困窮層＋周辺層
困 窮 層	(ア)～(ウ)のうち、2つ以上の要素に該当
周 辺 層	(ア)～(ウ)のうち、いずれか1つの要素に該当
一 般 層	(ア)～(ウ)のいずれの要素にも該当しない

（３）生活困難度の子どもの生活等への影響

①朝食の摂取状況

子どもの朝食の頻度について、一般層、周辺層では９割以上が「ほとんど毎日食べる」と回答している一方、困窮層では毎日食べない者の割合が一般層の約２倍となっています。

図表40 朝食を食べる頻度（小学生保護者）

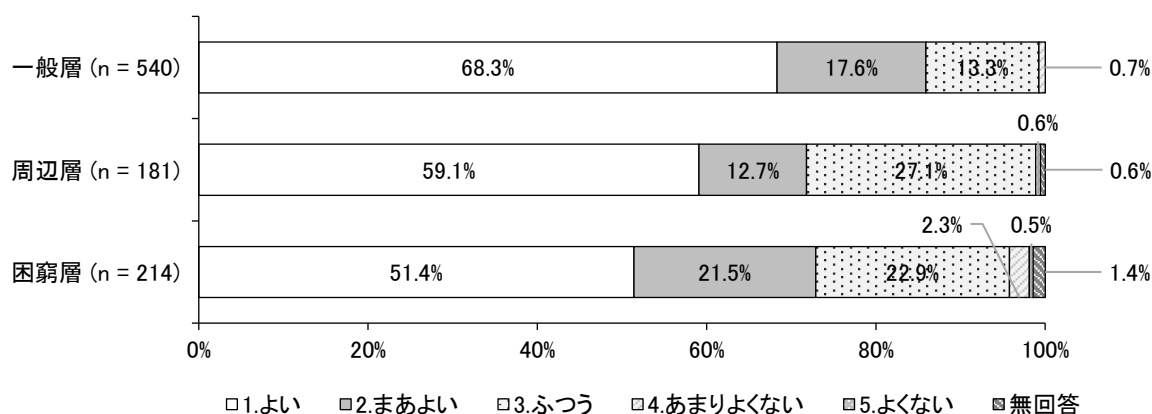


②子どもの健康状態・自己効力感

保護者に子どもの健康状態をたずねたところ、「よい」と答えた人は一般層で７割弱、困窮層で５割強と差が見られ、困窮度が高まるごとに頭痛、腹痛等健康状態が悪くなる傾向がみられます。

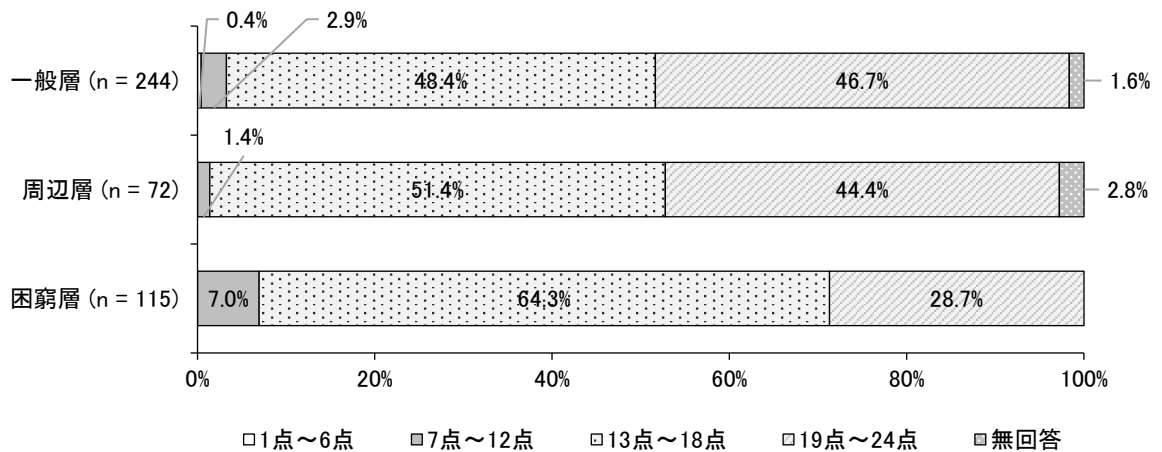
中高生のセルフ・エフィカシー（自己効力感）⁸を生活困難度別に見ると、困窮層は「13点～18点」に集中しており、一般層、周辺層と比較しても「19点～24点」の割合が低く、困窮度が高まると自己効力感が低下していることが分かります。

図表41 子どもの健康状態（保護者）



⁸ セルフ・エフィカシー（自己効力感）：ある課題に直面した際に「自分はやり遂げられる」と思える感覚のこと。

図表42 セルフ・エフィカシー得点の分布（中高生）

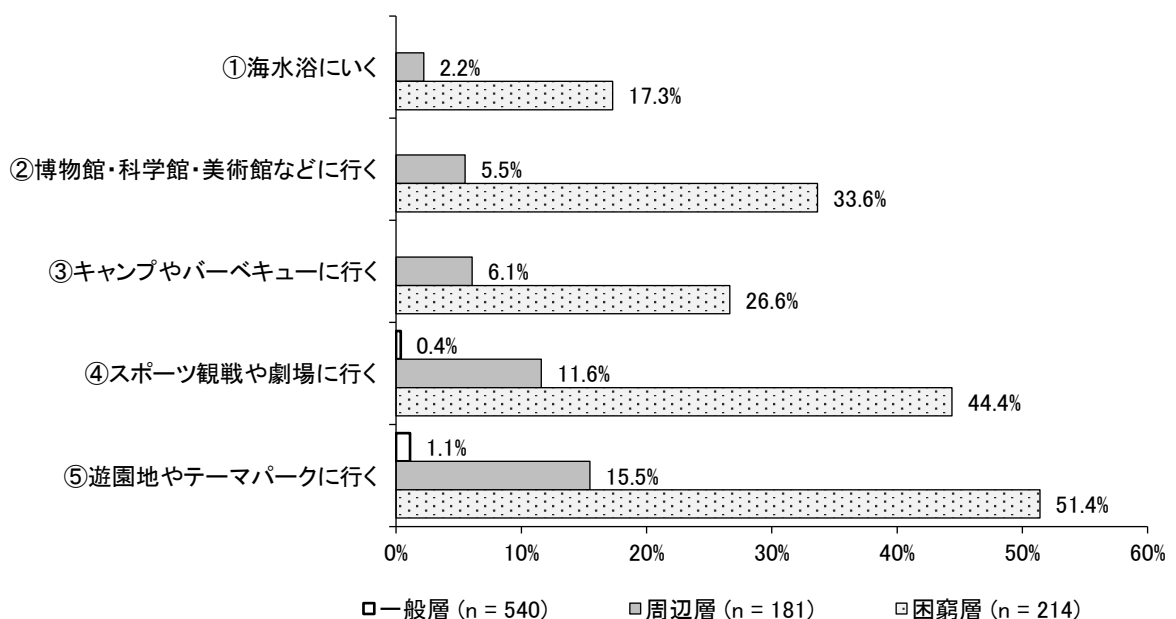


③体験・子どもへの支出

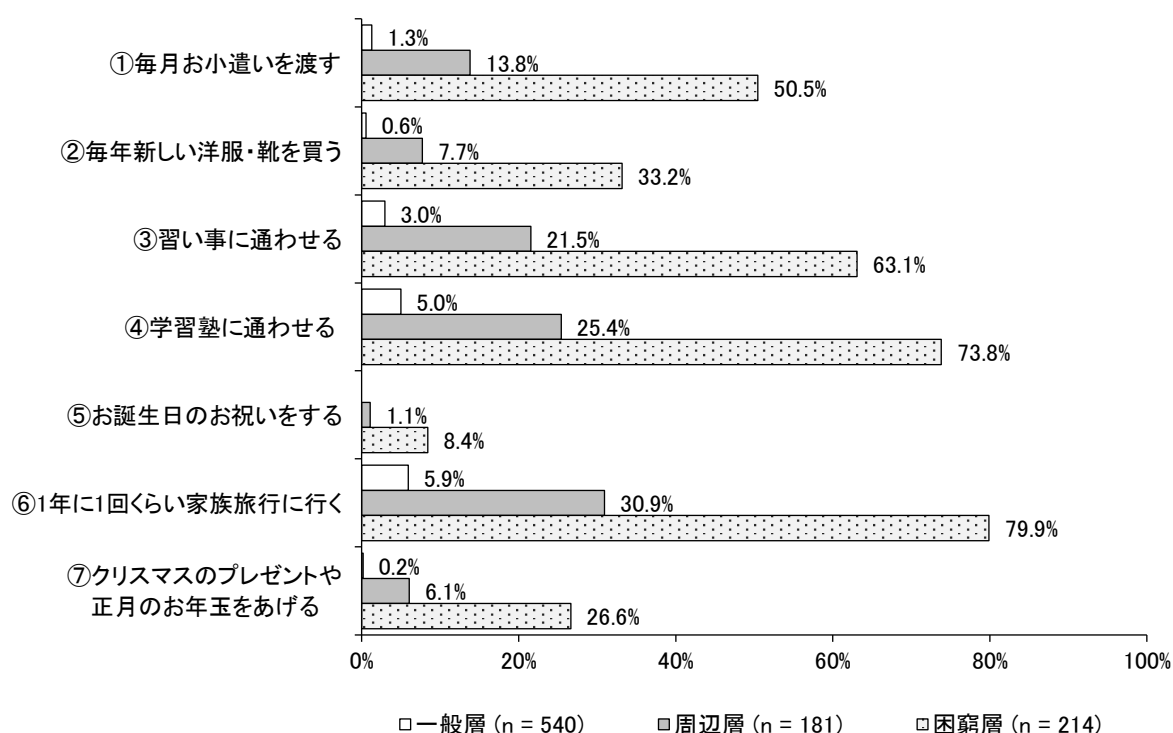
子どもの体験について、「金銭的な理由」で体験ができない割合は生活困難度によって大きな差があり、困窮層においては、2割弱から5割強の保護者が、これらの体験ができなかったと回答しています。

子どもへの支出についても、全ての項目において大きな差があり、困窮層の7割超が、「1年に1回くらい家族旅行に行く」、「学習塾に通わせる（又は家庭教師に来てもらう）」ことができず、6割超が「習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる」ことができないとしています。

図表43 金銭的な理由で子どもが体験できないこと（保護者）



図表44 経済的にできない子どもへの支出（保護者）



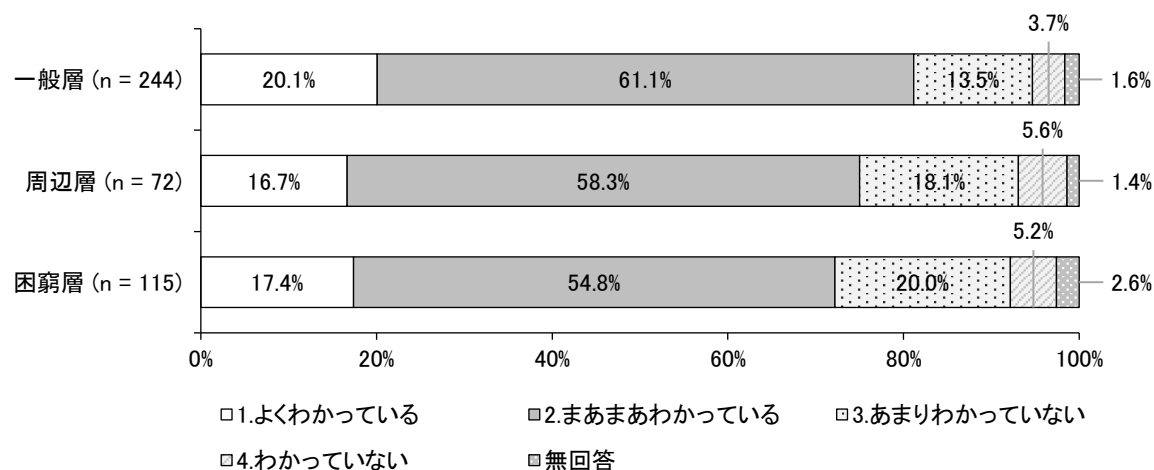
④学習・進学について

中高生の学校の授業の理解度について、一般層では8割強が「わかる（よくわかっている、まあまあわかっている）」と回答したのに対し、困窮層では7割強とやや差が見られました。

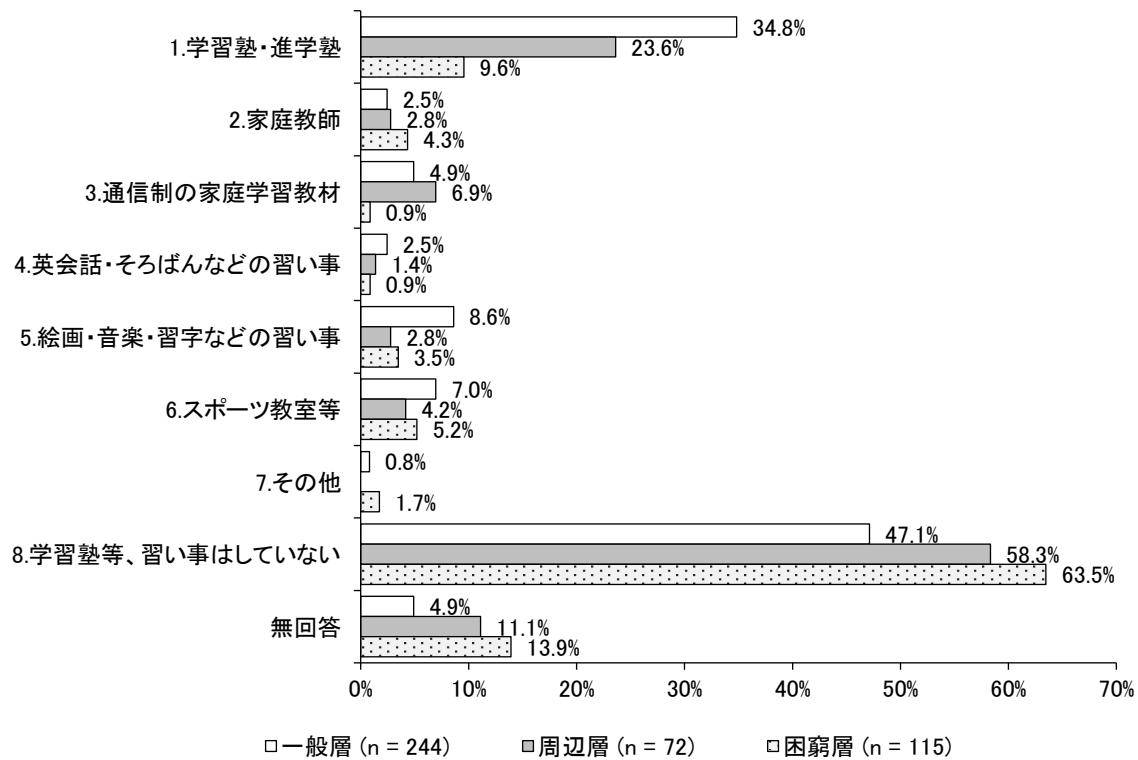
また、中高生に学習塾や習い事の利用とその内容をたずねたところ、困窮層と一般層の差を見ると、学習塾・進学塾で25.3ポイント差があり、学習塾や習い事をしていない割合も、困窮層が一般層より16.1ポイント高い結果となりました。

将来の、希望する進路の理想と現実とのギャップについては、一般層では大きな差が見られない一方、周辺層、困窮層では、特に「大学」において大きな差が見られました。

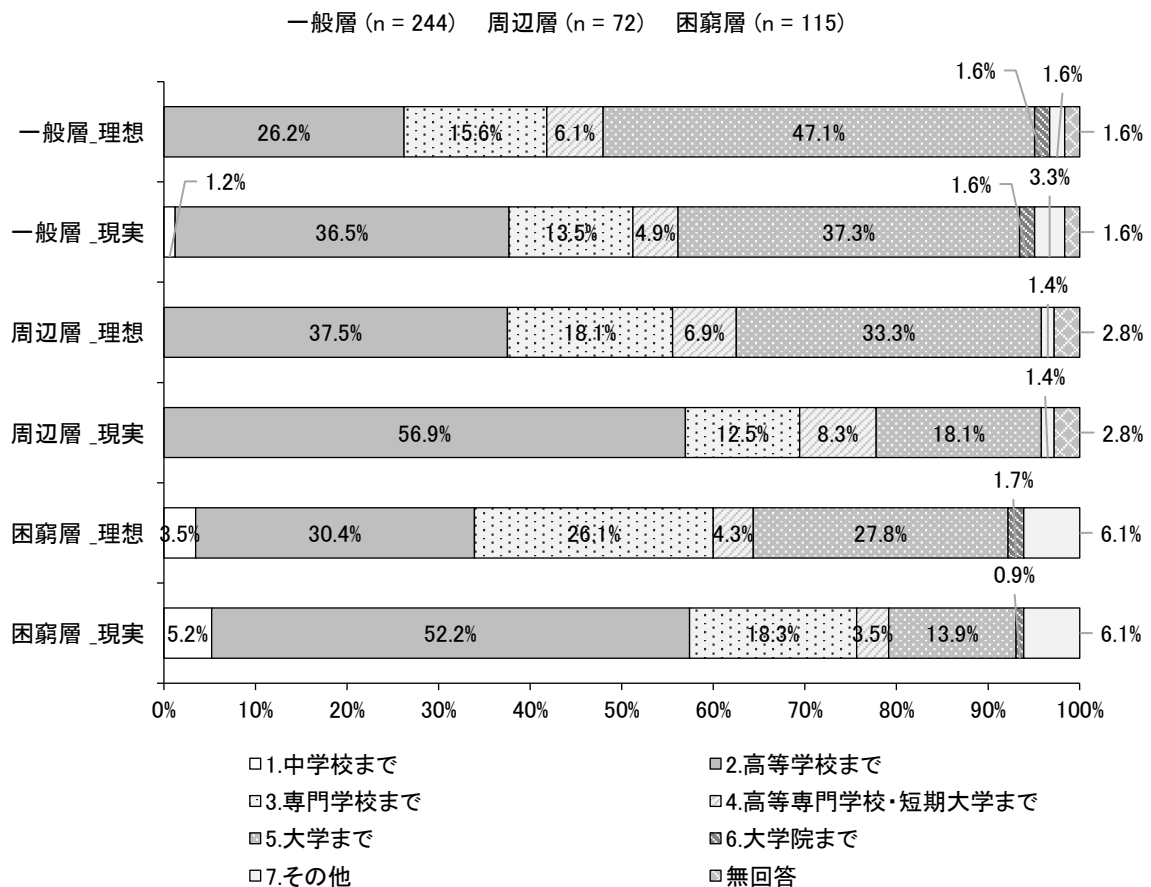
図表45 授業の理解度（中高生）



図表46 学習塾や習い事の利用（中高生）



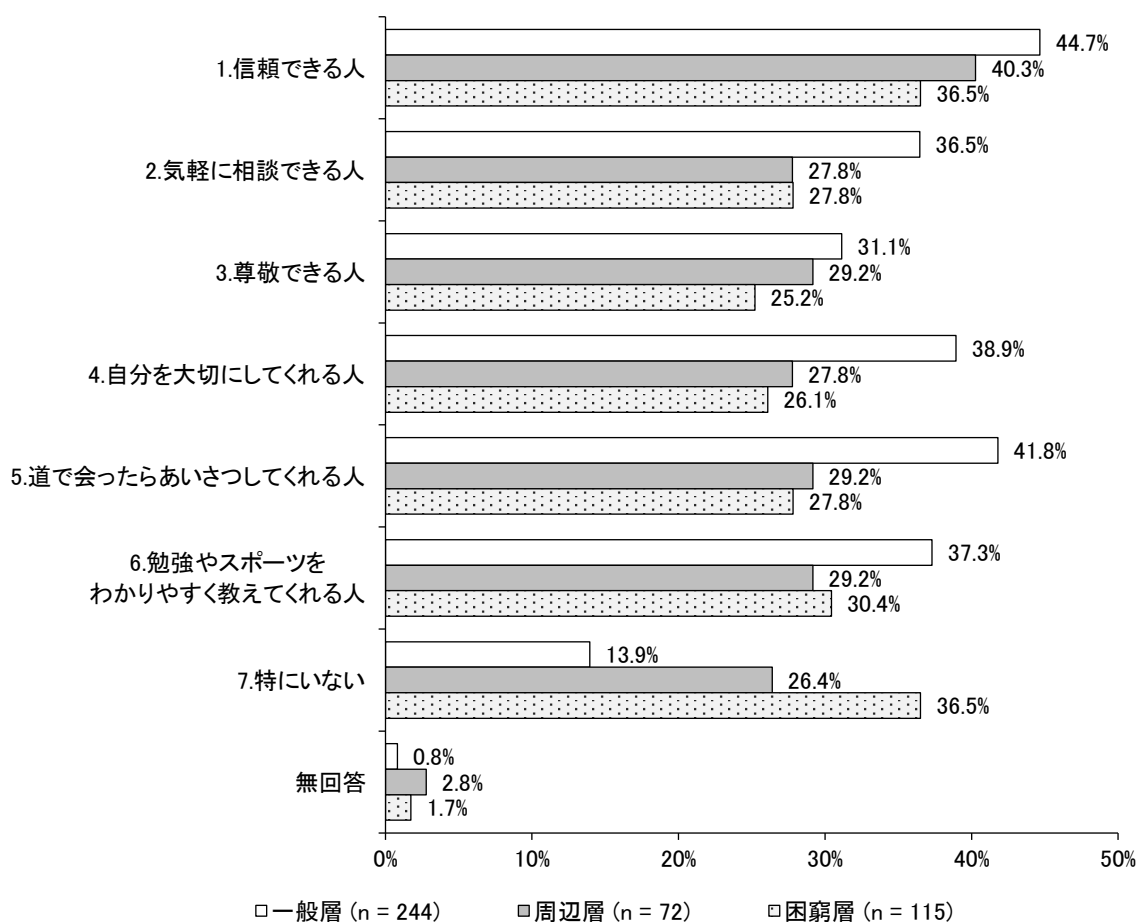
図表47 理想と現実の進路（中高生）



⑤親以外の大人との関わり

周りにいる親以外の大人について、いずれの層も「信頼できる人」の割合が最も高く、全体で4割程度が選択しています。一方、困窮層ほど、「道で会ったらあいさつしてくれる人」、「自分を大切にしてくれる人」の割合が低く、「特にいない」の割合が高くなっています。

図表48 周りにいる親以外の大人（中高生）

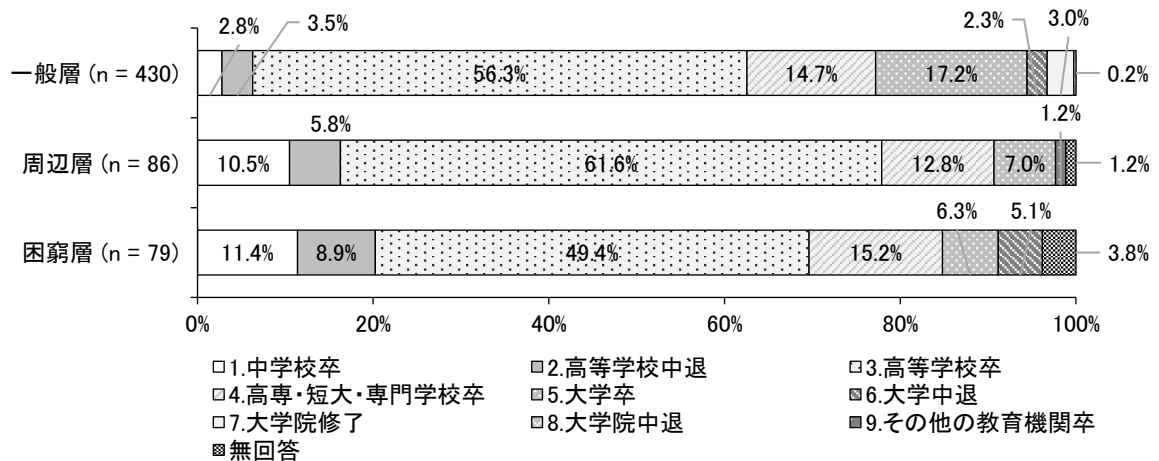


(4) 生活困難度と保護者の状況との関連性

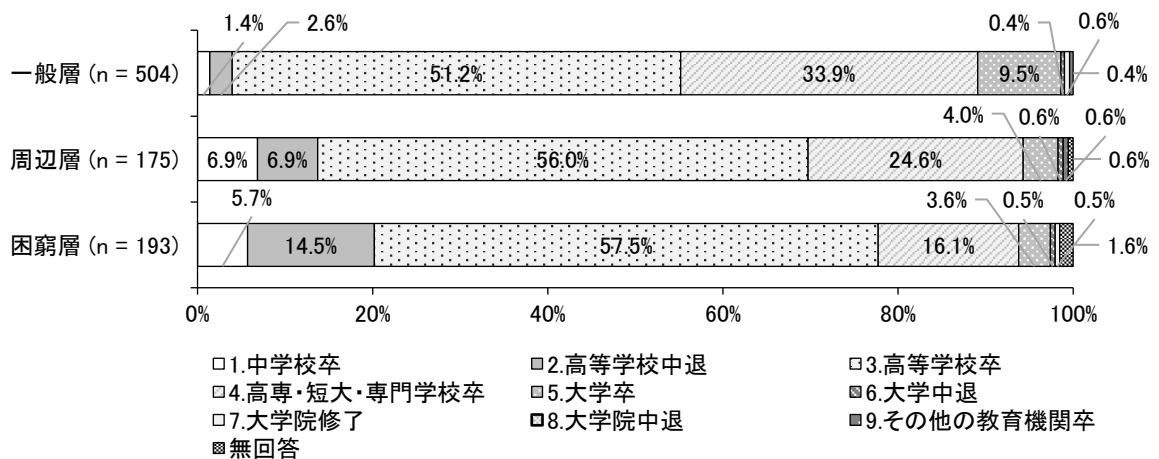
①最終学歴

保護者の最終学歴を生活困難度別に見ると、父親、母親とも、周辺層・困窮層は一般層と比べて「中学校卒」、「高等学校中退」の割合が高く、「大学卒」の割合が低くなっており、困窮度と最終学歴とで一定の関連が見られます。

図表49 父親の最終学歴（保護者）



図表50 母親の最終学歴（保護者）

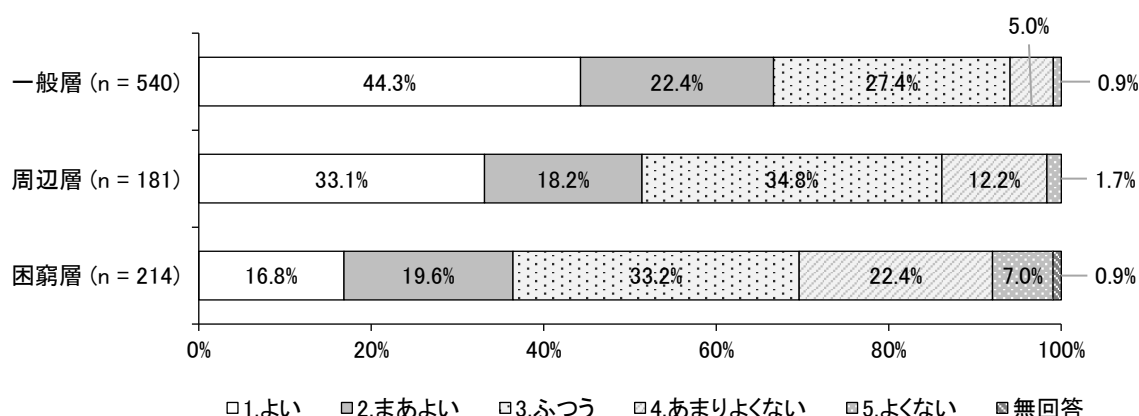


②健康状態

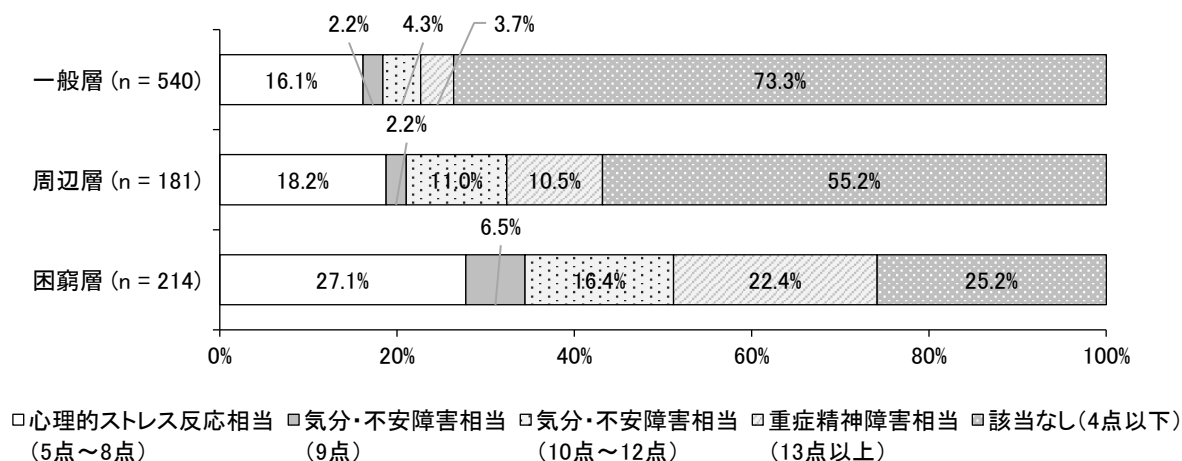
保護者の健康状態について、困窮度が高まるごとに「よい」の割合が低下し、「あまりよくない」と「よくない」の合計が高くなっており、生活困難度と健康状態の関連が見られます。

心の健康を測る指標として普及しているK6指標を用いて、心の健康状態を生活困難度別に見ると、該当なし(4点以下)は、一般層が7割強であるのに対して、周辺層が5割半ば、困窮層が2割半ばと割合が低下しています。特に困窮層では、7割以上がいずれかに該当し、約4～5人に1人は「重症精神障害相当」にも該当しています。

図表51 保護者の健康状態（保護者）



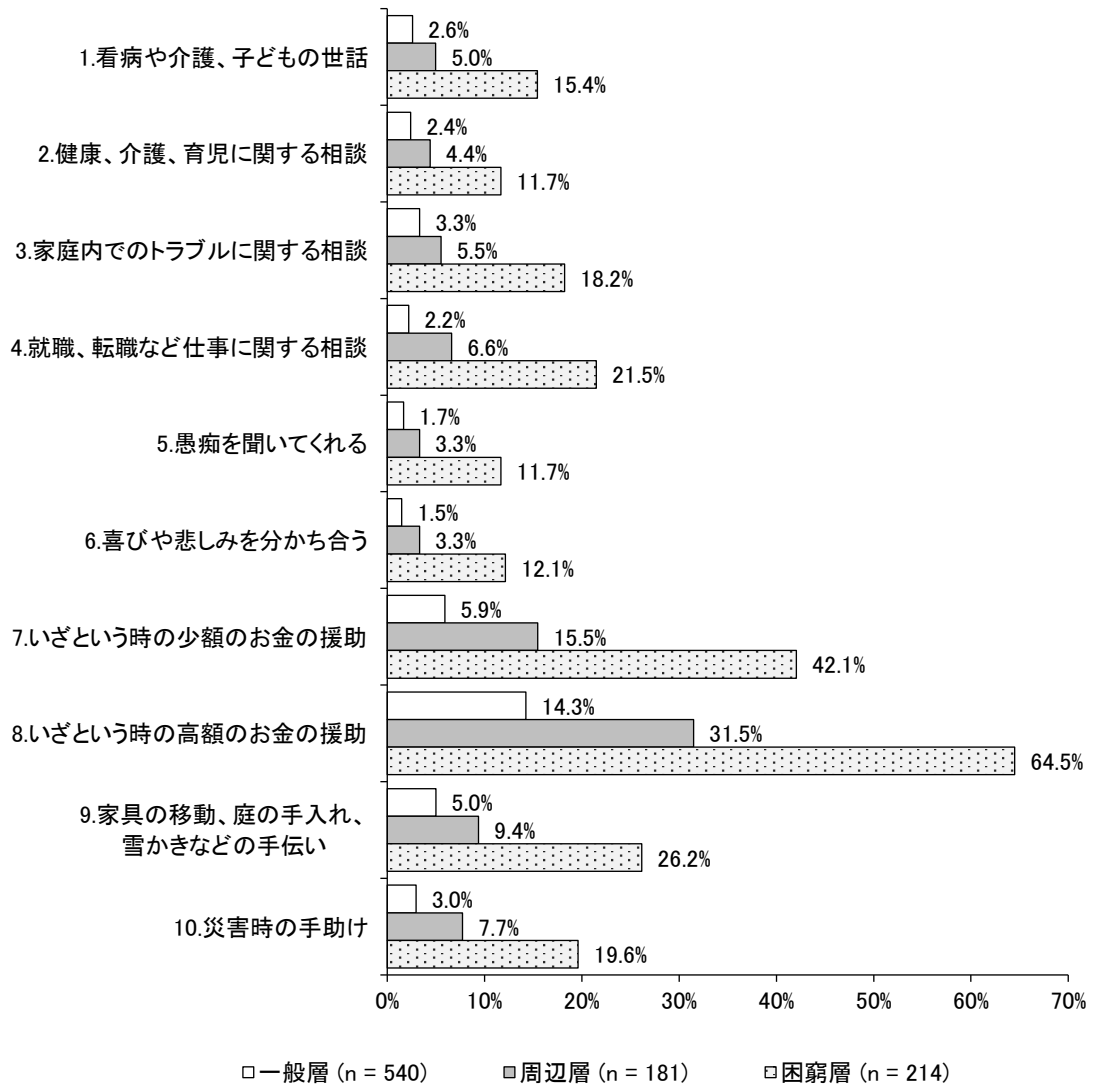
図表52 保護者の抑うつ傾向（保護者）



③社会とのつながり、頼れる人

「頼れる人はいない」割合を生活困難度別に見ると、全ての事柄において、困窮層が高く、続いて周辺層、一般層の順となり、困窮度が高いほど、頼れる人がいない状況がうかがえます。特に「いざという時の（少額又は高額）のお金の援助」、「家具の移動、庭の手入れ、雪かきなどの手伝い」、「就職、転職など仕事に関する相談」で差が大きくなっています。

図表53 頼れる人が「いない」割合（保護者）

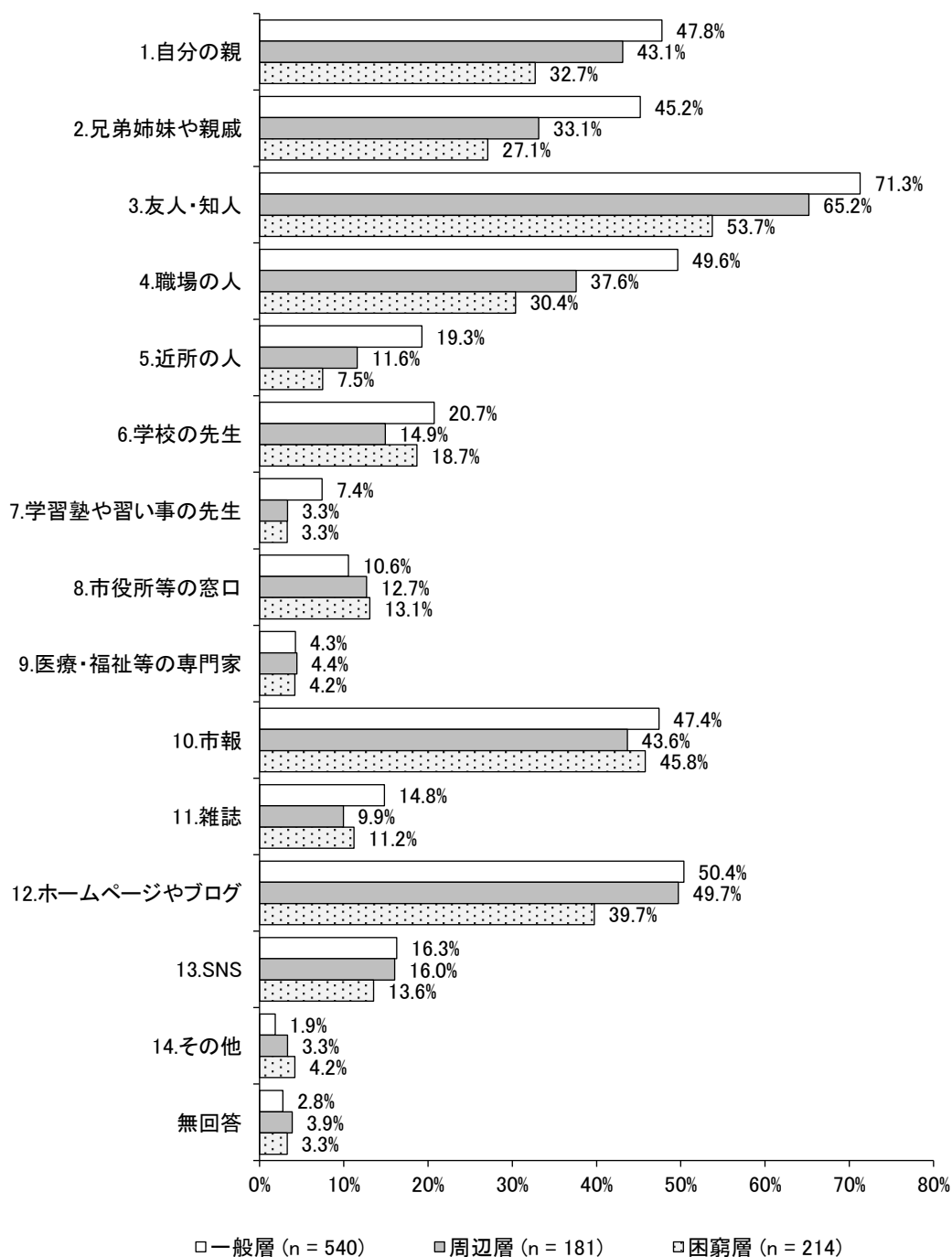


④情報の入手先

情報の入手先について、生活困難度別に見ると、「兄弟姉妹や親戚」、「職場の人」などで差が大きく、生活困難度が高まると取得割合が低下しています。

また、「ホームページやブログ」等のネット媒体については、一般層、周辺層の間に差がなく、困窮層のみ割合が低くなっています。一方、「市報」は、どの層も高割合で、安定した情報取得先になっています。

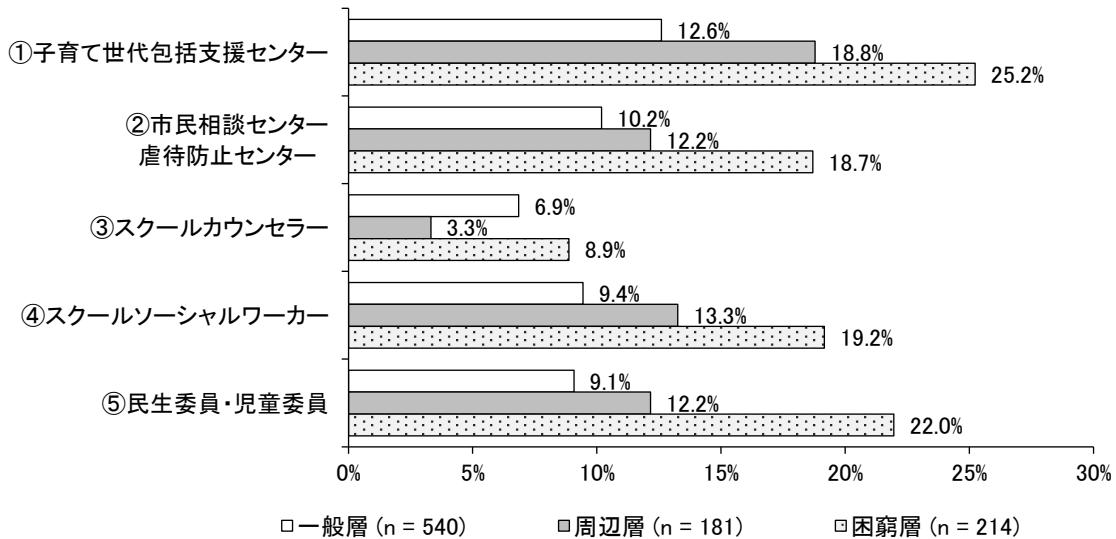
図表54 情報の入手先（保護者）



⑤相談支援の利用状況

各種相談窓口等を利用したことがない理由として、「制度等について全く知らなかった」とする人の割合を見ると、「スクールカウンセラー」を除いた4項目で、困窮層ほど割合が高く、4～5人に1人は制度そのものを知らないことによって相談支援を利用していないと回答しています。

図表55 制度等について全く知らなかったことにより利用していない相談支援（保護者）



(5) 学校ヒアリング調査の結果概要

①調査の目的

市内の小学校、中学校、高等学校及び支援学校の児童生徒の学校での様子、問題のある児童生徒の状況並びに学校での課題等を把握することにより、効果的な取組みを推進するための基礎資料として活用することを目的に実施しました。

②調査の概要

- 調査対象：市内の小・中・支援学校及び石巻圏域の高等学校（県立含む。） 計 63 校
- 調査方法：①事前ヒアリングシートの配布・回収（郵送又は電子メール）
②訪問ヒアリング
- 調査期間：平成 30 年 9 月 12 日から平成 31 年 3 月 4 日まで
- 配布・回収：

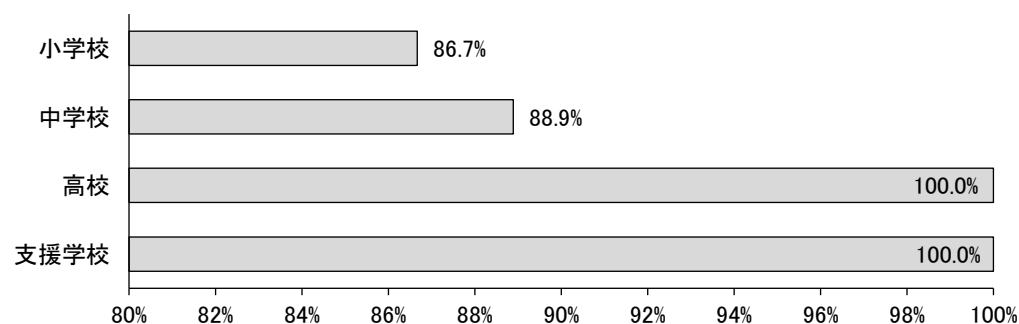
学校種別	対象数 (a)	有効回答数 (b)	有効回答率 (b) / (a)
小学校	33	30	90.9%
中学校	19	18	94.7%
高等学校	10	10	100.0%
支援学校	1	1	100.0%
計	63	59	93.7%

③ヒアリング集計結果

■課題の有無

在籍している児童生徒とその家庭のうち、養育環境や経済的状況に課題を抱えている方がいるか否かをたずねたところ、大半の学校で「いる」と回答しています。また、学校別では高校と支援学校で 100%となっています。

図表56 学校別_課題を抱えている家庭の有無

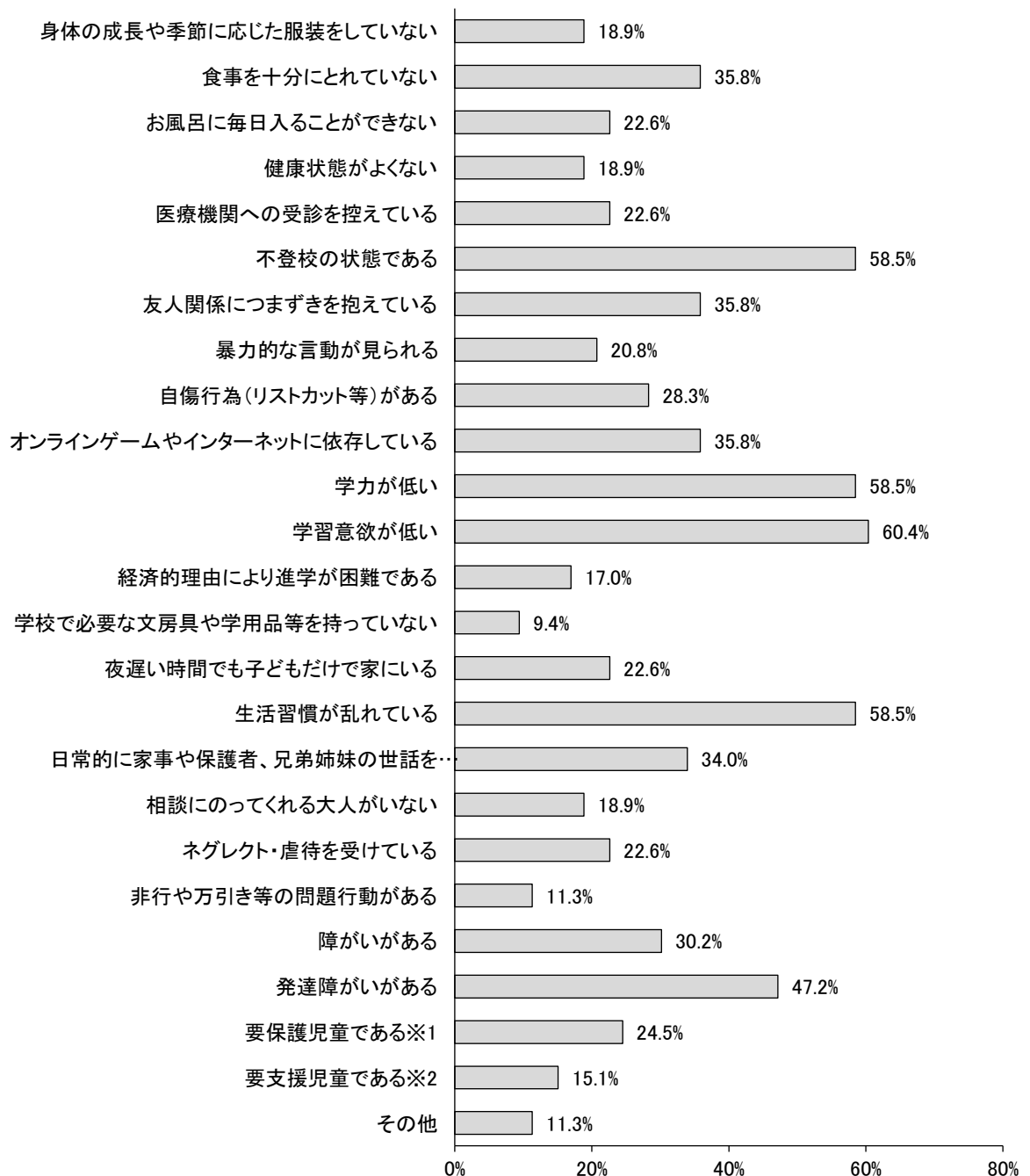


■状況（課題）の内容

児童生徒では、「学習意欲が低い」が最も多く60.4%となっており、次いで、「不登校の状態である」、「学力が低い」、「生活習慣が乱れている」が58.5%で続いています。

保護者では、「ひとり親家庭」が77.4%と最も多く、次いで、「就学援助受給世帯」、「保護者は働いているが収入が少ない」となっています。

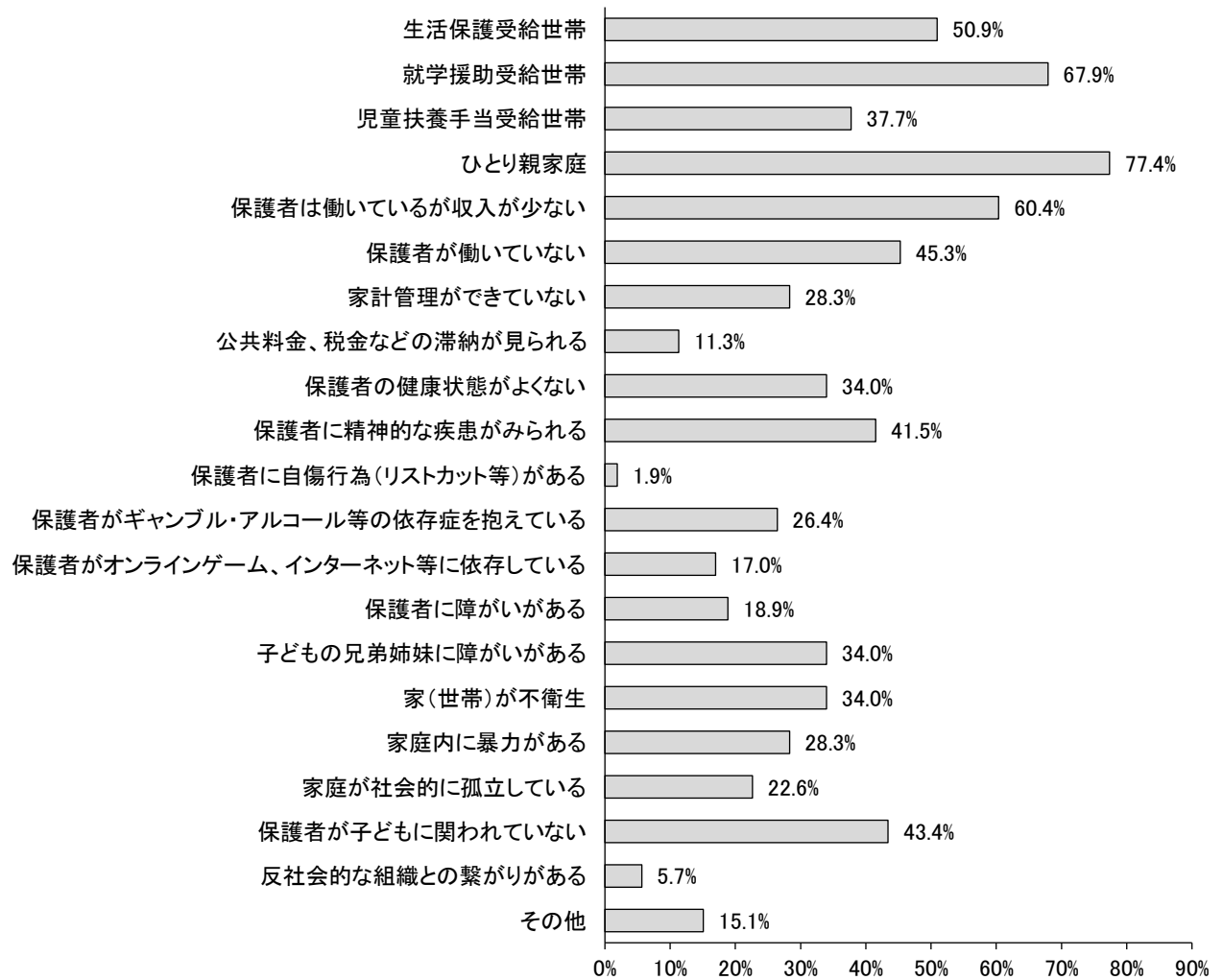
図表57 抱えている課題の内容（児童生徒）



※1 要保護児童とは、児童福祉法に基づいた養育上の保護を要する児童で、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童。（保護者が虐待している児童、保護者の著しい無理解又は無関心のため放任されている児童等）

※2 要支援児童とは、児童福祉法に基づいた養育上の支援を要する児童で、保護者による養育を支援することが特に必要と認められる児童。（親が育児不安を抱えている、養育に関する知識が不十分など）

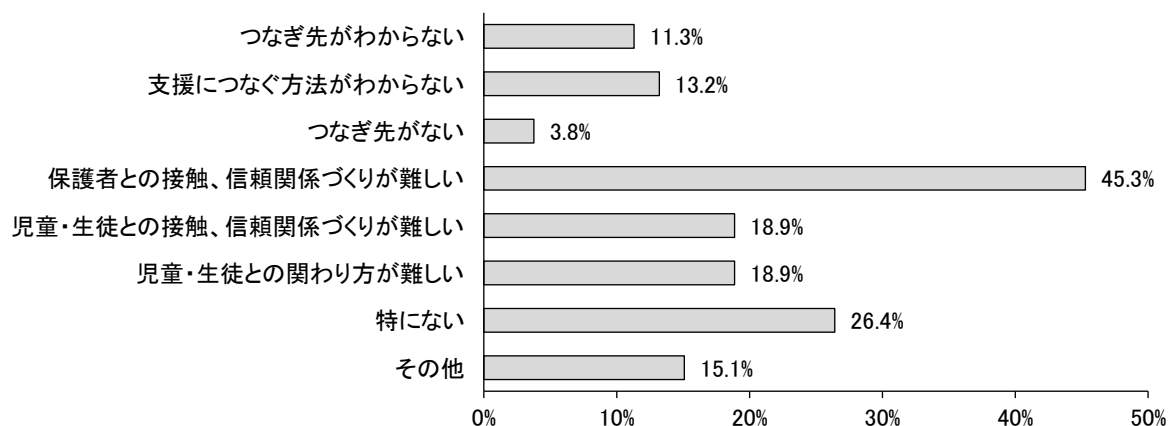
図表58 抱えている課題の内容（保護者）



■課題を抱える児童生徒、その保護者との関わりにおいて困難な点

全体として、最も多かったのは「保護者との接触、信頼関係づくり」（45.3%）、次いで、「特にない」（26.4%）、「児童生徒との接触、信頼関係づくり」、「児童生徒との関わり方」（18.9%）と続いています。また、「つなぎ先がない」は少なかったものの、課題を抱える児童生徒を発見した後の「つなぎ先がわからない」、「支援につなぐ方法がわからない」は、合計で24.5%となっています。

図表59 困難な点

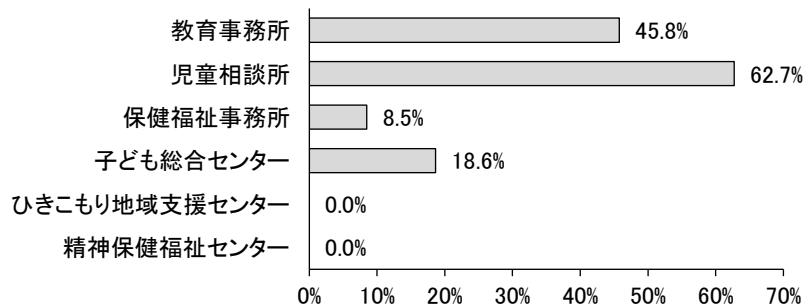


■連携している機関

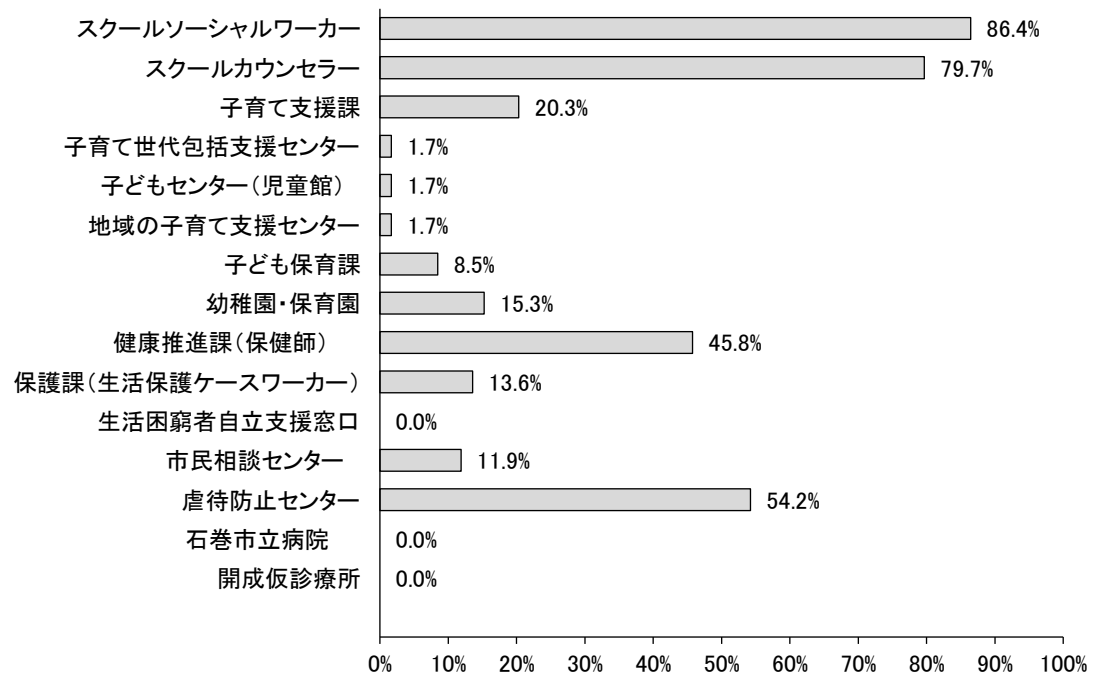
県の機関では、「児童相談所」との連携が最も多く（62.7%）、「教育事務所」（45.8%）が続いています。

次に、本市の機関では、「スクールソーシャルワーカー」が最も多く、86.4%となっており、「スクールカウンセラー」（79.7%）、「虐待防止センター」（54.2%）と続いています。最後に、民間団体を含むその他機関においては、「生活・福祉支援等を行う民間団体」が最も多く、59.3%を占め、次いで「民生・児童委員」（47.5%）となっています。

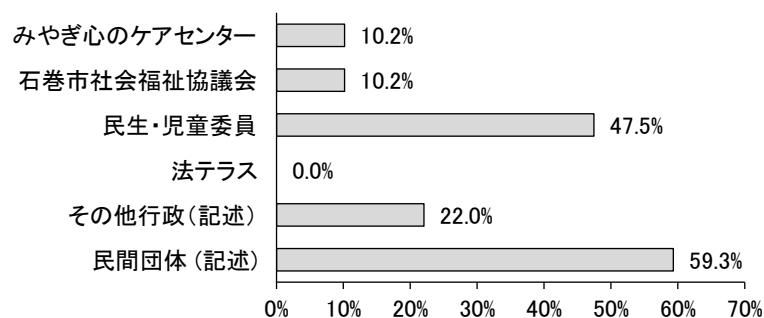
図表60 連携している機関（宮城県）



図表61 連携している機関（本市）



図表62 連携している機関（その他）



④調査結果のまとめ（主なポイント）

■子どもの特性・状況

経済的困窮、養育環境が整わないといった困難が複合的に絡まっているケースが、特定の学校のみではなく、多くの学校で把握されました。また、これらのケースでは、保護者の状況により、支援や介入が困難となっています。

■必要な支援や施策

学校のみでは子どもを支えられない中、行政や民間の支援機関の情報一覧を求める声が多く見られ、それらのつなぎ役となる機関の必要性も把握されました。また、幼小、中高を中心とした切れ目のない支援の必要性を訴える声が見られ、特に高校においては、小中学校での実態の引継ぎが難しい状況となっています。

■連携における課題

行政、民間を問わず、連携の仕方がわからないといった声が多く見られました。また、行政機関については、異動や利用条件による支援の切れ目、教育と福祉の情報の壁が指摘され、民間機関については、信頼性の担保が必要とされています。



4 石巻市の子ども・子育て支援の課題及び方向性の整理

これまでの背景と子ども・子育て支援ニーズ調査及び子どもの生活実態調査の結果から、以下の5つに子ども・子育て支援の課題及び方向性を整理しました。

(1) 子どもの幸せを第一に考えた健やかな成長を支える環境づくり

- 子どもの権利条約では、子どもに関わる全ての活動において、子どもの最善の利益を第一に考慮されることがうたわれています。
- 次世代育成支援行動計画の策定指針には、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であることが掲げられています。
- 「第1期子ども未来プラン」においては、「子どもの最善の利益の追求」を基本理念の一つに掲げていました。



【方向性】

引き続き、「子どもの最善の利益」、「子どもの幸せ」を第一に考えた施策の推進を図る必要があります。

(2) 子どもの権利と安全・安心の確保

- 「石巻市子どもの権利に関する条例」では、子どもにとって大切な権利として、「安全に安心して生きる権利」、「自分らしく育つ権利」、「自分を守り、守られる権利」、「社会へ参加する権利」、「適切な支援を受ける権利」を掲げています。
- 令和元年6月に成立（令和2年4月施行）した改正児童福祉法では、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとするとしています。
- 全国各地で児童虐待等による被害が発生し、子どもの命や安全・安心を守ることへの関心・ニーズが高まっています。
- ニーズ調査では、子育てに不安や負担を感じている人ほど、子どもに厳しくあたる傾向が見られ、だれにも相談できない（していない）人が2割強となっています。



【方向性】

子どもが持つ権利を保障し、意見表明できるための具体的な仕組みについて検討していく必要があります。

また、地域全体での見守りや虐待の早期発見、早期対応と併せ、子どもや親が周囲に助けを求められる環境づくりや保護者に対する養育支援の充実が必要です。

(3) 安心して子どもを産み育てられる環境整備

①子どもの成長段階に応じた切れ目のない包括的な支援の充実

- 社会環境の変化等を背景に、子育て家庭が抱える課題や困難が多様化、複合化してきています。
- 本市では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター（基本型、特定型、母子保健型）を設置しています。また、18歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、関係機関との連絡調整や必要な支援を行うための「子ども家庭総合支援拠点事業」の整備に努めています。
- 学校ヒアリング調査では、経済的困窮、養育環境が整わないといった困難が複合的に絡まっているケースにおいて、保護者の状況により支援や介入が困難となっているとの意見が聞かれました。また、成長段階における情報共有、切れ目のない支援の必要性を訴える声が見られました。

②子育て家庭を地域全体で支えあう体制づくり

- 子ども・子育て支援法では、その基本理念として、保護者が子育ての第一義的責任を有しつつ、家庭、学校、地域、職域その他のあらゆる分野の構成員がそれぞれの役割を果たし、相互に協力し合わなければならないとしています。
- 核家族化等や近隣関係の希薄化を背景に、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。
- 少子化の影響により兄弟姉妹の数が減ったり、地域の中に子どもがいる世帯数が減ったりし、子ども同士や子育て家庭同士の交流や関わりが減少してきています。
- ニーズ調査では、子育てにおける悩みや負担に感じることで、「自分の自由な時間が持てない」、「子育てによる精神、身体の疲れが大きい」等が上位になっています。



【方向性】

早期から状況を把握し、信頼関係を築きつつ、子どもの成長を軸に関連分野、関係機関の連携による切れ目のない包括的な支援を行うため、子育て世代包括支援センターの機能を充実させる必要があります。また、保護者が子育ての第一義的責任を果たせるよう、子育てにかかる不安や悩み、負担を家族や地域で分かち合い、様々な関わりや支え合いの中で子ども及び親自身が共に成長していくための体制づくりを進めていく必要があります。

また、地域全体で支える体制づくりについては、地域における住民主体の課題解決力の強化及び包括的な相談支援体制の構築に努め、地域包括ケアを推進していることから、本計画も、これにより進めていくこととします。

(4) 就労意欲の高まり・保育ニーズへの対応

- 国は、女性活躍社会の実現を推進し、また、子育て安心プラン、新・放課後子ども総合プラン等において、結婚・出産後も安心して働けることができる環境の整備を進めています。
- 本市でも就労する母親が増加し、いわゆる M 字カーブ⁹が解消されてきています。また、全国や県全体と比べて、正規雇用や事業主、家族従業の割合がやや高く、派遣、パート・アルバイト等の割合がやや低くなっています。
- ニーズ調査では、フルタイムで働く母親の割合が増加し、幼稚園・保育所等を利用している人の割合が増加していることから、子どもの数は減少が見込まれるものの、保育ニーズは今後も拡大することが予想されます。

【方向性】

保育ニーズに対応し、質の高い教育・保育の充実に向けて、保育士の確保を図るとともに、仕事と子育ての両立を支える就労環境の整備が課題となっています。

(5) 貧困の解消に向けた支援の充実

- 子どもの貧困対策推進法では、生まれ育った環境に左右されず、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長できる社会の実現を目指しています。
- 本市では、ひとり親世帯数は減少しているものの、全体に占める割合は増加傾向にあり、全国や県全体と比べて高くなっています。また、東日本大震災により遺児・孤児となった子どもも多くいます。
- ニーズ調査の結果では、子育てする上で特に負担に思うこととして、「子育てで出費がかさむ」の割合が高く、特に小学生保護者で経済的負担感が大きくなっています。
- 子どもの生活実態調査の結果を見ると、困窮層では、経済的困窮に加え、朝食の欠食、さまざまな体験等の欠如・不足が見られました。また、経済的理由から、習い事や学習塾の利用をしていない割合が一般層より高くなっており、進路においても理想と現実のギャップが周辺層と困窮層で大きい結果となりました。さらに、中高生では困窮度が高まると自己効力感が低くなり、親子とも、健康状態や心の健康度が困窮層の方が低く、家族や地域に頼れる人がいない、情報が得られない、相談支援につながないケースも多くなっています。
- 学校ヒアリング調査では、子どもたちが抱えている課題として、「学習意欲が低い」、「不登校の状態である」、「学力が低い」、「生活習慣が乱れている」等が挙げられました。また、経済的困窮、養育環境が整わないといった困難が複合的に絡まっているケースでは、保護者の状況により、支援や介入が困難となっているとの意見が聞かれました。

【方向性】

子どもの現在の貧困状態を改善し、貧困の連鎖を断つためには、子ども関連施策をベースとし、子どもの貧困対策推進法に規定されている教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援を充実し、安定した生活基盤の確保を目指すとともに、地域との関わりも含め、さまざまなアプローチから総合的かつ効果的に支援につなげていく必要があります。また、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつも、支援を要する緊急度が高い子どもに対して優先的に施策を講じる必要があります。

⁹ M 字カーブ：出産・育児期に女性の労働力率が低下し、子育てが落ち着く時期に再び上昇する傾向のこと。

第3部

基本的な考え方

1 子ども・子育て支援の基本的な考え方

(1) 基本理念

○子どもの幸せを第一に考える支援

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。

子どもが生まれながらにして持つ成長する力と子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながり、次世代育成の基礎をなす重要な課題の一つでもあります。

この課題解決のため、子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本として、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、一人ひとりの子どもが健やかに成長できることを目指します。

○親としての成長の支援

保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識を前提として、親としての成長を支援します。また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子育て支援事業者や地域等が、さまざまな状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、「親育ち」の家庭を支援します。

これらの支援をすることにより、子どもが安心して育まれるとともに、子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、子育てに取り組む意欲や自信を高め、保護者がしっかりと子どもと向き合い、子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら子育てができることを目指します。

○地域全体での支え合い

子育てを支援するためには、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有する必要があります。

地域の中でそれぞれの役割を果たしていくために、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもが健やかに育まれることを目指します。

キャッチフレーズ

子どもの笑顔 あられるまち いしのまき
～みんなで一緒に育つまち～

(2) 施策の柱

【基本理念】

子どもの幸せを
第一に考える支援

親としての
成長の支援

地域全体での
支え合い

子どもの笑顔 あふれるまち いしのまき

～みんなで一緒に育つまち～

【基本施策】

【主要施策】

【重点施策とした理由】

1 子どもの健やかな
成長を支える
(乳幼児期から青少年期
までの成長を支える)

- 1 家庭における子育てする力の向上
- 2 地域における子育て支援の充実
- 3 幼児教育・保育の充実
- 4 発達支援・療育体制の充実
- 5 心と体の健康づくりの推進
- 6 居場所づくりの推進【重点施策】

○放課後等の子どもの居場所に対するニーズが高まっている。
○地域における子どもの居場所づくりを推進することで、子育て家庭を地域全体で支えあう一助となる。
○公園などハード面の整備促進と併せ、放課後児童クラブの支援員等の確保を図り、子どもの自主性・社会性の向上を図る。

2 子どもの人権の尊重
と安全・安心を守る

- 1 子どもの権利の推進
- 2 児童虐待防止対策の強化【重点施策】
- 3 心のケアの充実
- 4 安全対策の充実

○児童虐待をはじめとする要保護児童の増加や事案の重症化・深刻化している現状がある。
○児童福祉法改正等を受けた虐待防止対策のより一層の強化。

3 安心して子どもを
産み育てられる環境
をつくる
(妊娠・出産期からの切れ目のない支援)

- 1 親と子どもの健康の確保及び増進
- 2 切れ目のない相談・支援体制の充実【重点施策】
- 3 経済的支援の充実
- 4 ひとり親家庭支援の充実

○子育てについて気軽に相談できる人がいないため、親が孤立しやすいことなどの問題がある。
○複合化する課題を抱えた家庭には、信頼関係の下で継続的かつ包括的な寄り添う支援が必要。
○問題が増大する前からの予防的な支援策が重要。

4 仕事と生活の調和の
実現を促す

- 1 多様な保育サービスの充実
- 2 子育てしやすい就労環境の整備

5 子どもの貧困対策を
すすめる

- 1 教育・学習支援の充実
- 2 困難を抱える子育て家庭への生活支援の充実
- 3 保護者への就労支援の充実
- 4 相談支援及び地域連携体制の強化【重点施策】

○子どもの貧困を早い段階で捉えるためには、効果的な情報発信と相談機能の強化が必要。
○子どもが貧困に陥る背景には、家庭内外の多様化した問題が複雑に絡んでいるため、多岐にわたる相談窓口、支援機関等が部門横断的に連携して適切に対応することが必要。

第4部

施策の展開

[主な推進事業・取組みの見方]

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
5 地域子育て支援拠点事業 (再掲 107,180) [第5部] 妊 乳 小 中 高	乳幼児やその親を対象に、子や親同士のふれあいや、遊びの場の提供と、子育てに関する心配事の相談に対応する。	設置か所数 12 か所⇒12 か所	子育て支援課

他の施策にも記載のある事業・取組みで、その事業番号を示しています。

第5部に示す子ども・子育て支援事業に基づく事業です。

左側が平成30年度における実績値、右側が令和6年度における目標値です。
数値での目標設定がなじまない事業・取組みは、文章で方向性を示しています。

各事業の主な対象を以下のマークで示しています。
(色付きのマークが対象です。)

妊 …妊娠・出産期
 乳 …乳幼児期・保護者
 小 …小学生・保護者
 中 …中学生・保護者
 高 …高校生から・保護者

基本施策1 子どもの健やかな成長を支える (乳幼児期から青少年期までの成長を支える)

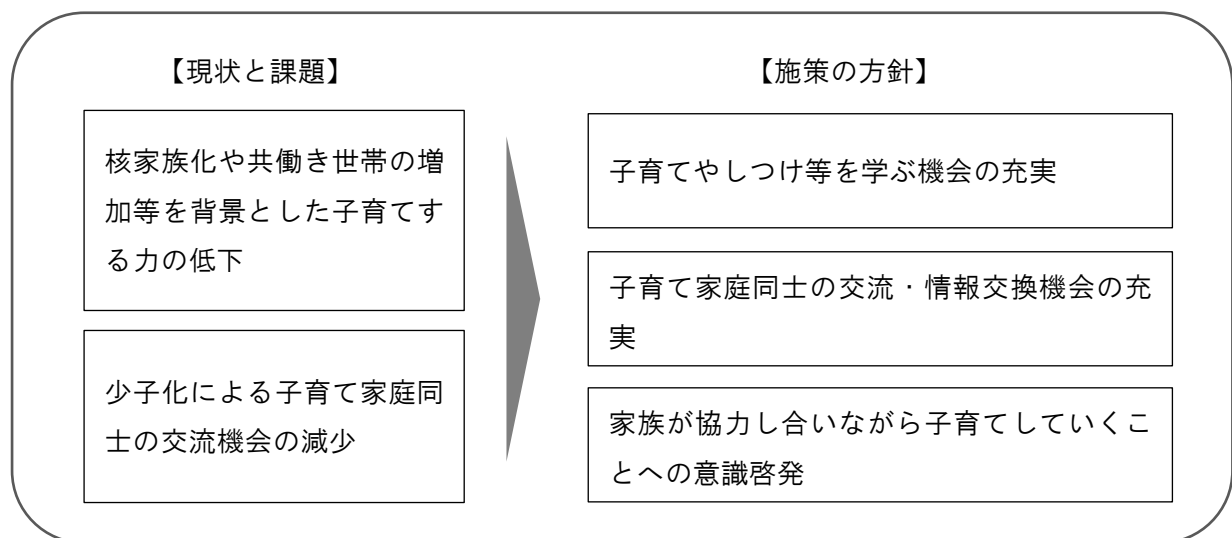
主要施策1-1 家庭における子育てする力の向上

■施策における現状と課題

- 子育ての第一義的責任をもつ家庭において、核家族化や共働き世帯の増加が進み、家庭における子育てする力の低下が指摘されています。また、子どもや子育て家庭自体が減少しており、子育て家庭同士の交流機会も減少してきています。
- ニーズ調査の結果を見ると、日常的に祖父母や知人に子どもを見てもらえる人がいる世帯のほうで、子どもに対して感情的な言葉を言ったり、ひどく叱責したことがある人の割合が低くなっています。また、子育てを主に母親が行っている人は、父母ともに行っている人に比べて「身体の疲れが大きい」、「精神の疲れが大きい」と回答した人の割合が高く、子どもの健全な育成にも影響を与えていることがうかがえます。
- 本市では、各種保健事業や家庭教育学級等を通じて、子どもの成長と子育てについて学ぶ機会の提供や父親の育児参加を促進するための取組みを推進するとともに、子育て家庭同士の交流を促進し、子育てについての情報交換や相談し合える環境づくりを図っています。
- 引き続き、様々な機会を活用しながら学習機会の充実を図るとともに、家族等が協力しあって子育てすることに対する意識啓発と実践を促進していく必要があります。また、子育てサークル数が減少しており、立ち上げや継続しやすいサポートが必要です。

■施策の方針

様々な機会を通じて、子どもの成長や子育てに関する正しい知識や技術の習得、子育てに関する情報交換等ができるための支援を行うとともに、家族が協力し合い、支え合いながら子育てしていくことの重要性を啓発していくことで、家庭における子育てする力の向上を図ります。



■具体的な取組み

（１）子育てやしつけ等について学ぶ機会の充実

妊娠期からの様々な機会を活用し、子どもの成長・発達段階に応じた子育てやしつけ等についての正しい知識や技術の習得を支援します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
1 家庭教育学級開設事業 妊 乳 小 中 高	家庭や親の在り方、子どもの心身の成長と子育て、子どもの成長と家庭環境等家庭教育に関する学習の機会を提供し、子育てについての理解を深め、望ましい家庭教育ができるよう、幼稚園・保育所・こども園、小・中学校の主として保護者を対象に、地域のニーズに合った内容で学級を開設する。	幼稚園・保育所（園）における開設率 54%⇒60%	生涯学習課
2 家庭教育支援事業（再掲 153） 妊 乳 小 中 高	子育てサポーター及び子育てサポーターリーダーなど身近な人たちによる「家庭教育支援チーム」を組織し、孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者など、地域とのコミュニケーションや学習の機会等になかなか参加できない保護者や家庭に対する支援を行う。	参加人数 771 人⇒800 人	生涯学習課
3 ブックスタート事業 妊 乳 小 中 高	乳幼児期に絵本との出会いの機会を創出し、さらには絵本の選び方や読み聞かせの方法について、3～4 か月健診時に保護者へ啓発を行う。	継続して実施	生涯学習課
4 子ども展の開催 妊 乳 小 中 高	子育て中の市民を対象に、幼児期よりよい教育環境の創造をともに考えるため、子育て支援情報の周知や、幼稚園教諭、保育士等による体操やわらべ歌などを親子で行う。	参加人数 379 人⇒400 人	教育総務課 学校教育課 子ども保育課 子育て支援課

（２）子育て家庭同士の交流・情報交換機会の充実

子育て支援センター事業、子育てサークル活動等を通じて、子育て家庭同士が交流し、子育てに関する情報交換や相談し合える関係づくりを促進します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
5 地域子育て支援拠点事業 (再掲 107,180) [第5部] 妊 乳 小 中 高	乳幼児やその親を対象に、子や親同士のふれあいや、遊びの場の提供と、子育てに関する心配事の相談に対応する。	設置か所数 12 か所⇒12 か所	子育て支援課
6 子育てサークル支援事業 妊 乳 小 中 高	子育てサークルの立ち上げ、運営に関する相談や、活動場所の提供等を行う。	子育てサークル 団体数 13 団体⇒13 団体	子育て支援課

（３）家族が協力し合いながら子育てしていくことへの意識啓発

家族が協力し合って子育てしていくことの重要性について啓発し、特に父親の育児を促進するための取組みを推進します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
7 石巻市父子手帖の配付 妊 乳 小 中 高	本市独自の石巻市父子手帖を配付し、父親の育児参加の必要性を啓発する。	母子健康手帳交付時の配付率 83%⇒85%	健康推進課
8 父親の育児参加促進事業 妊 乳 小 中 高	イベント交流を通して、父親のネットワークの構築や育児の手法等を学べる機会を提供する。	イベント参加者数 266 人⇒270 人	子育て支援課
9 男女共同参画推進事業 妊 乳 小 中 高	「男女共同参画社会」の実現に向けた取組みにおいて、家庭における男女共同参画の推進を図る。	男女共同参画関連各種セミナー・イベント等の開催数 15 回	地域協働課
10 祖父母手帳の配付 【新規】 妊 乳 小 中 高	祖父母が育児のサポートをする時の知識を啓発する。	令和2年度から実施予定	子育て支援課

主要施策 1-2 地域における子育て支援の充実

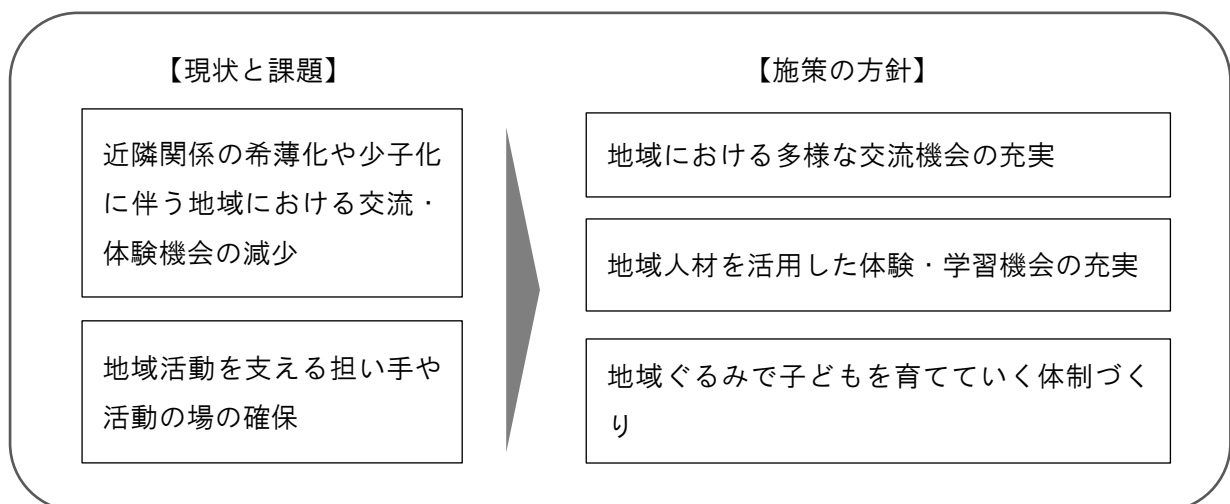
■施策における現状と課題

- 近隣関係の希薄化や少子化等に伴い、地域による子育て機能の低下が指摘され、子ども同士や子育て家庭同士の交流機会が減ってきている状況を踏まえ、地域ぐるみで子どもを育み、多様な交流がなされる地域づくりが求められています。
- 本市では、地域住民や地域活動団体等の協力を得ながら、小・中学生が小さな子どもや高齢者など多様な世代との交流機会を創出したり、様々な知識や技術を持つ人材を活用した体験活動・各種教室等を実施しています。また、地域と学校が連携して、地域の特色を活かした協働教育を推進しています。
- 今後、多様な交流・体験活動の一層の活性化を図っていくためにも、活動の場や地域人材の発掘、確保に努めるとともに、活動内容やその意義を周知啓発しながら、子どもや市民の積極的な参加を促進していく必要があります。

■施策の方針

子どもたちが地域の中で健やかに成長していくことができるよう、地域の様々な知識や技術、経験等を持つ人材の発掘と協力を得ながら、多様な交流や体験・学習機会の充実を図ります。

また、地域活動団体や学校をはじめ、様々な主体が連携し、地域全体で子どもを育み、子育て家庭を見守り、支え合う体制づくりを推進します。



■具体的な取組み

（１）地域における多様な交流機会の充実

幼稚園・保育所や小・中学校等が連携し、様々な年代・世代が交流する機会の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
11 地域交流活動、異年齢・異世代交流活動推進事業 妊 乳 小 中 高	子どもたちが世代間の相互理解を進めるため地区の行事、高齢者福祉施設訪問・交流を実施する。また、小・中学校の行事にも参加し交流を推進する。	継続して実施	教育総務課 子ども保育課 学校教育課
12 幼稚園・こども園・保育所と小・中学校との異校種間交流 妊 乳 小 中 高	小学校においては、運動会等の行事を通じての交流、中学校においては、総合的な学習の時間や技術・家庭の授業等で、幼稚園・こども園・保育所での実習を行う。	継続して実施	学校教育課 教育総務課 子ども保育課

（２）地域人材を活用した体験・学習機会の充実

市民や地域活動団体等の協力を得ながら、子どもたちが地域の自然や文化にふれ、学ぶ楽しさを実感できるような体験・学習機会の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
13 まちなか実験室事業 妊 乳 小 中 高	子どもの創造性を高めるための「遊びや体験の場」として、科学実験、自然観察、模擬発明、図画工作等の教室活動を展開する。	アンケートによる満足度 99%⇒100%	生涯学習課
14 青少年海外研修事業 妊 乳 小 中 高	将来を担う高校生を海外に派遣し、海外の人々との対話を通し異国の文化に触れ、また、自国の文化を披露することでお互いの文化の違いを認め、国際性豊かな人材を育成する。	交流事業参加人数 200人⇒200人	地域振興課
15 ふるさと子どもカレッジ事業 妊 乳 小 中 高	地域の教育力を活用し、子どもたちが郷土の自然、文化を体験的に学ぶことで、豊かな心を育む。	参加者数 35人⇒40人	生涯学習課
16 ふるさと大好き中学生育成事業 妊 乳 小 中 高	中学一年生を対象に、社会奉仕や伝統文化継承活動を通して、ふるさとを愛し、その発展に寄与する心情や態度を育む。	実施した中学校の割合 100%⇒100%	学校教育課

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
17 インターンシップ 事業 妊 乳 小 中 高	中・高校生、大学生が就職や仕事への理解や関心を高めることを目的として実施される「勤労体験」、「職業体験」を行う。	継続して実施	人事課
18 放課後子ども教室 事業 (再掲 50,174) 妊 乳 小 中 高	地域の公共施設などを活用し、地域住民の協力により、遊びや学び、体験活動、交流活動等を行うことで、放課後の子どもたちの居場所づくりを行う。	実施か所数 3 か所⇒6 か所	生涯学習課

（３）地域ぐるみで子どもを育てていく体制づくり

様々な知識や技術、経験等を持ち、活動に協力いただける人材の発掘、確保を図るとともに、団体活動の活性化や連携促進を図るなど、地域ぐるみで子どもを育てていく体制づくりを推進します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
19 コミュニティ・スクール推進事業 妊 乳 小 中 高	全小・中学校にコミュニティ・スクールを導入することで、地域とともにある学校づくりを推進し、子どもたちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現を図る。	コミュニティ・スクール導入校数 0 校⇒38 校	学校教育課
20 地域の人材の活用 妊 乳 小 中 高	地域の伝統・文化や地域資源、地域の人たちが持つ専門知識・能力や学校ボランティア等を活用した教育活動を推進する。	実施した学校の割合 100%⇒100%	学校教育課
21 協働教育推進事業 妊 乳 小 中 高	学校・家庭・地域が協働して、子どもたちの生きる力を育む教育活動の充実・改善を目指し、地域社会の中でたくましく生きる子どもを地域全体で育む活動を実践する。	協働教育実施学校数 全小・中学校	生涯学習課
22 地域づくり基金助成事業 妊 乳 小 中 高	子育て支援団体のみならず、市民が行政と協働してまちづくりを実施する事業や地域コミュニティの活性化を図る事業を行う団体に助成金を交付し、活動を支援する。	助成金申請件数 16 件⇒18 件	地域協働課
23 地域福祉推進事業 妊 乳 小 中 高	「地域福祉計画」について、その普及・啓発及び進行管理を行い、計画の推進を図る。	出前講座（地域共生社会）による啓発回数 4 回	福祉総務課

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
24 民生委員・児童委員関係事業 (再掲 183) 妊 乳 小 中 高	高齢者から子どもまで地域住民の相談役として、身近な地域課題を専門機関等へつなぐことにより地域福祉の向上を図っている。	民生委員定数の確保	福祉総務課
25 地域力強化推進事業 (再掲 148) 妊 乳 小 中 高	地域共生社会の実現に向け、地域住民の互助や多世代交流を促進するとともに、地域生活課題の把握と解決に取り組む担い手づくりを推進する。	助成事業数 40 回	包括ケア推進室 福祉総務課



主要施策 1-3 幼児教育・保育の充実

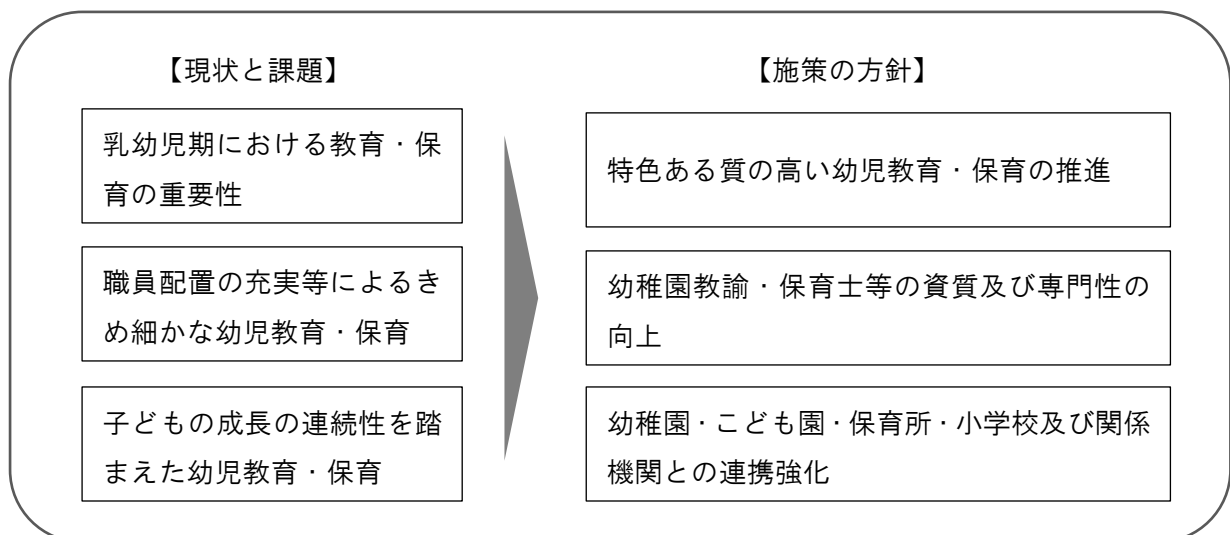
■施策における現状と課題

- 乳幼児期は、愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、他者との関わりや基本的な生きる力の獲得などにおいて重要な時期であり、質の高い教育・保育の提供が求められます。
- 近年、子育て支援における保育所等に求められる機能等が拡充し、また、保護者からの期待も大きくなる一方で、保育士等にかかる負担も大きくなっており、子どもや保護者と向き合える体制の強化が課題となっています。
- 本市では、私立幼稚園、認可私立保育所及び認可外保育施設への委託費給付、運営費補助金の交付等を行うとともに、保育士及び幼稚園教諭が参加する合同研修会の実施等を通じて、幼児期の教育・保育の質の向上に努めています。
- 今後も、保育士等の確保による職員配置の充実に努めるとともに、保育士及び幼稚園教諭の資質及び専門性の向上に取り組んでいく必要があります。

■施策の方針

乳幼児期が、健やかな成長の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、本市の地域資源を活用しながら特色ある教育・保育を推進するとともに、幼稚園教諭、保育士等の資質及び専門性の向上に取り組み、質の高い教育・保育を提供します。

また、子どもの発達に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、幼稚園・こども園・保育所・小学校及び関係機関との連携強化を図ります。



■具体的な取組み

（１）特色ある質の高い幼児教育・保育の推進

本市の地域資源を活用しつつ、子どもの健やかな成長に資する質の高い幼児教育・保育を提供できる体制の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
26 公立幼児教育・保育施設等の環境整備 妊乳小中高	公立幼稚園・保育所・こども園再編計画や、保育所の統廃合やこども園化を推進し、ニーズに応じた適正な教育・保育環境を整備する。	認可保育所施設数 16 施設⇒19 施設	子ども保育課 教育総務課
27 特色のある教育・保育の推進 妊乳小中高	地域住民や様々な団体等の理解・協力を得ながら、多様な体験・交流機会の充実等、特色ある教育・保育を推進する。	全保育所で実施	子ども保育課
28 私立認可保育所委託事業 妊乳小中高	私立認可保育所へ委託費として支給を行うことにより、安定した経営のもと、各事業所の特色ある保育の提供と保育の質の向上を図る。	助成施設数 15 施設⇒19 施設	子ども保育課
29 認可外保育施設等の質の確保 妊乳小中高	認可外保育施設等に対し運営費を助成し、適正な運営と保育の質の確保を図る。	受入児童数 40 人⇒40 人	子ども保育課

（２）幼稚園教諭・保育士等の資質及び専門性の向上

幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育を推進するとともに、研修等を通じて幼稚園教諭・保育士等の資質及び専門性の向上を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
30 幼保連携推進事業 妊乳小中高	幼稚園・保育所・こども園の職員が研修や交流を通して連携を図る。	合同研修会 開催回数 1 回⇒1 回 職員参加率 68.5%⇒70%	教育総務課 子育て支援課 子ども保育課 学校教育課

（3）幼稚園・こども園・保育所・小学校及び関係機関との連携強化

子どもの発達段階に応じた適切な指導、支援を行うとともに、発達の連続性を踏まえた教育・保育を提供するための連携強化を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
31 幼稚園・こども園・ 保育所・小学校連 携推進事業 妊乳小中高	保育内容・教育内容について相互理 解を深め、子どもの発達の段階を踏 まえた適切な指導・支援を行うため 交流学习や連絡会議等を実施する。	幼稚園・こども 園・保育所との 連携・交流活動に 取り組んでいる 小学校数 29校⇒全小学校	学校教育課 教育総務課 子ども保育課



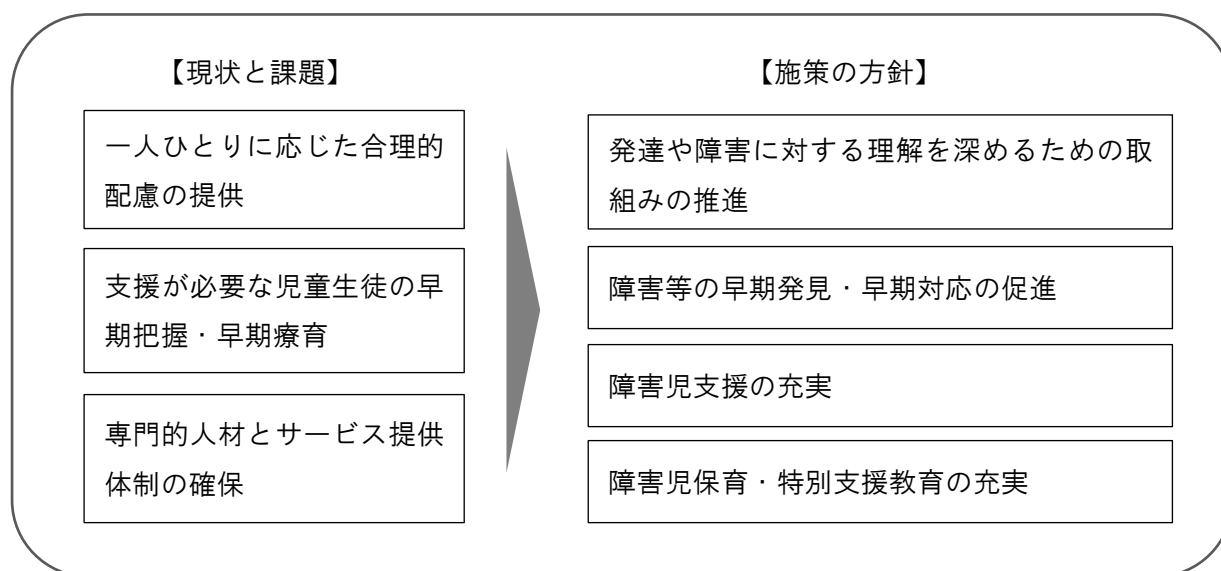
主要施策1-4 発達支援・療育体制の充実

■施策における現状と課題

- 児童福祉法改正において、障害のある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるように、従来の障害種別に分かれていた施設体系が一元化されました。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立し、障害を理由とするあらゆる差別の禁止や子ども一人ひとりの障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた合理的な配慮が求められています。
- 本市では、母子保健事業等を通じて、障害の早期発見・早期対応を促すとともに、臨床心理士等による発達（療育）相談・訓練等を行っています。希望者も多く、相談員を確保していく必要があります。また、児童発達支援や放課後デイサービス等の障害福祉サービスの充実を図っていますが、重症心身障害児、医療的ケア児へのサービス提供体制の確保が課題となっています。
- 引き続き、支援が必要な児童生徒の把握に努め、一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな支援体制の充実を図っていくためにも、専門的人材の確保が必要です。

■施策の方針

子どもたちの個性と能力を最大限伸ばすことができるよう、地域及び関係者における発達・障害に対する理解を深めつつ、専門機関等との連携の下、一人ひとりの将来を見据え、特性や発達段階に応じたきめ細かな一貫した教育的支援の充実を図ります。



■具体的な取組み

（１）発達や障害に対する理解を深めるための取組みの推進

各種研修・講座等を通じて、子どもと関わる職員等の発達や障害に対する理解を深め、障害特性に応じた適切な支援・指導につなげるとともに、合理的配慮がなされる環境づくりに努めます。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
32 障害等に関する研修実施及び参加促進 妊 乳 小 中 高	障害児保育を実施している保育所の保育士を対象に障害に対する理解や知識の習得を図るための研修を実施するとともに、外部研修の受講を促進する。	研修会開催数 1 回	子ども保育課

（２）障害等の早期発見・早期対応の促進

母子保健事業等により障害の早期発見に努め、適切な支援や療育を行うとともに、必要に応じて専門的な支援につなげます。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
33 就学前ことばの教室の運営事業 妊 乳 小 中 高	幼児の言語障害を早期に発見し、適切な矯正支援を行う。	継続して実施	学校教育課
34 発達相談事業 妊 乳 小 中 高	臨床心理士等専門相談員による相談を実施し、親の育児不安の軽減に努めるとともに、障害の早期発見や問題の改善を図る。	心理発達相談の実施回数 52 回⇒58 回	健康推進課
35 母と子の遊びの広場事業（1 歳 6 か月児健診の事後フォロー事業） 妊 乳 小 中 高	1 歳 6 か月児健診の事後フォローとして、子どもの遊びと親の交流を通じて、子どものより一層の発達を促す。	実施回数 42 回⇒42 回	健康推進課

（３）障害児支援の充実

一人ひとりの障害の状況等に応じた適切な支援・療育が行われるよう、障害児福祉サービスの充実に努めます。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
36 かもめ学園管理事業 妊 乳 小 中 高	心身障害児に対して障害の克服に必要な機能訓練及び生活指導を行い、これらの子どもの療育に資するとともに、子どもの健全な育成等を図る。	継続して実施	障害福祉課
37 児童発達支援 妊 乳 小 中 高	身体障害や知的障害、精神に障害のある未就学児童（発達障害児含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。	利用者数 53 人⇒68 人	障害福祉課
38 放課後等デイサービス 妊 乳 小 中 高	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立促進と放課後の居場所づくりを推進する。	利用者数 145 人⇒210 人	障害福祉課
39 日中一時支援事業 妊 乳 小 中 高	施設等において、知的障害者や障害児の見守りなどの一時預かりや社会適応のための日常的訓練を行う。	利用者数 56 人⇒65 人	障害福祉課

（４）障害児保育・特別支援教育の充実

インクルージョン¹⁰の理念に基づき、障害の有無に関わらず、必要な支援・配慮がなされながら、共に育ち、学ぶことのできる教育・保育を推進します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
40 障害児保育事業 妊 乳 小 中 高	障害のある子どももない子どもも、同じ地域社会の中で共に育ち学んでいけるよう、障害児を受け入れる民間保育施設を拡充するとともに、相談及び支援体制の充実を図る。	助成施設数 0 か所⇒2 か所	子ども保育課
41 特別支援教育支援員の配置 妊 乳 小 中 高	小・中学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助や発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行う。	現状に応じた支援員の配置	学校教育課

¹⁰ インクルージョン：性別や人種、民族や国籍、社会的地位、障害の有無など、持っている属性によって排除されることができず、生活することができる状態のこと。特に教育・福祉の領域においては、「障害があっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念として捉えられている。

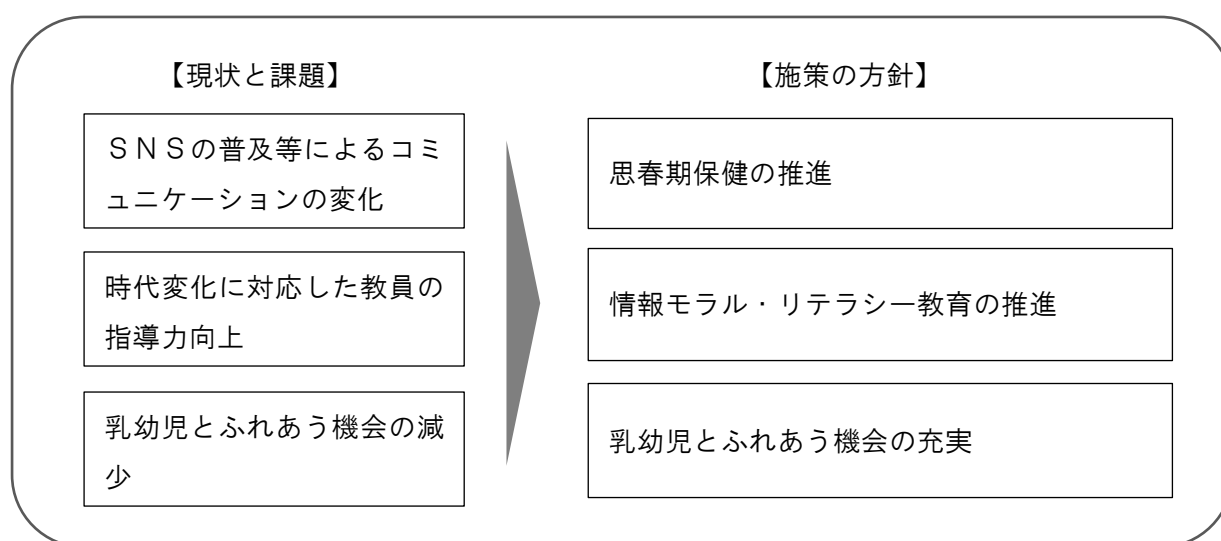
主要施策1-5 心と体の健康づくりの推進

■施策における現状と課題

- 近年、情報通信技術の進展やインターネット、SNSの普及等により、コミュニケーションの在り方が変化してきており、それに伴い、思春期における心身の健康への影響や様々な問題が顕在化しています。
- 少子化の影響等により、普段の生活の中で乳幼児と関わる機会が減少してきています。
- 小・中・高等学校において、性教育や飲酒、喫煙、薬物乱用の防止に向けた教育を推進しているほか、児童生徒の情報モラル¹¹・リテラシー¹²の理解に向けて、教員の知識、技術の習得と指導力の向上を図るための研修等を実施しています。
- 今後も、関係機関と連携しながら、発達段階に応じた思春期保健の推進やSNSの適切な利用等について指導していく必要があります。

■施策の方針

家庭や学校保健と連携し、飲酒・喫煙や薬物の有害性、インターネット・SNSに潜むリスク等についての基礎知識の普及と意識啓発を図り、思春期の心身の健康づくりと命を大切にし、相手を思いやる気持ちの醸成を図ります。



¹¹ 情報モラル：情報を扱う上で求められる道徳のこと。

¹² リテラシー：自らの目的を達するために、ある分野や対象についての基礎的な知識や技能を活用できる能力のこと

■具体的な取組み

（１）思春期保健の推進

保健体育等の授業において、発達段階に応じた性教育や飲酒、喫煙、薬物乱用の防止に向けた指導を行います。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
42 性教育の推進 妊 乳 小 中 高	保健体育等の授業において、学習指導要領に基づき、発達の段階を踏まえて指導を行う。	学校保健教育に性教育計画を位置づけている学校の割合 100%⇒100%	学校教育課
43 喫煙、飲酒、薬物乱用防止等の指導 妊 乳 小 中 高	喫煙、飲酒、薬物に関して、保健体育の授業で取組む。	学校保健教育に性教育計画を位置づけている学校の割合 100%⇒100%	学校教育課

（２）情報モラル・リテラシー教育の推進

指導する教員の基礎的知識の普及や指導力向上を図りつつ、情報の有効活用と併せ、情報モラルやSNS等に潜むリスク等についての普及啓発を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
44 情報モラル教室 妊 乳 小 中 高	小・中・高校生に対して、SNS等様々な情報を扱う上での危険回避能力を養わせるとともに、情報社会に正しく参画しようとする態度を育成する。	情報モラル教室を開催している学校の割合 75%⇒100%	学校教育課
45 石巻地区情報教育研修会 妊 乳 小 中 高	情報教育の課題について、外部講師を招いて研修会を実施し、教員の情報教育の基礎的知識や指導力の向上を図る。	研修会参加者 60人	生涯学習課
46 情報教育サテライト研修会 妊 乳 小 中 高	学校等におけるICT利活用や情報教育に関する校内研修を支援することにより、情報教育に関わる基礎的な知識・技能の習得と指導力向上を図る。また、児童生徒へ情報モラルに関する授業を行い、児童生徒が正しく情報社会に参画しようとする態度の礎を養う。	実施校所数 20か所	生涯学習課

（３）乳幼児とふれあう機会の充実

命の大切さを実感し、妊産婦への思いやりを育むことができるよう、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
47 親になるための教育事業 妊乳小中高	思春期の中学生を対象に、乳幼児の交流を含め、妊娠・出産に関する正しい知識を習得してもらうための事業を実施する。	全中学校	地域協働課



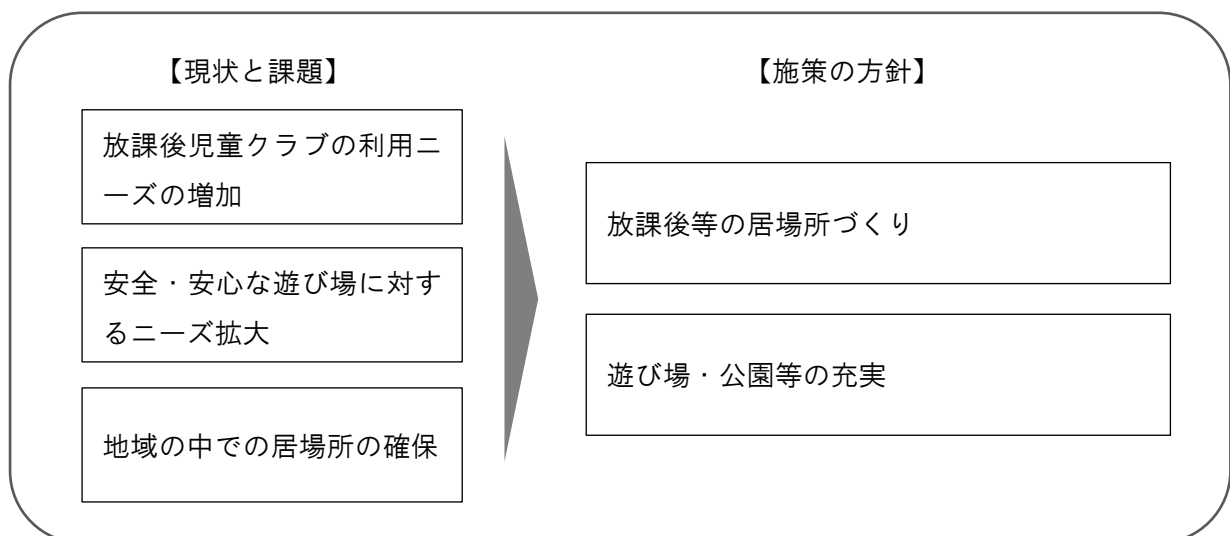
主要施策 1-6 居場所づくりの推進【重点施策】

■施策における現状と課題

- 核家族化、共働き家庭の増加に伴い、放課後等の子どもの居場所に対するニーズが高まっています。また、安全・安心に対する関心の高まり等を背景に、子どもたちが自由に思い切り遊んだり、過ごしたりできる場が限られてきています。
- ニーズ調査の結果を見ると、子どもが帰宅する時間に保護者や家族が家にいる人の割合は約 6 割であり、放課後児童クラブで過ごさせたい人の割合が増加しています。また、小学生では約 4 割の人が習い事をし、公園等で過ごす人は 1 割以下となっており、地域の中に子どもたちが安心して過ごすことができる場の充実を図っていく必要があります。
- 本市では、利用ニーズの高まりを受けて放課後児童クラブの整備拡充を進めていますが、一部で待機児童も発生しています。
- 国は「新・放課後子ども総合プラン」を定め、女性の就業率の向上を想定し、今後 5 年間で放課後の子どもの居場所整備を推し進めることから、本市においても学校施設の活用等、放課後の子どもの居場所づくりの推進が必要です。
- 平成 31 年 3 月に総合運動公園内に「こども広場」を開園したほか、身近な場所で思い切り遊ぶことができる場を創出するため、移動型プレーパークへの補助を実施しています。
- 今後は、公園の遊具設置などハード面での整備推進と併せ、放課後児童クラブの支援員等の確保及び資質向上、地域住民の子ども遊びに対する理解や関わりの創出等、ソフト面での居場所づくりの推進を図っていく必要があります。

■施策の方針

子どもたちが自分らしく、安心して過ごせる場所の充実を図ります。特に小学生から青少年期の子どもが家庭・学校以外の様々な人との交流・関わりを通じて社会性や信頼できる関係性が育まれる場としての居場所づくりを推進します。



■具体的な取組み

(1) 放課後等の居場所づくり

放課後等に安心して過ごすことができる場の充実を図るとともに、地域の大人等との関わりを持ち、安心して過ごすことのできる子どもの居場所づくりを図ります。また、児童館機能をもった施設の設置についても検討します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
48 子どもセンター運営事業 (再掲 60,149) 妊 乳 小 中 高	児童厚生施設として、18歳未満の全ての子どもを対象に、遊び・集いの場を提供する。また、利用児童が自らイベントや地域のまちづくりへの参加などを通じ、子どもの権利を具現化した活動を行う。	利用延べ人数 27,722人 ⇒30,000人	子育て支援課
49 放課後児童健全育成事業 (再掲 134,173) [第5部] 妊 乳 小 中 高	小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全育成を図る。	利用定員数 2,044人 ⇒2,455人	子ども保育課
50 放課後子ども教室事業 (再掲 18,174) 妊 乳 小 中 高	地域の公共施設などを活用し、地域住民の協力により、遊びや学び、体験活動、交流活動等を行うことで、放課後の子どもたちの居場所づくりを行う。	実施か所数 3か所⇒6か所	生涯学習課
51 地域子ども食堂支援事業 (再掲 150) 妊 乳 小 中 高	「食」の提供と「見守り」を通し、安心して過ごせる子どもの居場所として、地域において幅広い子ども等を対象に「子ども食堂」を開設及び運営する団体に対し、その経費の一部を補助する。	補助団体の子ども食堂開催数 180回	子育て支援課
52 放課後子ども総合プランの推進 妊 乳 小 中 高	「小1の壁 ¹³ 」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」を推進する。 ※詳しくはP137「第5部 3 放課後子ども総合プラン」参照		子ども保育課 生涯学習課

¹³ 小1の壁：共働き家庭やひとり親家庭の子どもが小学校入学後に、預け先が見つからなかったり、預けることができる時間が短いこと等の課題に直面し、仕事と子育ての両立が困難になる状況。

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
53 ささえあいセンターにおける子育て・次世代支援事業 【新規】 妊 乳 小 中 高	ささえあいセンター内に子どもたちの遊び場や憩いの場を整備し、交流や遊びを通じた児童の健全育成を図る。	令和2年度から実施予定	子育て支援課 市民相談センター（少年センター）

（2）遊び場・公園等の充実

安全・安心に思い切り遊ぶことのできる公園等の整備と利用促進を図ります。屋内の遊び場については今後さらに検討します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
54 移動型プレーパーク支援事業 （再掲 151） 妊 乳 小 中 高	自由な遊びを通じた子どもの健やかな育成と見守りのため、地域で安心して過ごすことのできる子どもの居場所として、市内において「移動型プレーパーク」を開催する地域団体、NPO団体等に対し、その経費の一部を補助する。	補助団体の移動型プレーパーク開催数 20回	子育て支援課
55 公園の整備・充実 妊 乳 小 中 高	児童遊園や児童公園、多目的広場など、子どもたちのための屋外の遊び場の整備を引き続き推進する。	公園整備数 2か所	都市計画課

基本施策2 子どもの人権の尊重と安全・安心を守る

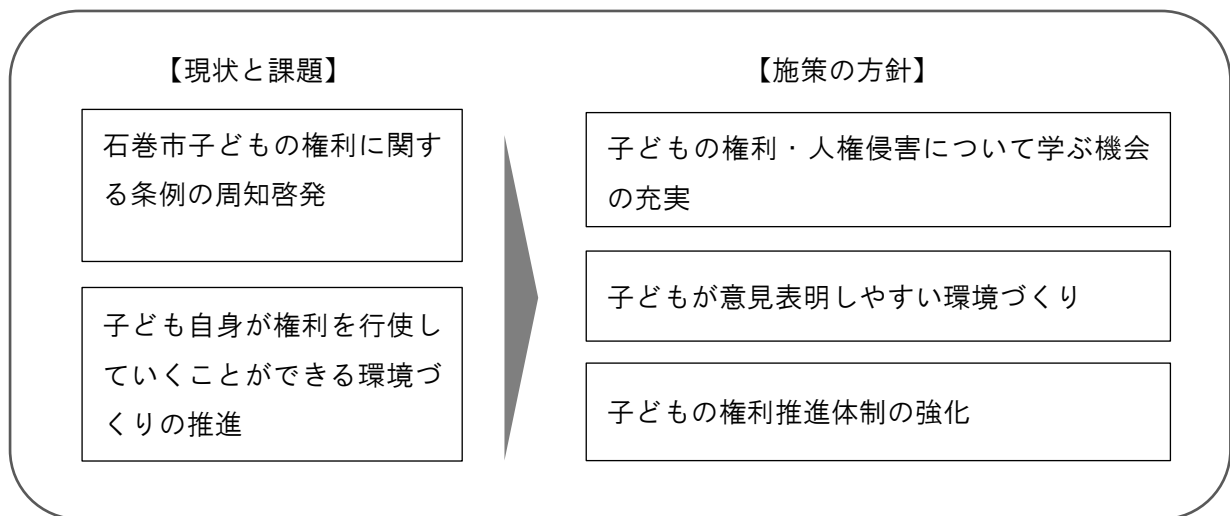
主要施策2-1 子どもの権利の推進

■施策における現状と課題

- 子どもの権利条約は、子どもの最善の利益を第一とし、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を守ることをうたっています。日本は平成6年に批准しています。
- 本市では、平成21年4月1日に「石巻市子どもの権利に関する条例」を施行しており、子どもの権利推進委員会が中心となって、周知啓発を行っています。
- 今後も、様々な機会を通じて子どもの権利に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、地域ぐるみで子どもの権利を守り、子ども自身が権利を行使していくことができる環境づくりを推進していく必要があります。

■施策の方針

「石巻市子どもの権利に関する条例」の周知啓発を図りつつ、子どもの権利についての理解を深める取組みを推進します。また、子ども自身が権利について知り、意思表示したり、声をあげたりすることができる環境づくりを推進します。



■具体的な取組み

(1) 子どもの権利・人権侵害について学ぶ機会の充実

石巻市子どもの権利に関する条例に基づき、子どもの権利や人権侵害について理解を深めるための学習機会の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
56 子どもの権利についての理解促進と条例の周知啓発 妊 乳 小 中 高	子どもの権利の理解を広め、深めるため、講演会の実施や啓発用のグッズの配布を行う。	講演会等参加人数 148 人⇒200 人	子育て支援課
57 「心の教育」推進事業（人権教育の推進） 妊 乳 小 中 高	人権啓発活動の実施、人権教育の研修・実践例の提供、小・中・高等学校における人権教育年間指導計画の作成	人権教室開催校数 35 校⇒全校	学校教育課

(2) 子どもが意見表明しやすい環境づくり

子ども自身が、子どもの権利について知り、その行使に向けて自らの考えを表明したり、周囲の大人等に声をあげることができるための取組みを推進します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
58 子どもの意見表明等への取組み 【新規】 妊 乳 小 中 高	より良いまちづくりのために、各種計画策定及び評価等において、子どもの声を聞く機会を作る。	令和 2 年度から実施	子育て支援課
59 いのまき政策コンテスト 妊 乳 小 中 高	若者たちが住みたい石巻を実現するための政策アイデアの提案を通し、地域に関心を持ち愛着を持てるきっかけとする。	継続して実施	復興政策課
60 子どもセンター運営事業 (再掲 48,149) 妊 乳 小 中 高	児童厚生施設として、18 歳未満の全ての子どもを対象に、遊び・集いの場を提供する。また、利用児童が自らイベントや地域のまちづくりへの参加などを通じ、子どもの権利を具現化した活動を行う。	利用延べ人数 27,722 人 ⇒30,000 人	子育て支援課

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
61 定住外国人就学支援事業 妊 乳 小 中 高	本市の学校に就学を希望する外国籍の児童生徒を円滑に受け入れるため、外国語が使える就学支援員を配置し、外国籍の児童生徒をサポートする。	継続して実施	学校教育課

（３）子どもの権利推進体制の強化

関係機関・団体等が連携し、子どもの権利を守るための取組みについて検討、推進する体制の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
62 子どもの権利推進委員会 妊 乳 小 中 高	子どもの権利に関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進する。	子どもの権利推進委員会開催数 2回⇒3回	子育て支援課



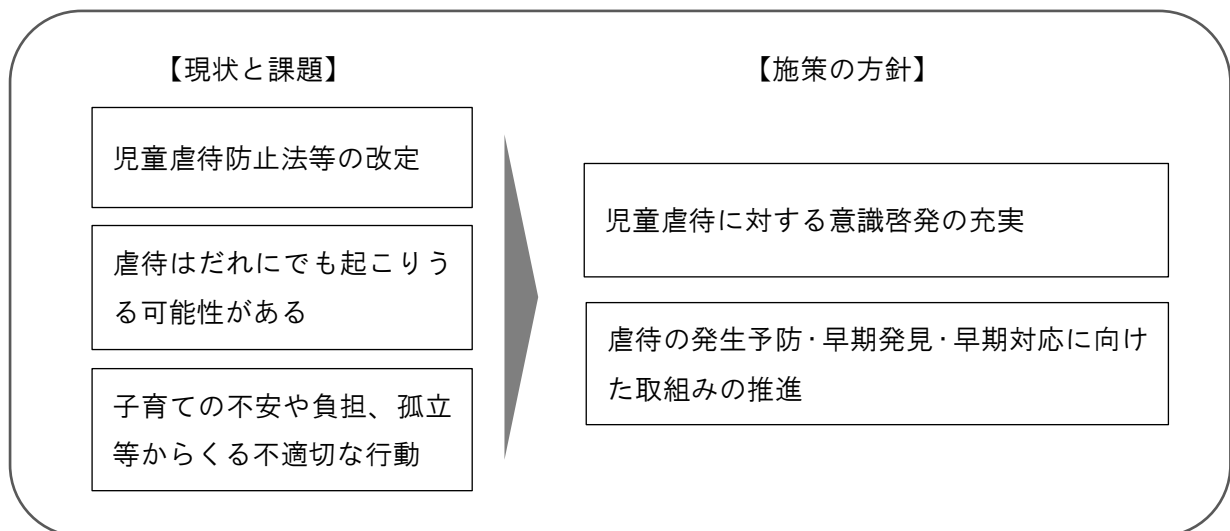
主要施策2-2 児童虐待防止対策の強化【重点施策】

■施策における現状と課題

- 近年、いじめや児童虐待などの重大な人権侵害により、心身に大きな傷を負い、尊い命が失われる事例も発生し、社会的関心が高まっています。こうした状況を受け、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）等が改正され、児童相談所の体制強化や親による体罰の禁止が規定されました。
- ニーズ調査では、約 4 割の人が子どもに対して虐待とされるような行為をしたことがあると回答しており、児童虐待は一部の特別な事案ではなく、だれにでも起こりうることであることがうかがわれます。特に子育てに不安や負担を感じている人やいわゆるワンオペ育児¹⁴の親にその傾向が強く、負担感の軽減や孤立化の防止に取り組む必要があります。
- 本市では、福祉、教育、保健、医療、警察、司法等の関係機関・団体により構成する「石巻市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待の早期発見と適切な保護に向けた対応について協議しています。また、児童虐待に対する啓発活動や各種保健事業、子育て支援等を通して妊娠期からの早期支援に努めています。
- 県と連携しながら、里親支援や情報提供等を行うなど、社会的養護が必要な子どもが家庭的な環境で育つことができるための取組みを推進します。

■施策の方針

妊娠期からの包括的で切れ目のない支援や虐待に対する正しい知識の普及等により虐待の発生予防に努めるとともに、関係機関等の緊密な連携により虐待が疑われる状況を早期に把握し、迅速、かつ、それぞれの状況に応じた適切な対応がとれる体制の強化を図ります。



¹⁴ ワンオペ育児：母親等が一人ですべての家事、育児を行わなければならない状況をいう。ワンオペとは、ワンオペレーションの略で、夜間などの時間帯に 1 人の従業員がすべての作業を行うこと。

■具体的な取組み

（１）児童虐待に対する意識啓発の充実

様々な機会等を通じて、児童虐待について広く啓発を行い、児童虐待の発生予防と早期発見につなげます。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
63 児童虐待に対する意識啓発 妊 乳 小 中 高	住民を対象にした講演会の開催や毎年 11 月の「児童虐待防止推進月間」のポスターを医療機関や保育所、幼稚園、学校等に掲示するなどの啓発活動を積極的に行い、児童虐待防止に対しての関係機関への意識向上を図る。また、虐待防止のためのリーフレットを作成することで、早期発見のための相談窓口の啓発を図る。	講演会参加者数 250 人 「児童虐待防止推進月間」ポスター等配布 1,500 部（関係機関） 市民向けリーフレット配布 5,000 部	虐待防止センター

（２）虐待の発生予防・早期発見・早期対応に向けた取組みの推進

児童虐待防止法に基づく通報義務の周知を図るとともに、関係機関・団体が緊密に連携しながら、虐待の発生予防に努めるとともに虐待の早期発見と迅速かつ適切な対応に努めます。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
64 要保護児童対策事業 (再掲 177) 妊 乳 小 中 高	福祉、教育、保健、医療、警察、司法などの関係機関・団体による要保護児童対策地域協議会と連携・情報共有しながら、要保護児童対策事業の進行管理を行うとともに、虐待防止研修会等の開催や市民への啓発などを行う。	連携会議開催数 30 回⇒60 回	虐待防止センター
65 家庭児童相談事業 (母子相談) 妊 乳 小 中 高	児童養育・虐待、DV等の家庭児童相談の複雑多様な相談を一つの窓口で受理し、適切な支援につなげるにより、市民と福祉の向上を図る。	相談件数 320 件⇒350 件	市民相談センター、虐待防止センター
66 専門カウンセラー相談事業 妊 乳 小 中 高	児童の保護者等に対し、専門家がカウンセリングを実施し、保護者の心理ケアや養育指導等を継続的な関わりをもって、改善に向けた指導・助言を行う。	利用者数 45 人⇒50 人	虐待防止センター

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
67 養育支援訪問事業 (再掲 152) [第5部] 妊 乳 小 中 高	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、ホームヘルパー等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の確保を図る。	養育支援が必要な世帯への適切な対応	市民相談センター 健康推進課



主要施策2-3 心のケアの充実

■施策における現状と課題

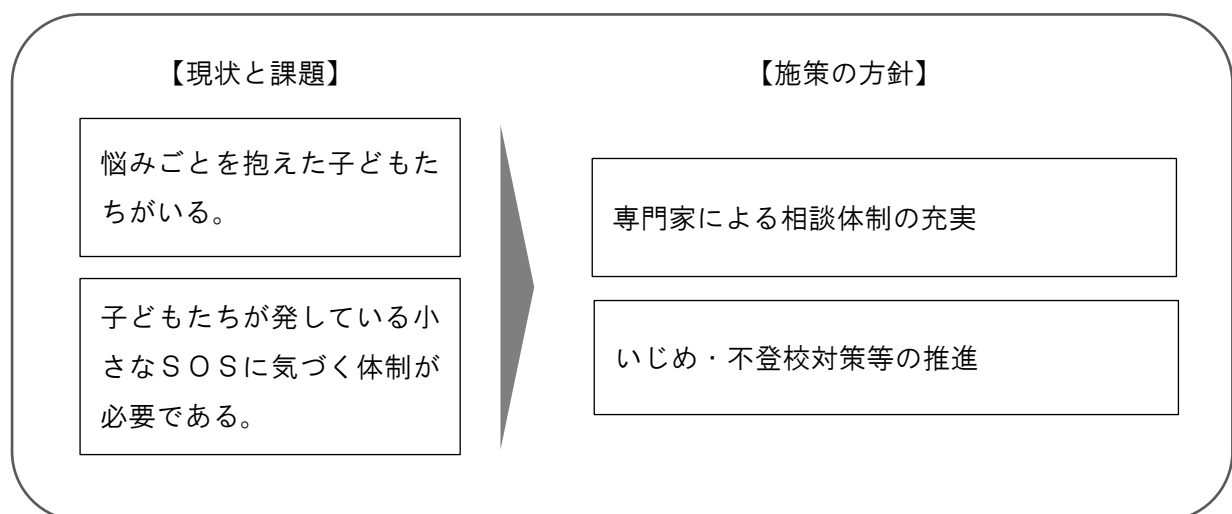
○本市では、子どもの心のケアを行うため、悩みや困りごと等を抱える子どもや保護者からの相談を受けるスクールカウンセラーを全ての小・中・高等学校に配置し、カウンセリングを行っているほか、スクールソーシャルワーカーが定期的に巡回し、生活全般にかかる複合的な課題に対する家庭支援を行っています。また、少年センターにおいても、いじめや不登校等に関する相談を受け付けています。

○今後は、複雑化、複合化する課題に包括的に対応するため、関係機関の連携強化や専門的な人材の確保等により、心のケアに向けた相談体制の充実を図っていくとともに、相談機関や周囲の大人等に相談しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

■施策の方針

子どもたちが抱える複雑化、複合化した課題や困りごとに対応した専門的な相談支援ができる体制の充実を図ります。

また、関係者や周囲の大人等が、子どもの「声なき声」、子どもの変化に気づき、見守り支えることができる体制の強化や子どもが安心して、SOSを発信できる環境づくりを推進します。



■具体的な取組み

(1) 専門家による相談体制の充実

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による専門的支援の充実を図るとともに、気軽に相談できる窓口の充実を図り、必要に応じて専門的な支援につなげます。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
68 スクールカウンセラー配置事業 (再掲 184) 妊乳小中高	臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する専門家(臨床心理士又は準ずる者)を小・中学校及び市立高等学校に配置することにより、児童生徒の問題行動等の解決、未然防止、健全育成に資する。	希望する学校の実態に合わせた派遣及び配置	学校教育課
69 スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業 (再掲 185) 妊乳小中高	教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱える児童生徒の置かれた環境の問題(家族、友人関係等)について改善を図るための支援を行う。	継続して実施	学校教育課
70 少年センター相談事業 妊乳小中高	児童生徒の学校生活登校拒否や非行問題などの相談に応じる。	相談件数 10件⇒20件	市民相談センター(少年センター)

(2) いじめ・不登校対策等の推進

いじめや不登校等に適切に対応できる体制の強化に努め、安全・安心な就学環境をつくるとともに、困難に直面する子どもが自らSOSを発信することができるような環境づくりと、発信されたSOSに対し早期解決が図られるよう子どもに寄り添った取組みを推進します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
71 適応指導教室運営 事業 妊 乳 小 中 高	学校適応に問題を抱える児童生徒に対して、個々の状態に応じた学習支援や社会性を養い、学校生活に向けた支援をする。	継続して実施	学校教育課
72 いじめ対策の推進 妊 乳 小 中 高	いじめに関する問題に組織的に対応するため、関係機関等との連携を推進するほか、教員や保護者を対象とした研修を通して「いじめを許さない風土づくり」を進め、いじめの未然防止及び早期解決を図る。	いじめ問題対策 連絡協議会の開 催数 3回⇒3回	学校教育課
73 心のサポート事業 妊 乳 小 中 高	心のサポートコーディネーター等が、ケアを必要とする児童生徒及び保護者に対し家庭訪問や関係機関等の連絡調整をする。	継続して実施	学校教育課
74 子どもの相談窓口 の周知 妊 乳 小 中 高	子どもが相談できる窓口について、チラシ等により周知を図る。	配布回数 2回	子育て支援課

主要施策2-4 安全対策の充実

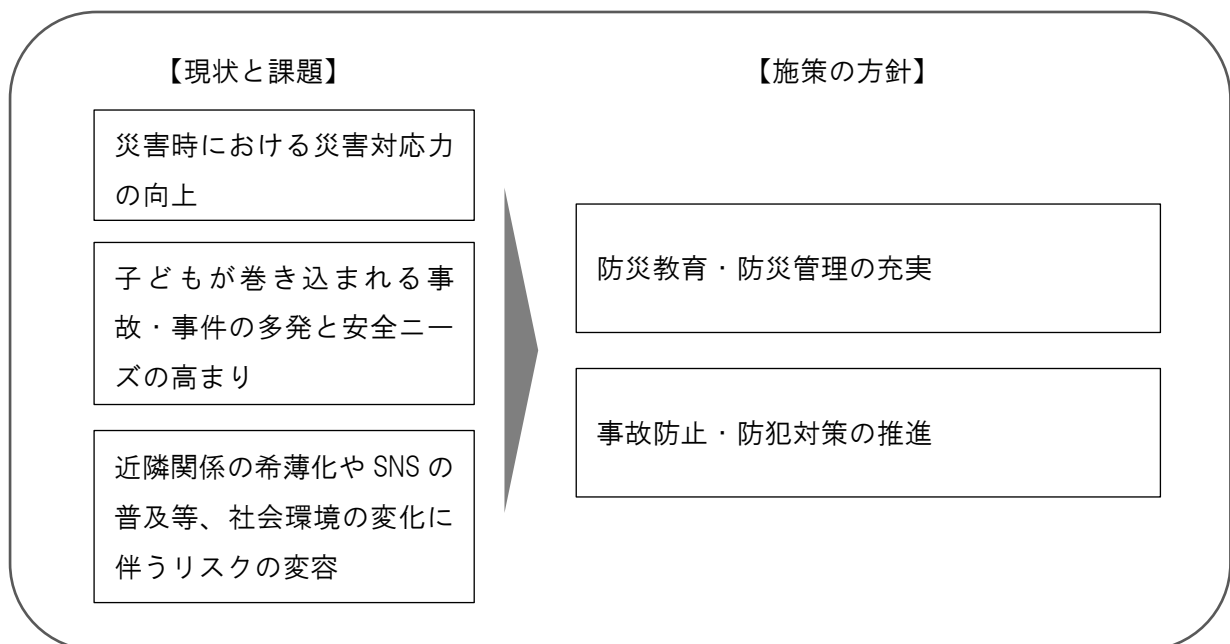
■施策における現状と課題

- 全国各地で地震や台風、大雨等の自然災害が多発しており、被害を最小限に抑えるための防災・減災対策を強化していく必要があります。また、子どもが巻き込まれる交通事故や犯罪被害が発生しており、安全に対する関心が高まり、子どもたちを守るための対策強化が求められています。
- 本市では、東日本大震災を教訓とし、防災教育副読本の活用や復興・防災マップづくりなどによる防災教育の推進を図り、児童生徒及び教職員の災害対応力の向上を図っています。
- 子どもの安全対策として、関係機関と連携しながら、幼稚園・保育所・小学校等における交通安全教室を開催しているほか、安全・安心な通学路の確保や犯罪等に関する情報提供等を推進しています。
- 今後も、子どもたちの安全を確保するため、学校等における防災対策の充実や交通安全施設の整備やバリアフリー化の推進等を図っていくとともに、子どもに対し自分を守ろうとする意識の啓発を図るなど、地域全体で見守る体制づくりを推進していく必要があります。

■施策の方針

災害時の子どもたちの安全を確保するため、東日本大震災を教訓とした防災教育の充実を図ります。

また、交通安全施設等の整備や子どもの交通安全・防犯意識の高揚、子ども自らが自身の安全を守るための対策促進を図るとともに、地域ぐるみで子どもを見守るための活動の活性化を図ります。



■具体的な取組み

(1) 防災教育・防災管理の充実

防災教育を充実させ幼児や児童生徒等の災害対応力を育成するとともに、防災管理に万全を期し、安全・安心な環境づくりを進めます。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
75 実践的な避難訓練の実施 妊 乳 小 中 高	様々な災害を想定した避難訓練を実施し、児童生徒等の災害対応力の育成を図る。	継続して実施	学校安全推進課
76 防災教育副読本の活用 妊 乳 小 中 高	児童生徒に防災の基礎的・基本的な知識を身につけさせるとともに、災害が起きたときには、自分の命を守り、共に助け合って主体的に行動しようとする力の育成を図る。	継続して実施	学校安全推進課
77 学校防災推進会議の開催 妊 乳 小 中 高	有識者、学校関係者、市担当部局、関係機関担当者で構成する学校防災推進会議において、学校防災の今後の在り方について検討した結果を基に、具体的な事業を展開する。	年3回の本会議	学校安全推進課
78 防災主任研修会の開催 妊 乳 小 中 高	公立幼稚園、小・中・高等学校の教職員を対象とした防災主任研修会を開催し、教職員の災害対応力の向上を図る。	年4回の実施	学校安全推進課
79 学校防災フォーラムの開催 妊 乳 小 中 高	東日本大震災の教訓を踏まえ、石巻市の学校防災の取組みを広く発信することにより、学校防災の充実に資する。	年1回の実施	学校安全推進課
80 学校防災マニュアルの整備 妊 乳 小 中 高	公立幼稚園、小・中・高等学校の学校防災マニュアルの点検及び見直しを図る。	継続して実施	学校安全推進課

(2) 事故防止・防犯対策の推進

交通事故や犯罪に遭わないための意識醸成や施設・設備の整備を図ります。また、地域ぐるみで犯罪の起きにくい環境づくりを促進します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
81 交通安全教室 妊 乳 小 中 高	保育所・幼稚園・小学校において、警察や交通安全指導隊等による交通安全教室を実施し、交通安全意識の醸成を図る。	継続して実施	防災推進課
82 犯罪に関する情報提供 妊 乳 小 中 高	不審者の出没、犯罪が発生した場合にメール配信するなど情報共有を行い、注意喚起を図る。	継続して実施	学校安全推進課
83 地域社会の安全と平穏の促進 妊 乳 小 中 高	石巻市防犯協会等による防犯意識を高揚する啓発活動や、防犯パトロールの実施により、地域の安全や防犯意識の啓発を推進する。	継続して実施	防災推進課
84 街頭補導の強化 妊 乳 小 中 高	少年補導員による街頭指導を行う。	街頭補導等実施回数 600 回	市民相談センター
85 不審者対策ネットワーク会議 妊 乳 小 中 高	会議の構成員である 31 団体のネットワーク会員が協力して市内小学校の通学路をパトロールする。	継続して実施	市民相談センター

基本施策3 安心して子どもを産み育てられる環境をつくる (妊娠・出産期からの切れ目のない支援)

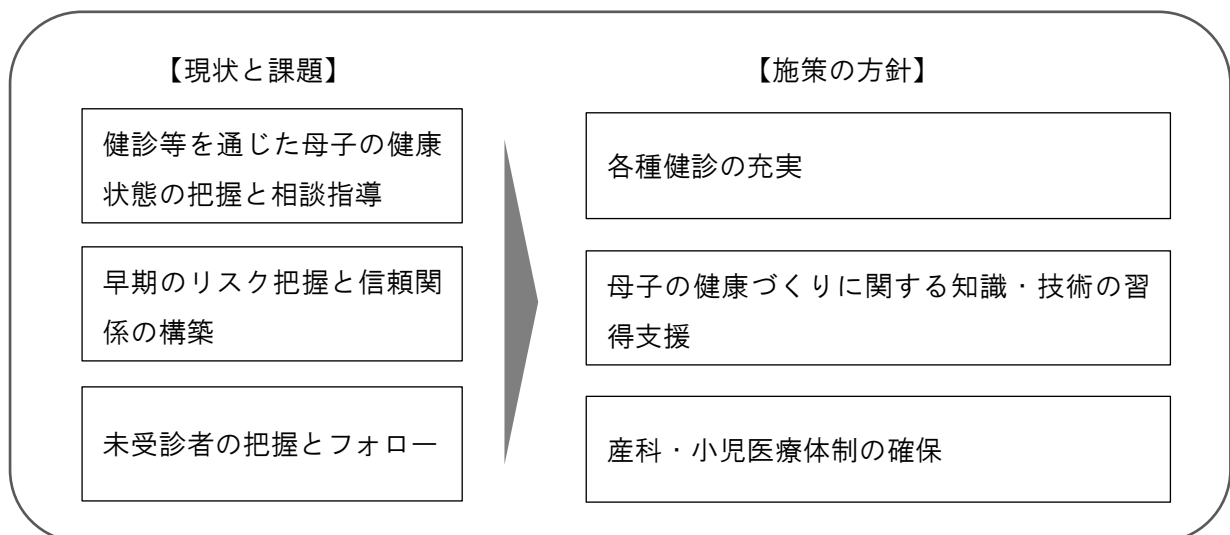
主要施策3-1 親と子どもの健康の確保及び増進

■施策における現状と課題

- 乳幼児健診をはじめ母子保健事業は、母子の健康状態を把握し、保健指導につなげるとともに、保健師との関わりを通じてその後の切れ目のない支援につながるきっかけとなります。未受診者は何らかの課題やリスクを抱えていることも想定されることから、その把握に努め、地域社会とのつながりをつくっていくことも重要です。
- 本市では、妊娠期からの妊婦健診・乳幼児健診や相談事業等を通じて、母子の健康状態を把握するとともに、子どもの健やかな成長に向けた指導や発達に関する悩み・不安についての相談等を行っています。
- 引き続き、産科・小児科医療体制の確保及び各種健診や母子保健事業の充実を図りつつ、事業の周知や参加しやすい実施に努め、受診率の向上及び参加促進に努めるとともに、健診未受診の親子に対するフォローを行い、状況を把握していく必要があります。

■施策の方針

妊娠期から学童期にかけての母子の健康の確保・増進に向けて、疾病の早期発見・早期治療や健康に関する正しい知識・技術等の普及に努めるとともに、安心して受診できる産科・小児医療体制の確保に努めます。



■具体的な取組み

(1) 各種健診の充実

妊娠期から学童期にかけての各種健診の充実により、母子及び児童生徒の健康状態の把握と疾病等の早期発見、健康の保持増進を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
86 妊婦健康診査費助成事業 (再掲 109) 妊乳小中高	妊婦健診の費用を助成することにより、積極的な受診を促し、妊娠時の異常の早期発見、早期治療を図り、安心、安全な出産ができるよう支援する。	受診率 92.1%⇒98%	健康推進課
87 乳児一般健康診査事業 妊乳小中高	乳児の疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、乳児の健康の保持増進を図る。	受診率(2 か月) 92.2%⇒94.5%	健康推進課
88 乳幼児健康診査 妊乳小中高	3～4 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児健康診査、2 歳児歯科健康診査を実施する。	受診率(3 歳児健康診査) 97.4%⇒97.5%	健康推進課
89 就学時健康診断実施事業 妊乳小中高	学校保健安全法に基づき小学校就学前に各種健診及び検査等を実施することにより、幼児にかかる疾病等の早期発見及び健康保持・増進を図る。	実施率 100%⇒100%	教育総務課
90 健康診断・検査等実施事業 妊乳小中高	定期的な健康診断や各種検査を行うことにより、児童生徒の健康の保持増進を図り、病気等の早期発見に努める。	実施率 100%⇒100%	教育総務課

(2) 母子の健康づくりに関する知識・技術の習得支援

各種相談・教室等を通じて、子どもの成長段階に応じた発達・発育や育児に関する知識・技術の習得を支援します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
91 1 歳児よちよち相談事業 妊乳小中高	身体計測、口腔チェック、発育・発達・育児の相談、栄養相談を実施する。	受診率 97.5%⇒97.5%	健康推進課
92 もぐもぐ育児教室 妊乳小中高	5～8 か月児の保護者を対象に、離乳の進め方等を市保健相談センター等で開催する。	実施回数 24 回⇒18 回	健康推進課

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
93 食育教室 妊 乳 小 中 高	「石巻市食育推進計画」に基づき、小学生を対象に、食育について学ぶ機会を設け、健康づくりを支援する。	実施回数 4回⇒5回	健康推進課
94 乳幼児歯科教室 妊 乳 小 中 高	保育所や幼稚園、子育て支援センターを会場に、教室を開催し、子どもや保護者が口腔内に関心を持ち、むし歯予防に対する意識の向上を図る。	開催数 47回⇒47回	健康推進課
95 小・中学校におけるお口の健康教室 妊 乳 小 中 高	児童生徒が、口の健康に関心を持ち、正しい歯みがき習慣が身につくよう支援する。	開催数 86回⇒86回	健康推進課
96 助産師による心とからだのトータルケア事業 (再掲 103) 妊 乳 小 中 高	妊娠・出産・子育てについて、助産師による個別相談や講座を実施する。	参加者数 585人⇒500人	子育て支援課 健康推進課

(3) 産科・小児医療体制の確保

関係機関と連携しながら、安心して出産でき、急病時等に受診できる医療体制の確保を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
97 休日等急患診療対策事業 妊 乳 小 中 高	医療機関が休みである休日における救急患者の診療体制を確保する。	継続して実施	健康推進課
98 宮城県こども夜間安心コール事業の周知 妊 乳 小 中 高	子どもが急な病気になった時に、夜間の電話による医療相談を行い、保護者の不安解消と、症状に応じ適切に対応できるように事業の周知をする。	継続して実施	健康推進課

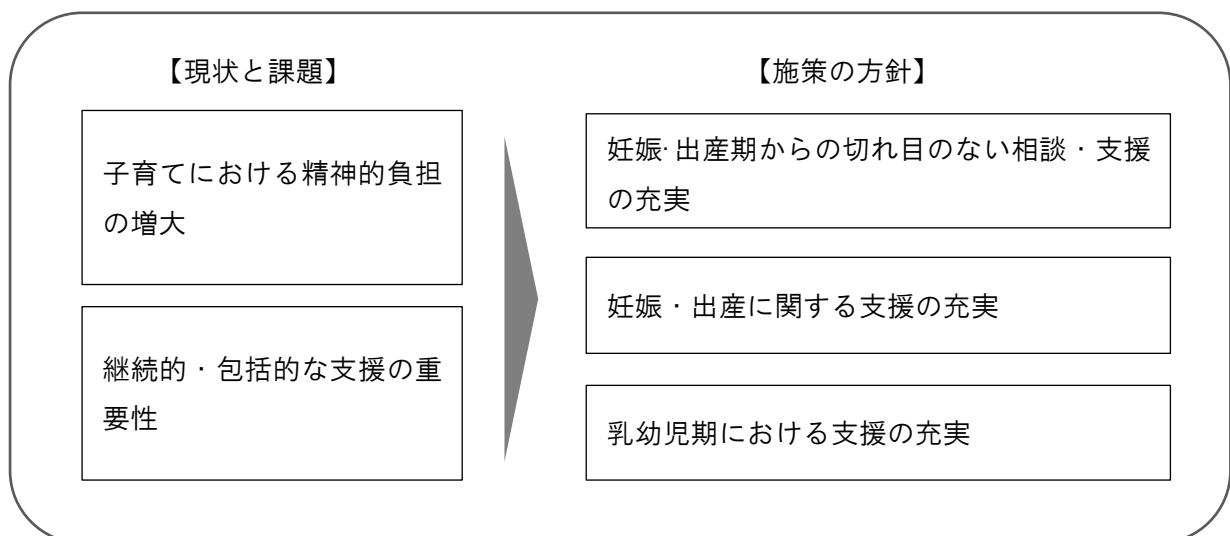
主要施策3-2 切れ目のない相談・支援体制の充実【重点施策】

■施策における現状と課題

- 複雑化、複合化する課題を抱えている子育て家庭に寄り添う支援をしていくためには、安心して身近に相談できる場所があり、信頼関係のもとで継続的、かつ、包括的に支援していく必要があります。
- ニーズ調査の結果を見ると、子育てする上で特に負担に思うこととして、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「自分の自由な時間がとれない」、「子育てで出費がかさむ」、「子育てによる精神の疲れが大きい」が上位にきており、経済的負担の軽減と併せて、精神的負担の軽減に向けた取組みを推進していく必要があります。
- 本市では、平成28年11月に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な支援を行う「子育て世代包括支援センター」を市役所内関係各課、各総合支所及び委託団体先に設置し、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談や情報提供を行っています。また、安心して産み育てられる地域づくりも重要な役割の一つであることから、地域・関係機関との顔の見える関係づくりに取り組んでいます。
- 市内12か所の子育て支援センターでは、経験豊かな保育士等が相談に応じている他、親子同士が支えあえる関係づくりを進めています。
- 引き続き、妊娠・出産期から子どもの成長段階に応じた包括的で切れ目のない相談支援体制の充実に努めるとともに、各種相談窓口や子育て支援事業の周知と相談支援につながらない親子の把握に努め、適切な支援につないでいくことが必要です。

■施策の方針

妊娠・出産期や子育て期の母親を包括的に支援できるよう、切れ目のない相談支援や様々な機会を通じた情報提供等の充実を図るとともに、強い不安や課題等を抱える母子等を早期に把握し、継続した相談支援を行うことができる体制の強化に努めます。



■具体的な取組み

（１）妊娠・出産期からの切れ目のない相談・支援の充実

妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制の充実を図るとともに、各種相談窓口や支援事業等についての周知と利用促進を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
99 子育て世代包括支援 センター事業 (利用者支援事業) (再掲 127、175) [第5部] 妊 乳 小 中 高	妊娠・出産期から子育て期(0歳～18歳までの子どもを持つ保護者等)までの各ステージを包括的に網羅する仕組みづくりと、相談支援を実施する。また、ささえあいセンター内で新たに展開する。	設置か所数 基本型 3か所 母子保健型 7か所 特定型 1か所	子育て支援課 健康推進課 子ども保育課
100 多機関協働による包 括的相談支援 (福祉まるごと相談) (再掲 176) 妊 乳 小 中 高	「たらい回し」といった事態が生じないよう、複合的課題を抱える困難ケース等の相談を包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築を図る。	相談支援延べ 件数 90件	包括ケア推進室
101 休日子育て相談事業 妊 乳 小 中 高	子どもセンター、ささえあいセンターにて土曜、日曜日に子育て相談を行う。	相談件数 101件⇒150 件	子育て支援課
102 いしのまき子育て情 報発信事業 【一部新規】 妊 乳 小 中 高	市の各種事業及びサービスを網羅した「いしのまき子育てハンドブック」の作成と、母子健康手帳の記録から地域の子育て情報までをスマートフォン等で見られる、子育て支援アプリの導入を行う。	作成配布数 500部 令和2年度か ら実施予定	子育て支援課

（２）妊娠・出産に関する支援の充実

妊産婦の健康状態を把握し、必要な指導を行うとともに、出産・育児に関する不安に対する相談支援の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
103 助産師による心とからだのトータルケア 事業 (再掲 96) 妊 乳 小 中 高	妊娠・出産・子育てについて、助産師による個別相談や講座を実施する。	参加者数 585人⇒500人	子育て支援課 健康推進課

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
104 乳児家庭全戸訪問事業 [第5部] 妊乳小中高	生後4か月までの乳児宅を保健師及び助産師が家庭訪問し、乳児及び産婦の健康面や養育環境の確認、育児に関する不安や悩みの聴取、相談、子育て支援に関する情報提供をする。	実施率 97.4%⇒98.5%	健康推進課
105 産後ケア事業 【新規】 妊乳小中高	産後ケアを必要とする産後1年以内の方に対し、心身のケアや育児のサポートを行う。	令和3年度からの実施を目指す	健康推進課
106 育児ヘルパー事業 (再掲125,154) 【新規】 妊乳小中高	産前産後の時期に家事支援を中心としたヘルパー派遣を行う。	令和3年度からの実施を目指す	子育て支援課

(3) 乳幼児期における支援の充実

親子の遊びや子育て家庭同士の交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談・助言等の支援の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
107 地域子育て支援拠点事業 (再掲5,180) [第5部] 妊乳小中高	乳幼児やその親を対象に、子や親同士のふれあいや、遊びの場の提供と、子育てに関する心配事の相談に対応する。	設置か所数 12か所⇒12か所	子育て支援課

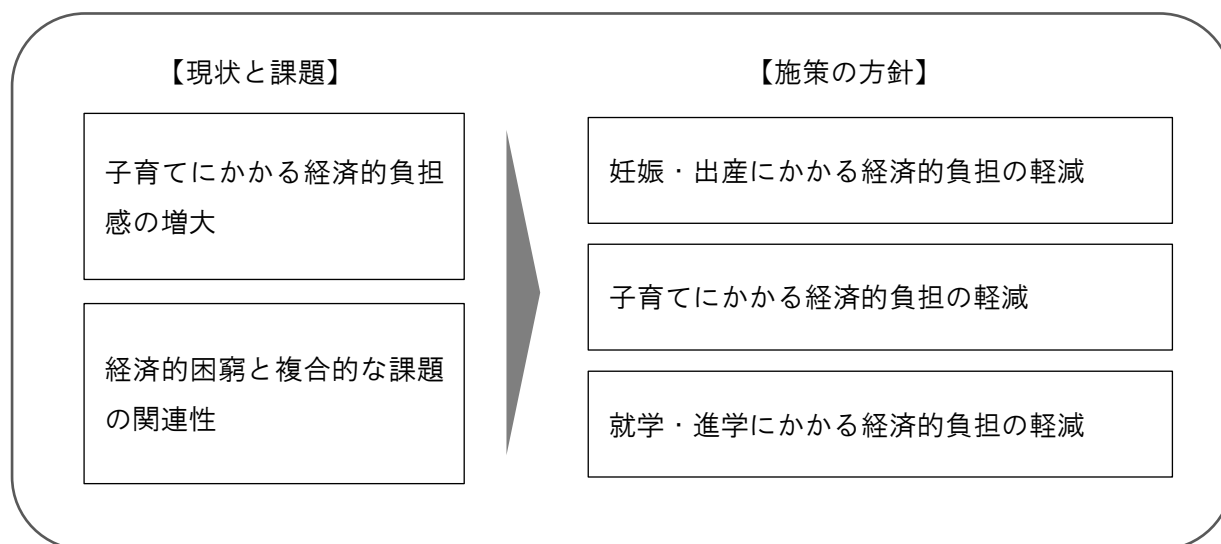
主要施策3-3 経済的支援の充実

■施策における現状と課題

- 子育てにかかる経済的負担感は大きく、若者が結婚、出産をためらう要因の一つとなっています。また、経済的困窮は親子の心身の健康や様々な体験機会、進学等にも影響を与えることから、経済的負担の軽減を図っていく必要があります。
- 国は、社会全体で子育てを支える観点から、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育にかかる利用料を無償化しています。
- ニーズ調査の結果を見ると、特に小学生保護者で「子育てで出費がかさむ」ことに負担を感じている人の割合が高くなっています。また、生活実態調査の結果からは、困窮層ほど健康状態や心の健康度が低く、また、中高生の授業の理解度が低い状況がみられました。
- 本市では、国の制度に伴う各種手当・助成に加え、第二子以降の小学校入学祝金の支給や就学・進学にかかる費用の負担軽減等を図っています。
- 引き続き、子育て家庭の状況を把握しつつ、経済的支援の充実に努めるとともに、対象者への適正な支給を図っていく必要があります。

■施策の方針

子育てにかかる経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるよう、各種手当・助成制度の周知及び適正な支給を図るとともに、子どもの健全な成長に不可欠、かつ、大きな負担となっている費用等に対する支援の充実に努めます。



■具体的な取組み

(1) 妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減

妊娠・出産を支援するため、必要な治療・医療等にかかる経済的負担の軽減を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
108 特定不妊治療費助成事業 妊乳小中高	不妊治療を受けている夫婦に対し、「体外受精、顕微授精」の特定不妊治療及び男性不妊治療に対し、助成を行う。	適切な助成の実施	健康推進課
109 妊婦健康診査費助成事業 (再掲 86) 妊乳小中高	妊婦健診の費用を助成することにより、積極的な受診を促し、妊娠時の異常の早期発見、早期治療を図り、安心、安全な出産ができるよう支援する。	受診率 92.1%⇒98%	健康推進課
110 養育医療給付事業 妊乳小中高	医療を必要とする未熟児に対し、指定医療機関において、必要な医療の給付を行う。	適切な給付の実施	健康推進課

(2) 子育てにかかる経済的負担の軽減

子どもが健やかに成長し、安心して子育てができるよう、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
111 児童手当支給事業 妊乳小中高	中学校を卒業するまでの子どもを養育している方に、児童手当を支給する。	支給延べ児童数 166,157 人	子育て支援課
112 子ども医療費助成事業 (再掲 158) 妊乳小中高	子どもに対し適正な医療の機会を確保し、子育てに伴う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、医療費の一部負担金を助成する。	適切な助成の実施	保険年金課
113 小学校入学祝金支給事業 (再掲 160) 妊乳小中高	第2子以降の小学校入学時に祝い金を支給する。	支給人数 450 人	子育て支援課

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
114 国民健康保険税子ども均等割減免 (再掲 159) 【新規】 妊 乳 小 中 高	国民健康保険税について、満 18 歳未満の子どもに対する均等割保険税を 3 割減免し、子育て世帯への経済的負担の軽減を図る。	令和 2 年度から実施 対象者数 2,300 人	保険年金課

(3) 就学・進学にかかる経済的負担の軽減

経済的理由で就学が困難になったり、進学をあきらめざるを得ない状況に陥らないよう、就学や進学にかかる経済的負担の軽減を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
115 就学援助事業 (再掲 143,161) 妊 乳 小 中 高	経済的な事情により就学が困難な児童生徒の保護者への支援を行う。	支援を要する児童生徒の保護者への実施率 100%⇒100%	教育総務課
116 奨学金貸与事業 (再掲 144,162) 妊 乳 小 中 高	学業優秀、品行方正及び身体健全な学生で経済的理由により修学困難な者に学資を貸与し、有能な人材を育成する。	継続して実施	学校教育課
117 奨学金返還支援事業 (再掲 145) 妊 乳 小 中 高	地域包括ケアの推進に必要な医療・福祉・介護の専門職の人材確保と定住促進を目的として、市内居住及び市内事業所で就労するものが、自ら貸与された奨学金を返還した場合に、最長 3 年間、当該返還金の一部を助成する。	助成開始 3 年後の定住及び就業率 95%⇒100%	包括ケア推進室
118 震災奨学金給付事業 (再掲 146,163) 妊 乳 小 中 高	東日本大震災により親が死亡又は行方不明となり、両親を失った児童生徒に対する就学の支援として奨学金を給付する。	対象者及び給付延べ人数 43 人	学校教育課

(4) 低所得世帯に対する経済的支援

低所得世帯やひとり親家庭の安定的な生活を確保するため、経済的支援の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
119 私立幼稚園補足給 付費を支給する事 業（給食の副食費 の減免） 妊乳小中高	私立幼稚園（新制度未移行幼稚園 ¹⁵ ） の園児のうち低所得世帯等の保護 者に対し給食の副食費を減免する。	該当保護者への 実施率 100%	教育総務課
120 母子・父子家庭医 療費助成事業 （再掲 156） 妊乳小中高	母子及び父子家庭に対し、医療費の 助成を行い、生活の安定と福祉の増 進を図る。	適切な助成の実 施	子育て支援課
121 児童扶養手当支給 事業 （再掲 155） 妊乳小中高	父又は母と生計を同じくしていな い子どもを育成している家庭にお いて、子どもを監護する母若しく は、監護し、生計を同じくする父又 は父母以外の方に対して手当を支 給し、生活の安定と自立の促進を図 る。	適切な支給の実 施	子育て支援課

¹⁵ 新制度未移行幼稚園：子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園

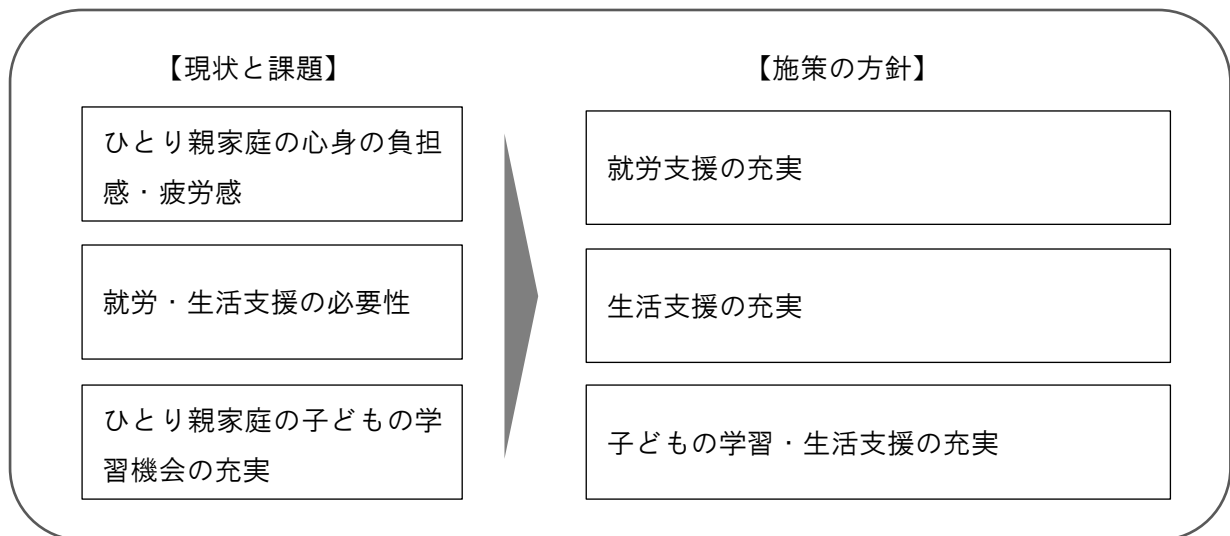
主要施策3-4 ひとり親家庭支援の充実

■施策における現状と課題

- ひとり親家庭は、子どもの養育と家計の維持を一人で担うとともに、相談相手が身近にいないことが多いなど、心身の負担感・疲労感が大きく、経済的にも厳しい状況に置かれています。
- 本市では、ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、資格取得のための修業や職業能力開発のための講座受講にかかる費用の一部を給付しています。
- 引き続き、ひとり親家庭の子育て等にかかる負担感の軽減のための生活支援の充実を図るとともに、ひとり親家庭の子どもの多様な体験や学習機会の確保を図っていく必要があります。

■施策の方針

ひとり親家庭が安心して子育てでき、子どもが健やかに成長できるよう、国の動向などを踏まえ、経済的自立に向けた就労支援や生活支援の充実を図るとともに、学習機会を得られるための支援の充実を図ります。



■具体的な取組み

(1) 就労支援の充実

ひとり親家庭の経済的自立に向けて、よりよい条件での就労のための支援の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
122 高等職業訓練促進 給付金等事業 (再掲 157、164) 妊 乳 小 中 高	ひとり親家庭の母又は父が資格取得(看護師、介護福祉士等)のため1年以上のカリキュラムを修業する場合に、修業期間中、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、カリキュラム修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給し、自立の促進や生活の負担を軽減する。	助成件数 11件⇒24件	子育て支援課
123 自立支援教育訓練 給付金事業 (再掲 165) 妊 乳 小 中 高	ひとり親家庭の母又は父が職業能力開発のため講座(指定講座)を受講した場合、入学料及び受講料の2割相当額(4,001円以上10万円以内)を給付する。	助成件数 5件⇒13件	子育て支援課
124 高等学校卒業程度 認定試験合格支援 事業 (再掲 166) 妊 乳 小 中 高	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講にかかる費用の一部を助成する。	助成件数 0件⇒2件	子育て支援課

(2) 生活支援の充実

ひとり親家庭が安心して子育てしながら安定的な生活を送ることができるため、相談支援や生活支援の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
125 育児ヘルパー事業 (再掲 106、154) 【新規】 妊 乳 小 中 高	産前産後の時期に家事支援を中心としたヘルパー派遣を行う。	令和3年度からの実施を目指す	子育て支援課

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
126 ファミリー・サポート・センター事業 (再掲 139) [第5部] 妊乳小中高	仕事と家庭生活の両立ができる環境整備を推進するために、育児の援助を行いたい人と、これらの援助を受けたい人が会員として組織をつくり、相互援助を行う。	利用延人数 1,443 人 ⇒1,500 人	子育て支援課
127 子育て世代包括支援センター事業 (利用者支援事業) (再掲 99,175) [第5部] 妊乳小中高	妊娠・出産期から子育て期(0歳～18歳までの子どもを持つ保護者等)までの各ステージを包括的に網羅する仕組みづくりと、相談支援を実施する。また、ささえあいセンター内で新たに展開する。	設置か所数 基本型 3 か所 母子保健型 7 か所 特定型 1 か所	子育て支援課 健康推進課 子ども保育課

(3) 子どもの学習・生活支援の充実

ひとり親家庭の子どもの学習支援や基本的生活習慣の習得支援を行います。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
128 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業 (再掲 142,147) 妊乳小中高	生活困窮世帯の子ども等を対象に教室を開設し、児童生徒等への居場所や学習機会の提供、進路未決定者等への社会的自立に向けた相談支援、保護者への養育相談等を実施する。また、通所困難な人に対しては家庭訪問を行い、同様の支援を行う。	高校・専門学校・大学進学又は就職など、個々の子どもが希望する目標の達成	保護課

基本施策4 仕事と生活の調和の実現を促す

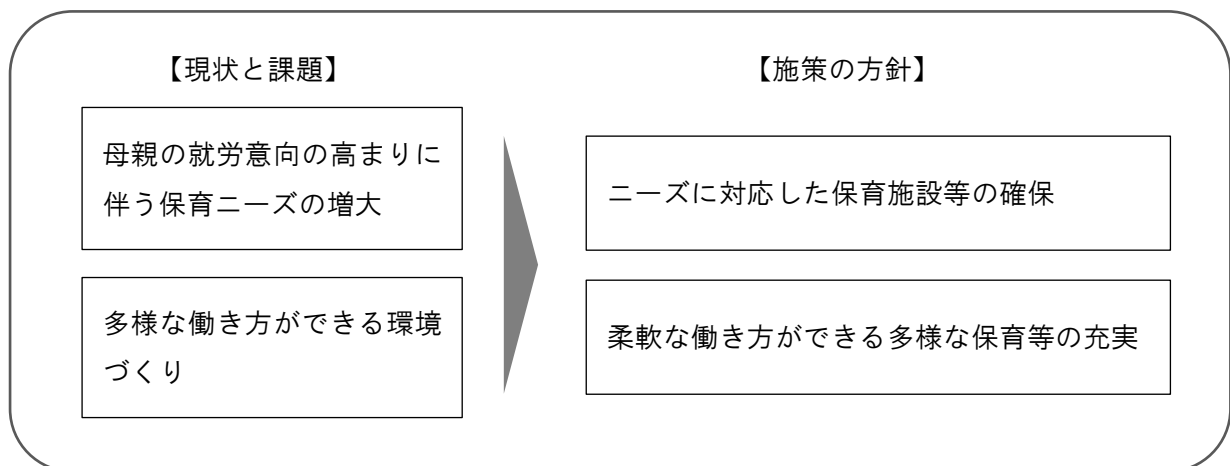
主要施策4-1 多様な保育サービスの充実

■施策における現状と課題

- 母親の就業率の上昇等により、保育ニーズが高まっており、本市でも待機児童が発生しています。ニーズ調査の結果を見ると、今後、さらに就労意向が高まることが見込まれます。
- 本市では、民間事業者による施設整備を推進し、平成27年度から4年間で認可保育所7施設、小規模保育事業所8施設が設置されたほか、平成29年度からは公設民営なども実施しています。
- 今後も、少子化の状況を踏まえつつ、適切に保育ニーズを見込み、待機児童の解消に取り組んでいくためにも、保育士の確保に取り組んでいく必要があります。

■施策の方針

保育ニーズに応じた保育提供体制の充実を図り、待機児童の解消に努めます。また、柔軟な働き方に対応した多様な保育サービスの充実を図ります。



■具体的な取組み

(1) ニーズに対応した保育施設等の確保

保育ニーズに対応した提供体制を確保するため、多様な主体による保育施設の充実に努めるとともに、保育士の確保・定着に取り組み、質の確保を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
129 民間保育所助成事業 妊乳小中高	認可外保育施設に運営費及び低年齢児保育事業への助成を行うことにより、適正な運営と低年齢児童の保育促進を図る。	受入児童数 29人⇒40人	子ども保育課
130 地域型保育事業 妊乳小中高	地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応でき、質が確保された保育を提供することにより、子どもの成長を支援する。	助成施設数 8か所	子ども保育課
131 認定こども園の設置促進 妊乳小中高	幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設を設置する。	令和2年度に1か所増設	子ども保育課
132 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 妊乳小中高	公立幼稚園・保育所・こども園再編計画に基づき体制整備を図る。	施設整備数 3施設	子ども保育課
133 保育士の確保・定着に向けた取組みの推進 妊乳小中高	処遇改善や各種支援施策を講じることにより、保育士の確保及び定着を推進する。	継続して実施	子ども保育課
134 放課後児童健全育成事業 (再掲 49,173) [第5部] 妊乳小中高	小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全育成を図る。	利用定員数 2,044人 ⇒2,455人	子ども保育課

(2) 柔軟な働き方ができる多様な保育等の充実

様々な勤務形態や働き方に対応し、仕事と子育ての両立を支援するためのきめ細かな保育サービスの充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
135 延長保育事業 [第5部] 妊乳小中高	やむを得ない理由により延長保育が必要である子どもに対し、通常の保育所開所時間を越えて保育を実施する。	公立保育所での 1施設当たりの 利用者数 150人	子ども保育課
136 休日保育事業 妊乳小中高	保護者が就労等により休日において子どもを家庭で保育できない場合に、保護者を支援するとともに、子どもの健全育成を図ることを目的に休日に保育を実施する。	延べ利用者数 500人	子ども保育課
137 一時預かり事業 [第5部] 妊乳小中高	パート就労等就労形態の多様化に伴う一時的な保育や幼稚園での預かり保育、保護者の傷病等による緊急時の保育を実施する。	延べ利用者数 4,756人⇒5,277人	子ども保育課 教育総務課
138 病後児保育事業 [第5部] 妊乳小中高	病気の回復期にあり、集団保育が困難な子どもを一時的に預かることで保護者の子育てと就労を支援する。	利用延人数 297人⇒400人	子育て支援課
139 ファミリー・サポート・センター事業 (再掲 126) [第5部] 妊乳小中高	仕事と家庭生活の両立ができる環境整備を推進するために、育児の援助を行いたい人と、これらの援助を受けたい人が会員として組織をつくり、相互援助を行う。	利用延人数 1,443人 ⇒1,500人	子育て支援課

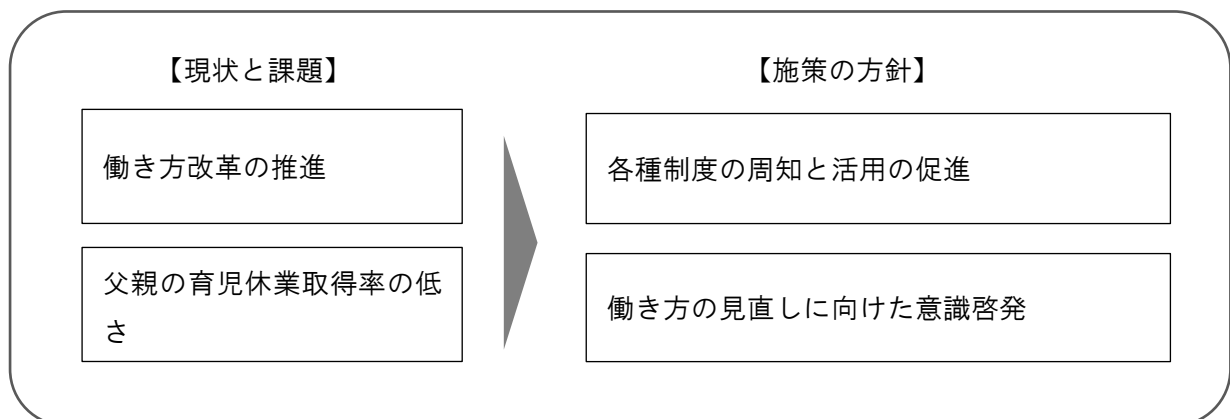
主要施策4-2 子育てしやすい就労環境の整備

■施策における現状と課題

- 国が働き方改革を推進し、長時間労働の見直しや多様な働き方ができる就労環境の整備を推進しています。また、女性の活躍推進に取り組まれる中、企業には、仕事と子育ての両立ができる職場環境の整備等に向けた行動計画の策定が求められています。
- ニーズ調査の結果を見ると、勤務している職場における子育て家庭に対する配慮として、短時間勤務制度の利用や子どもの看護休暇、育児休業を取得しやすい環境づくり等、多くの項目において前回より割合が増加しており、子育てに対する職場の理解が進んでいる状況がうかがえます。一方で、父親の約9割が育児休業を取得していないと回答しており、父親のワーク・ライフ・バランスの実現が課題となっています。
- 引き続き、子育てしやすい就労環境の整備を進めていく中で、特に父親の働き方に対する意識改革を進め、子育てに積極的に関わることができる環境づくりを進めていく必要があります。

■施策の方針

出産を希望し、また、妊娠・子育て中の従業者が働きやすい就労環境の整備を促進するため、事業者及び従業者に対し、仕事と子育ての両立を支援する各種制度の周知と利用促進を図るとともに、不妊治療や妊娠・出産、子育てに対する職場の理解や父親の働き方の見直しに向けた啓発に努めます。



■具体的な取組み

（１）各種制度の周知と活用の促進

仕事と子育ての両立を支援する各種制度の周知を図り、企業・事業所における制度の整備促進と活用促進を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
140 各種制度の周知 妊 乳 小 中 高	男女雇用機会均等法、育児・介護休業法や育児休業給付等支援制度など、各種制度の積極的な活用を周知する。	継続して実施	商工課

（２）働き方の見直しに向けた意識啓発

子育てに積極的に関わることができる働き方の見直しに向けた意識啓発を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
141 子育てしやすい職場環境整備推進事業 (再掲 172) 妊 乳 小 中 高	妊娠・出産や子育てに対する職場の理解を促進するための啓発を行い、多様で柔軟な働き方を選択しやすい就労環境づくりを促進する。	講座等の実施回数 2 回	地域協働課

基本施策5 子どもの貧困対策をすすめる

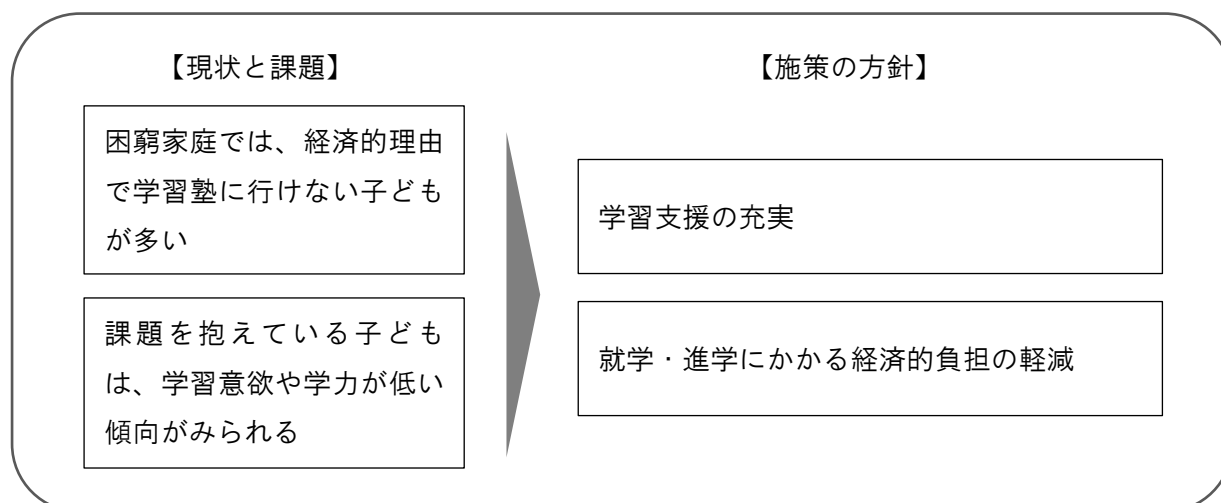
主要施策5-1 教育・学習支援の充実

■施策における現状と課題

- 貧困の連鎖を断つためには、安定した生活基盤の確保を目指して、子ども一人ひとりがもつ個性や能力、可能性を最大限伸ばすことができる教育を受け、それぞれの夢に挑戦できるように支えていく必要があります。
- 生活実態調査の結果を見ると、困窮層の7割以上が学習塾（家庭教師）の利用が経済的にできないと回答しており、一般層との大きな差が見られます。また、困窮層世帯の中高生の多くが経済的理由で大学や専門学校への進学をあきらめている状況がうかがえます。さらに、学校ヒアリング調査では、児童生徒が抱える課題として「学習意欲が低い」、「学力が低い」との回答が高くなっています。
- 本市では、生活困窮家庭の子ども等を対象に教室を開設し、学習機会の提供や進学等にかかる相談支援を行っています。
- 今後は、学習支援機会のさらなる充実に努めるとともに、学習意欲を高め、進学を支援するためにも、目標となる大人等との関わりの創出や進学のための様々な支援の充実を図っていく必要があります。

■施策の方針

家庭環境や経済的状況によらず、学習意欲や学習習慣を身につけるための支援の充実を図ります。また、学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム¹⁶と位置づけ、子ども一人ひとりに対するきめ細かな指導に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や関連機関との連携を強化し、また、経済的な理由で就学・進学をあきらめることのないよう、経済的負担の軽減を図ります。



¹⁶ プラットフォーム：基盤や土台、環境等を指す言葉。

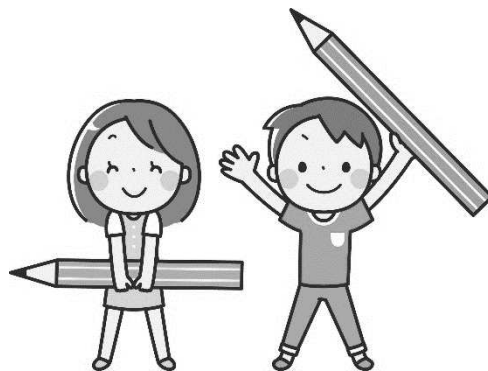
■具体的な取組み

(1) 学習支援の充実

学習習慣の定着や一人ひとりの学力、意欲に応じた学習支援の充実に努めるとともに、学習支援を通して目標となる身近な大人との関わりができる地域づくりを進めます。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
142 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業 (再掲 128,147) 妊 乳 小 中 高	生活困窮世帯の子ども等を対象に教室を開設し、児童生徒等への居場所や学習機会の提供、進路未決定者等への社会的自立に向けた相談支援、保護者への養育相談等を実施する。また、通所困難な人に対しては家庭訪問を行い、同様の支援を行う。	高校・専門学校・大学進学又は就職など、個々の子どもが希望する目標の達成	保護課



(2) 就学・進学にかかる経済的負担の軽減

経済的な理由で就学・進学をあきらめることのないよう、経済的負担の軽減を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
143 就学援助事業 (再掲 115,161) 妊乳小中高	経済的な事情により就学が困難な児童生徒の保護者への支援を行う。	支援を要する児童生徒の保護者への実施率 100%⇒100%	教育総務課
144 奨学金貸与事業 (再掲 116,162) 妊乳小中高	学業優秀、品行方正及び身体健全な学生で経済的理由により修学困難な者に学資を貸与し、有能な人材を育成する。	継続して実施	学校教育課
145 奨学金返還支援事業 (再掲 117) 妊乳小中高	地域包括ケアの推進に必要となる医療・福祉・介護の専門職の人材確保と定住促進を目的として、市内居住及び市内事業所で就労するものが、自ら貸与された奨学金を返還した場合に、最長3年間、当該返還金の一部を助成する。	助成開始3年後の定住及び就業率 95%⇒100%	包括ケア推進室
146 震災奨学金給付事業 (再掲 118,163) 妊乳小中高	東日本大震災により親が死亡又は行方不明となり、両親を失った児童生徒に対する就学の支援として奨学金を給付する。	対象者及び給付延べ人数 43人	学校教育課

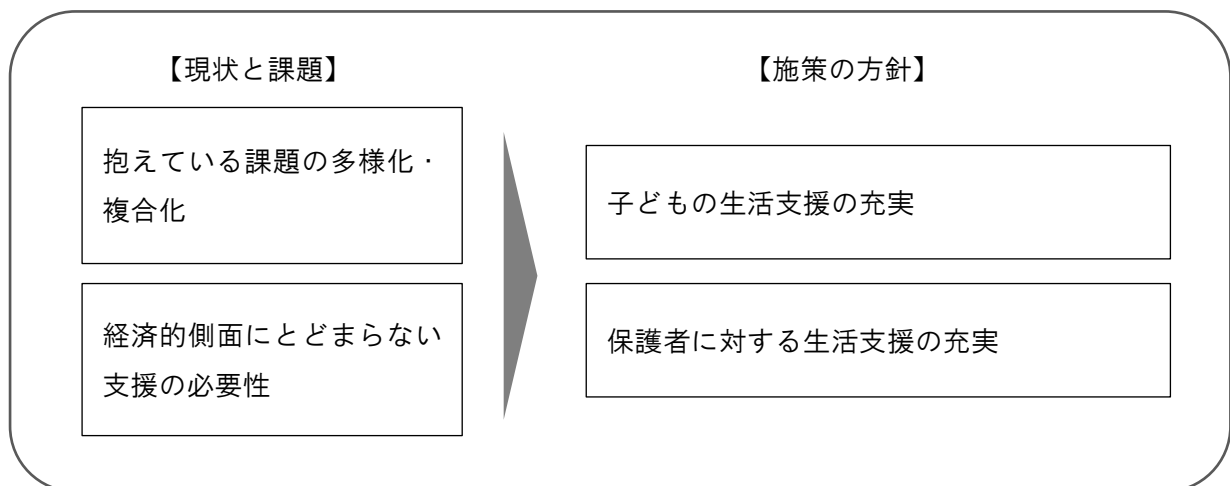
主要施策5-2 困難を抱える子育て家庭への生活支援の充実

■施策における現状と課題

- 経済的に困窮している世帯では、様々な課題や困りごとを複合的に抱えている場合が多く、生活全般にわたる支援を図っていくことが重要です。
- 生活実態調査の結果を見ると、困窮層世帯の中高生は、一般層と比べて朝食を欠食している人の割合が高く、健康感や自己効力感が低い傾向がみられます。また、学校ヒアリング調査では、課題を抱えている児童生徒について「生活習慣が乱れている」との回答割合が高く、家庭環境において複合的な課題を抱えているケースもみられるとの指摘があります。
- 本市では、ひとり親家庭の子ども等を対象に、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援、食事の提供等を行っています。また、子どもが家庭で健やかに成長できる環境づくりを推進するため、養育に支援が必要な家庭や孤立しがちな保護者に対する支援を行っています。
- 引き続き、様々な機会を通じて課題や困りごとを抱えている子ども・家庭に寄り添った包括的な支援の充実を図っていく必要があります。

■施策の方針

様々な機会を通じて課題や困りごとを抱えている子ども・家庭の把握に努めつつ、多職種が連携し、経済的側面にとどまらない包括的な支援の充実を図ります。



■具体的な取組み

(1) 子どもの生活支援の充実

子どもが健やかに成長できるための生活支援の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
147 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業 (再掲 128,142) 妊 乳 小 中 高	生活困窮世帯の子ども等を対象に教室を開設し、児童生徒等への居場所や学習機会の提供、進路未決定者等への社会的自立に向けた相談支援、保護者への養育相談等を実施する。また、通所困難な人に対しては家庭訪問を行い、同様の支援を行う。	高校・専門学校・大学進学又は就職など、個々の子どもが希望する目標の達成	保護課
148 地域力強化推進事業 (再掲 25) 妊 乳 小 中 高	地域共生社会の実現に向け、地域住民の互助や多世代交流を促進するとともに、地域生活課題の把握と解決に取り組む担い手づくりを推進する。	助成事業数 40 回	包括ケア推進室 福祉総務課
149 子どもセンター運営事業 (再掲 48,60) 妊 乳 小 中 高	児童厚生施設として、18 歳未満の全ての子どもを対象に、遊び・集いの場を提供する。また、利用児童が自らイベントや地域のまちづくりへの参加などを通じ、子どもの権利を具現化した活動を行う。	利用延べ人数 27,722 人 ⇒30,000 人	子育て支援課
150 地域子ども食堂支援事業 (再掲 51) 妊 乳 小 中 高	「食」の提供と「見守り」を通し、安心して過ごせる子どもの居場所として、地域において幅広い子ども等を対象に「子ども食堂」を開設及び運営する団体に対し、その経費の一部を補助する。	補助団体の子ども食堂開催数 180 回	子育て支援課
151 移動型プレーパーク支援事業 (再掲 54) 妊 乳 小 中 高	自由な遊びを通じた子どもの健やかな育成と見守りのため、地域で安心して過ごすことのできる子どもの居場所として、市内において「移動型プレーパーク」を開催する地域団体、NPO 団体等に対し、その経費の一部を補助する。	補助団体の移動型プレーパーク開催数 20 回	子育て支援課

(2) 保護者に対する生活支援の充実

子どもたちが安心して生活できる環境を整えられるよう、保護者に対する包括的な支援の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
152 養育支援訪問事業 (再掲 67) [第5部] 妊 乳 小 中 高	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、ホームヘルパー等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の確保を図る。	養育支援が必要な世帯への適切な対応	市民相談センター 健康推進課
153 家庭教育支援事業 (再掲 2) 妊 乳 小 中 高	子育てサポーター及び子育てサポーターリーダーなど身近な人たちによる「家庭教育支援チーム」を組織し、孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者など、地域とのコミュニケーションや学習の機会等になかなか参加できない保護者や家庭に対する支援を行う。	参加人数 771人⇒800人	生涯学習課
154 育児ヘルパー事業 (再掲 106, 125) 【新規】 妊 乳 小 中 高	産前産後の時期に家事支援を中心としたヘルパー派遣を行う。	令和3年度からの実施を目指す	子育て支援課
155 児童扶養手当支給事業 (再掲 121) 妊 乳 小 中 高	父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している家庭において、子どもを監護する母若しくは、監護し、生計を同じくする父又は父母以外の方に対して手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図る。	適切な支給の実施	子育て支援課
156 母子・父子家庭医療費助成事業 (再掲 120) 妊 乳 小 中 高	母子及び父子家庭に対し、医療費の助成を行い、生活の安定と福祉の増進を図る。	適切な助成の実施	子育て支援課
157 高等職業訓練促進給付金等事業 (再掲 122, 164) 妊 乳 小 中 高	ひとり親家庭の母又は父が資格取得(看護師、介護福祉士等)のため1年以上のカリキュラムを修業する場合に、修業期間中、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、カリキュラム修了後に高等職業修了支援給付金を支給し、自立の促進や生活の負担を軽減する。	助成件数 11件⇒24件	子育て支援課

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
158 子ども医療費助成事業 (再掲 112) 妊 乳 小 中 高	子どもに対し適正な医療の機会を確保し、子育てに伴う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、医療費の一部負担金を助成する。	適切な助成の実施	保険年金課
159 国民健康保険税子ども均等割減免 (再掲 114) 【新規】 妊 乳 小 中 高	国民健康保険税について、満 18 歳未満の子どもに対する均等割保険税を 3 割減免し、子育て世帯への経済的負担の軽減を図る。	令和 2 年度から実施 対象者数 2,300 人	保険年金課
160 小学校入学祝金支給事業 (再掲 113) 妊 乳 小 中 高	第 2 子以降の小学校入学時に祝い金を支給する。	支給人数 450 人	子育て支援課
161 就学援助事業 (再掲 115、143) 妊 乳 小 中 高	経済的な事情により就学が困難な児童生徒の保護者への支援を行う。	支援を要する児童生徒の保護者への実施率 100%⇒100%	教育総務課
162 奨学金貸与事業 (再掲 116、141) 妊 乳 小 中 高	学業優秀、品行方正及び身体健全な学生で経済的理由により修学困難な者に学資を貸与し、有能な人材を育成する。	継続して実施	学校教育課
163 震災奨学金給付事業 (再掲 118、146) 妊 乳 小 中 高	東日本大震災により親が死亡又は行方不明となり、両親を失った児童生徒に対する就学の支援として奨学金を給付する。	対象者及び給付延べ人数 43 人	学校教育課

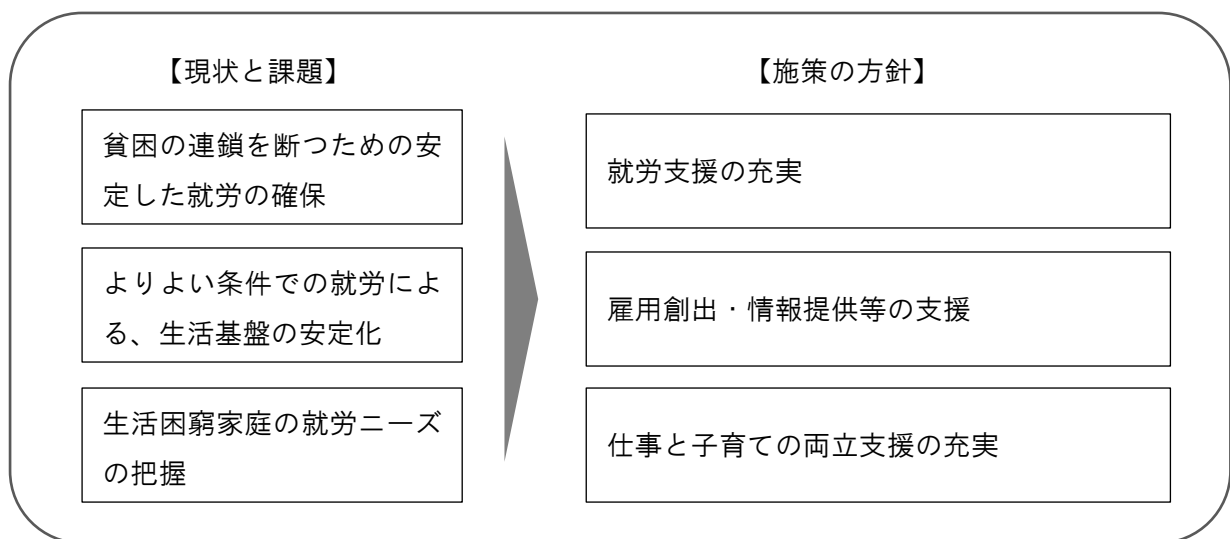
主要施策5-3 保護者への就労支援の充実

■施策における現状と課題

- 保護者の就労は、家庭における安定的な生活基盤を確保していく上でも重要ですが、生活に困窮している世帯では、様々な事情より安定した就労が困難な場合や、非正規労働が常態化している状況がみられます。特に、ひとり親家庭においては、子育てしながら家計を支えていくことにおいて厳しい環境下におかれている場合も多く、そのために心身に大きな負担を強いられている状況もみられます。
- 本市では、ひとり親家庭の親を対象に、職業訓練や資格取得のための講座受講にかかる費用の一部を助成することにより、よりよい条件での就労を支援しています。また、子育てとの両立を支援するための職場環境の整備を行っていく必要があります。
- 引き続き、生活困窮世帯が経済的に自立し、安定的な生活の確保に向けて、ひとり親家庭等が抱える課題や就労ニーズを把握しつつ、支援の充実を図っていく必要があります。

■施策の方針

よりよい条件による就労に向けた支援や雇用の創出、仕事と子育ての両立支援等を通じて、就労や自立を促進し、安定した生活基盤の確保に努めます。



■具体的な取組み

(1) 就労支援の充実

よりよい条件での就労のための支援の充実を図ります。また、より安定した就労機会を確保するため、資格取得や高等学校卒業程度認定試験の合格を支援します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
164 高等職業訓練促進 給付金等事業 (再掲 122,157) 妊 乳 小 中 高	ひとり親家庭の母又は父が資格取得（看護師、介護福祉士等）のため1年以上のカリキュラムを修業する場合に、修業期間中、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、カリキュラム修了後に高等職業修了支援給付金を支給し、自立の促進や生活の負担を軽減する。	助成件数 11 件⇒24 件	子育て支援課
165 自立支援教育訓練 給付金事業 (再掲 123) 妊 乳 小 中 高	ひとり親家庭の母又は父が職業能力開発のため講座（指定講座）を受講した場合、入学期及び受講料の2割相当額（4,001 円以上 10 万円以内）を給付する。	助成件数 5 件⇒13 件	子育て支援課
166 高等学校卒業程度 認定試験合格支援 事業 (再掲 124) 妊 乳 小 中 高	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講にかかる費用の一部を助成する。	助成件数 0 件⇒2 件	子育て支援課
167 就労準備支援事業 【新規】 妊 乳 小 中 高	就労意欲の低下や生活リズムが崩れている等、生活習慣の見直しや社会的能力の習得が必要な者等に対し、生活リズムを整えることや社会参加、中間的就労、一般就労に向けた基礎能力や就労の機会を提供する。	令和 2 年度から 実施	保護課
168 生活保護受給者等 に対する就労支援 事業 妊 乳 小 中 高	生活保護受給者や生活困窮者のうち、就労可能と判断される人に対し、就労支援員による支援やハローワークとの連携により、対象者が就労できるように支援する。	継続して実施	保護課

(2) 雇用創出・情報提供等の支援

各種制度を活用しながら雇用創出に努めるとともに、就労に関する各種情報提供の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
169 ハローワーク連携事業 妊 乳 小 中 高	ハローワークと連携して、市内における求人情報を周知することで、雇用を創出する。	継続して実施	商工課
170 就職支援事業 妊 乳 小 中 高	ハローワークと連携して、合同企業説明会や出張相談会を実施する。	継続して実施	商工課
171 緊急雇用創出事業 妊 乳 小 中 高	震災の影響により離職された人の雇用の場を確保するため、国の雇用創出基金事業を活用し、雇用就業機会の創出を支援する。	継続して実施	商工課

(3) 仕事と子育ての両立支援の充実

就労を希望する家庭が、安心して就労できるよう、保育施設や放課後児童クラブ等の受け入れ確保を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
172 子育てしやすい職場環境整備推進事業 (再掲 141) 妊 乳 小 中 高	妊娠・出産や子育てに対する職場の理解を促進するための啓発を行い、多様で柔軟な働き方を選択しやすい就労環境づくりを促進する。	講座等の実施回数 2 回	地域協働課
173 放課後児童健全育成事業 (再掲 49,134) 妊 乳 小 中 高	小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全育成を図る。	利用定員数 2,044 人 ⇒2,455 人	子ども保育課
174 放課後子ども教室事業 (再掲 18,50) 妊 乳 小 中 高	地域の公共施設などを活用し、地域住民の協力により、遊びや学び、体験活動、交流活動等を行うことで、放課後の子どもたちの居場所づくりを行う。	実施か所数 3 か所⇒6 か所	生涯学習課

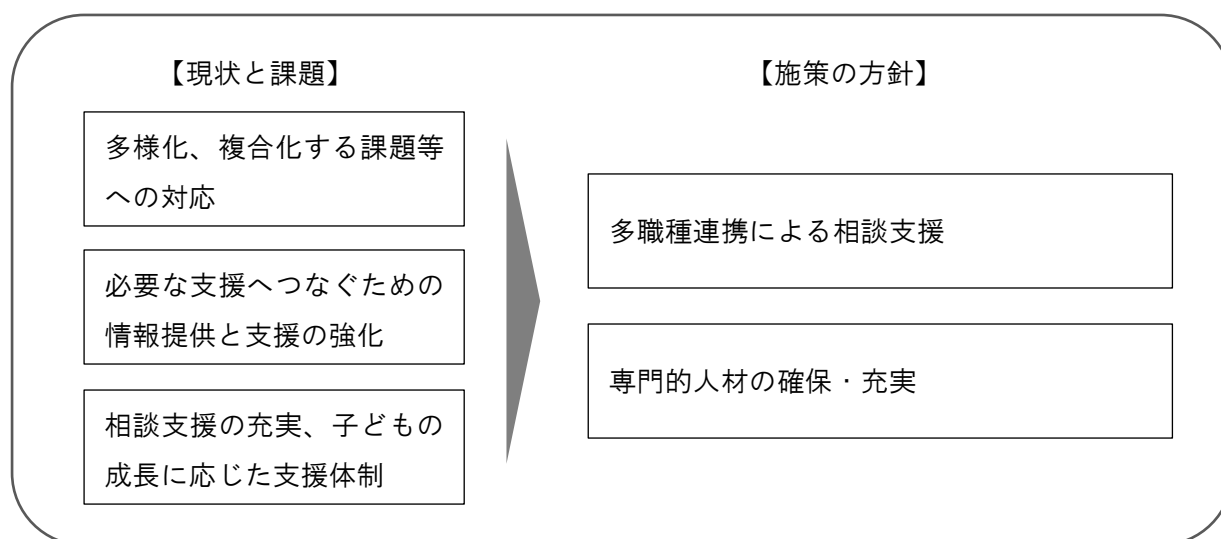
主要施策5-4 相談支援及び地域連携体制の強化【重点施策】

■施策における現状と課題

- 困難な状況を知られたくないという子どもや保護者の思いから、貧困の実態は見えにくく、捉えづらいといわれています。また、多様化、複合化する課題や困りごとに対応していくためには、関係分野間で「子どもの貧困」に対する理解を深め、連携が不可欠です。
- 生活実態調査の結果を見ると、各種支援制度や相談窓口について、困窮層ほど知らなかったことにより利用していない人の割合が高く、必要な支援につながっていない状況がうかがえます。また、学校ヒアリングでは、家庭の状況等から支援を拒まれるケースがあるとの指摘が聞かれました。
- 様々な機会を通じて各種制度、相談窓口の周知と利用促進を図るとともに、専門性の高い人材の育成・確保を図りつつ、必要な支援につながる環境づくりを推進するとともに、子どもの成長に応じて一貫して支援できる体制づくりを図っていく必要があります。

■施策の方針

支援が必要な子ども、家庭が早期に適切な支援を受けることができる環境づくりを推進するとともに、多職種連携による包括的な相談支援と地域連携体制の強化を図ります。



■具体的な取組み

(1) 多職種連携による相談支援

子どもに関わる各分野が必要な情報を共有し、それぞれの専門性を活かした役割分担のもと、相互に連携して子どもや家庭を支援する体制の強化を図るとともに、すでにある多様な相談体制や機関の充実を図り、市内の関係機関が持つ知識や技能を活かした支援ネットワークを整備し、福祉部門と教育委員会・学校、民間団体などとの連携を強化します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
175 子育て世代包括支援センター事業 (利用者支援事業) (再掲 99,127) [第5部] 妊 乳 小 中 高	妊娠・出産期から子育て期(0歳～18歳までの子どもを持つ保護者等)までの各ステージを包括的に網羅する仕組みづくりと、相談支援を実施する。また、ささえあいセンター内で新たに展開する。	設置か所数 基本型 3か所 母子保健型 7か所 特定型 1か所	子育て支援課 健康推進課 子ども保育課
176 多機関協働による包括的相談支援(福祉まるごと相談) (再掲 100) 妊 乳 小 中 高	「たらい回し」といった事態が生じないよう、複合的課題を抱える困難ケース等の相談を包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築を図る。	相談支援延べ件数 90件	包括ケア推進室
177 要保護児童対策事業 (再掲 64) 妊 乳 小 中 高	福祉、教育、保健、医療、警察、司法などの関係機関・団体による要保護児童対策地域協議会と連携・情報共有しながら、要保護児童対策事業の進行管理を行うとともに、虐待防止研修会等の開催や市民への啓発などを行う。	連携会議開催数 30回⇒60回	虐待防止センター
178 消費生活対策事業 妊 乳 小 中 高	消費者生活相談員による消費者相談を実施する。	相談受付可能時間数(週) 40時間	市民相談センター
179 無料法律相談事業 妊 乳 小 中 高	日常生活上のトラブルを抱えた住民に対し、弁護士による相談を実施する。	無料法律相談開催回数 24回⇒24回	市民相談センター
180 地域子育て支援拠点事業 (再掲 5,107) [第5部] 妊 乳 小 中 高	乳幼児やその親を対象に、子や親同士のふれあいや、遊びの場の提供と、子育てに関する心配事の相談に対応する。	設置か所数 12か所⇒12か所	子育て支援課

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
181 生活困窮者自立支援事業（自立相談支援） 妊 乳 小 中 高	経済、病気、家庭、被災等の様々な問題により生活が困窮している市民に対し、関係機関と連携し、就労準備、家計改善等の相談を行い、活用できる社会資源につなぐことで、相談者の困窮状態の解消に向けた支援を実施する。	支援プラン作成数 132 件	保護課
182 家計改善支援事業 【新規】 妊 乳 小 中 高	家計管理の課題を抱えている相談者が自ら家計管理を行うことができるように、家計表等の作成支援や法的な債務整理のつなぎ、公的な貸付制度の斡旋等を行う。	令和 2 年度から実施	保護課

(2) 専門的人材の確保・充実

保育、教育、福祉、保健などの各専門分野において、子どもや家庭を支えるための専門的人材を確保します。また、各種研修等を通じて、子どもや保護者の様子の変化やSOSのサインを受け止める「気づく」力を養います。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
183 民生委員・児童委員関係事業 (再掲 24) 妊 乳 小 中 高	高齢者から子どもまで地域住民の相談役として、身近な地域課題を専門機関等へつなぐことにより地域福祉の向上を図っている。	民生委員定数の確保	福祉総務課
184 スクールカウンセラー配置事業 (再掲 68) 妊 乳 小 中 高	生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する専門家(臨床心理士又は準ずる者)を小・中学校及び市立高等学校に配置することにより、児童生徒の問題行動等の解決・未然防止・健全育成に資する。	希望する学校の実態に合わせた派遣及び配置	学校教育課
185 スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業 (再掲 69) 妊 乳 小 中 高	教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱える児童生徒の置かれた環境の問題(家族、友人関係等)について改善を図るための支援を行う。	継続して実施	学校教育課
186 子どもの貧困に関する研修会 【新規】 妊 乳 小 中 高	相談体制の充実を図るため、学校と福祉機関などの連携・協働を推進し、貧困・虐待など、子どもを取り巻く環境の調整・改善に取り組む。	令和2年度から実施	子育て支援課

第5部

子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

【用語の説明】

1号認定	特定教育・保育施設等を利用する際、保育の必要性のない3～5歳の保護者が受ける認定のこと。
2号認定	特定教育・保育施設等を利用する際、共働きや家族の介護等で保育の必要性のある3～5歳の保護者が受ける認定のこと。
3号認定	特定教育・保育施設等を利用する際、共働きや家族の介護等で保育の必要性のある0～2歳の保護者が受ける認定のこと。
特定教育・保育施設等	子ども・子育て支援新制度において、施設型給付の支給対象となる幼稚園、認定こども園、保育所及び地域型保育事業をいう。
確認を受けない幼稚園	新制度に移行せず、私学助成を受ける私立幼稚園のこと。
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に基づき、地域の実情に応じて市町村子ども子育て支援事業計画に従って実施する事業。
量の見込み	計画期間における各事業の利用ニーズの見込み。ニーズ調査や利用実績から潜在的ニーズを含めた利用意向率を設定し、計画期間における推計児童数を乗じて算出する。
確保の内容	量の見込みに対し、どのくらい提供できるかを示した値。教育・保育施設の利用定員や各事業の実施体制を踏まえて設定する。

1 子ども・子育て支援にかかる事業の進捗状況

(1) 特定教育・保育事業

1号認定・2号認定(公立・私立幼稚園)

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	人	1,512	1,364	1,532	1,355	1,501	1,359	1,356	1,288
確保の内容(定員)	人	2,445		2,445		2,055		1,975	
幼稚園・認定こども園	人	485	200	485	213	485	198	485	178
確認を受けない幼稚園	人	1,960	1,164	1,960	1,142	1,570	1,161	1,490	1,110

※平成 30 年度の計画値は中間年の見直し(以下、同様)

2号認定(保育所等)

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	人	1,481	1,398	1,500	1,431	1,470	1,497	1,541	1,579
確保の内容(定員)	人	1,428		1,428		1,428		1,626	

3号認定(0歳)

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	人	120	97	118	150	116	127	143	144
確保の内容(定員)	人	117		180		152		151	

3号認定(1、2歳)

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	人	583	640	551	729	543	759	752	849
確保の内容(定員)	人	613		644		735		884	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者支援事業		2	0	3	8	3	8	8	8
基本型・特定型	か所	—	0	—	3	—	3	—	3
母子保健型	か所	—	0	—	7	—	7	—	7
延長保育事業	延人数	70	983	80	961	90	898	200	1,386
放課後児童健全育成事業	人	1,690	1,600	1,647	1,872	1,603	1,983	1,571	2,044
低学年	人	1,166	1,267	1,136	1,339	1,106	1,320	1,083	1,299
高学年	人	524	333	511	533	497	663	488	745
子育て短期支援事業	延人数	—	—	—	—	—	—	—	—
乳児家庭全戸訪問事業	人	895	1,065	882	903	871	873	859	839
養育支援事業	人	10	4	20	2	20	3	170	127
地域子育て支援拠点事業	延人数	29,640	19,201	34,140	20,756	49,500	21,516	9,500	14,861
	か所	—	10	—	10	—	12	—	12
一時預かり事業（幼稚園型）	延人数	119,500	2,533	129,500	2,954	139,500	4,476	7,200	2,290
	か所	—	1	—	1	—	1	—	1
一時預かり事業（幼稚園型以外）	延人数	28,800	3,939	28,800	2,664	28,800	3,186	6,000	2,466
	か所	—	4	—	4	—	4	—	4
病児・病後児保育事業	延人数	300	—	300	37	300	301	300	300
	か所	—	—	—	1	—	1	—	1
ファミリー・サポート・センター事業	延人数	350	307	350	181	350	623	350	1,443
妊婦健診事業	人	962	963	942	902	923	877	11,900※	10,069

※平成 30 年度の計画値は中間年の見直し（以下、同様）

※妊婦健診事業の平成 30 年度の単位は回

2 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

2-1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号により規定され、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

(2) 石巻市における教育・保育提供区域

第1期計画策定時には、震災の影響から、応急仮設住宅での生活や内陸地側への一時的な転居等で生活されている市民も多く、復興状況を見据える必要があったことから、市全域を1つの提供区域と定めていましたが、本計画では、制度の趣旨に基づき、教育・保育事業については、旧市町単位の7地区（石巻地区、河北地区、雄勝地区、河南地区、桃生地区、北上地区、牡鹿地区）とし、地域子ども・子育て支援事業については、市域全体を一つの区域とします。

2-2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定及び2号認定（公立・私立幼稚園）

3～5 歳児の幼稚園又は認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

○1号認定

家庭で保育が可能な、3 歳から 5 歳までの子どもで、「幼稚園」又は「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

○2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）

共働き家庭又は共働きの意向がある家庭の 3 歳から 5 歳までの子どもで、特に「幼稚園」の利用を希望している人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

公立幼稚園・保育所・こども園再編計画の推進を図るとともに、現在設置されている施設において、ニーズ量に応じた提供体制を確保します。

■市全体

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (a)	人	1,066	1,028	952	935	915
1 号認定	人	836	811	757	745	728
2 号認定 幼稚園利用希望	人	230	217	195	190	187
確保の内容 (b)	人	1,895	1,910	1,910	1,910	1,910
特定教育・保育施設	人	645	660	660	660	660
確認を受けない幼稚園	人	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
過不足 (b-a)	人	829	882	958	975	995

①石巻地区

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (a)	人	815	808	764	759	736
1 号認定	人	683	676	640	635	616
2 号認定 幼稚園利用希望	人	132	132	124	124	120
確保の内容 (b)	人	1,625	1,640	1,640	1,640	1,640
特定教育・保育施設	人	375	390	390	390	390
確認を受けない幼稚園	人	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
過不足 (b-a)	人	810	832	876	881	904

②河北地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	72	63	54	54	51
1号認定	人	32	28	24	24	23
2号認定 幼稚園利用希望	人	40	35	30	30	28
確保の内容 (b)	人	130	130	130	130	130
特定教育・保育施設	人	130	130	130	130	130
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	58	67	76	76	79

③雄勝地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	5	4	3	3	3
1号認定	人	0	0	0	0	0
2号認定 幼稚園利用希望	人	5	4	3	3	3
確保の内容 (b)	人	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	人	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	-5	-4	-3	-3	-3

④河南地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	130	115	102	94	100
1号認定	人	103	91	81	76	79
2号認定 幼稚園利用希望	人	27	24	21	18	21
確保の内容 (b)	人	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	人	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	-130	-115	-102	-94	-100

⑤桃生地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	41	36	27	23	23
1号認定	人	18	16	12	10	10
2号認定 幼稚園利用希望	人	23	20	15	13	13
確保の内容 (b)	人	130	130	130	130	130
特定教育・保育施設	人	130	130	130	130	130
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	89	94	103	107	107

⑥北上地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	3	2	2	2	2
1号認定	人	0	0	0	0	0
2号認定 幼稚園利用希望	人	3	2	2	2	2
確保の内容 (b)	人	10	10	10	10	10
特定教育・保育施設	人	10	10	10	10	10
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	7	8	8	8	8

⑦牡鹿地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	0	0	0	0	0
1号認定	人	0	0	0	0	0
2号認定 幼稚園利用希望	人	0	0	0	0	0
確保の内容 (b)	人	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	人	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	0	0	0	0	0

(2) 2号認定(保育所・認定こども園)

3歳から5歳までの子どもの保育所又は認定こども園の保育所機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

共働き家庭又は共働きの意向のある家庭の3歳から5歳までの子どもで、幼児期の学校教育の利用希望が強い人以外の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

公立幼稚園・保育所・こども園再編計画の推進を図るとともに、現在設置されている施設において、ニーズ量に応じた提供体制を確保します。

■市全体

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	1,661	1,584	1,465	1,433	1,399
確保の内容 (b)	人	1,790	1,797	1,797	1,797	1,797
過不足 (b-a)	人	129	213	332	364	398

①石巻地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	1,111	1,101	1,043	1,034	1,003
確保の内容 (b)	人	1,174	1,181	1,181	1,181	1,181
過不足 (b-a)	人	63	80	138	147	178

②河北地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	103	91	78	78	72
確保の内容 (b)	人	81	81	81	81	81
過不足 (b-a)	人	-22	-10	3	3	9

③雄勝地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	5	4	3	3	3
確保の内容 (b)	人	11	11	11	11	11
過不足 (b-a)	人	6	7	8	8	8

④河南地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	324	287	258	241	249
確保の内容 (b)	人	364	364	364	364	364
過不足 (b-a)	人	40	77	106	123	115

⑤桃生地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	77	66	51	46	43
確保の内容 (b)	人	55	55	55	55	55
過不足 (b-a)	人	-22	-11	4	9	12

⑥北上地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	30	26	24	22	20
確保の内容 (b)	人	65	65	65	65	65
過不足 (b-a)	人	35	39	41	43	45

⑦牡鹿地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	11	9	8	9	9
確保の内容 (b)	人	40	40	40	40	40
過不足 (b-a)	人	29	31	32	31	31

(3) 3号認定(0歳)

0歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

利用ニーズの上昇傾向を踏まえ、申込率（児童数に対する申込者数の割合）の推移から計画期間中の申込率をトレンド推計し、推計児童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

公立幼稚園・保育所・こども園再編計画の推進を図るとともに、現在設置されている施設において、ニーズ量に応じた提供体制を確保します。

また、地域型保育事業の拡充を図り、3号認定者の受け皿を確保します。

■市全体

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	154	157	159	159	160
確保の内容 (b)	人	198	195	195	195	195
特定教育・保育施設	人	168	165	165	165	165
地域型保育事業	人	30	30	30	30	30
過不足 (b-a)	人	44	38	36	36	35

①石巻地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	125	128	131	132	133
確保の内容 (b)	人	145	142	142	142	142
特定教育・保育施設	人	115	112	112	112	112
地域型保育事業	人	30	30	30	30	30
過不足 (b-a)	人	20	14	11	10	9

②河北地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	3	3	3	2	2
確保の内容 (b)	人	3	3	3	3	3
特定教育・保育施設	人	3	3	3	3	3
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	0	0	0	1	1

③雄勝地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	0	0	0	0	0
確保の内容 (b)	人	3	3	3	3	3
特定教育・保育施設	人	3	3	3	3	3
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	3	3	3	3	3

④河南地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	23	23	22	22	22
確保の内容 (b)	人	34	34	34	34	34
特定教育・保育施設	人	34	34	34	34	34
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	11	11	12	12	12

⑤桃生地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	2	2	2	1	1
確保の内容 (b)	人	5	5	5	5	5
特定教育・保育施設	人	5	5	5	5	5
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	3	3	3	4	4

⑥北上地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	1	1	1	2	2
確保の内容 (b)	人	6	6	6	6	6
特定教育・保育施設	人	6	6	6	6	6
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	5	5	5	4	4

⑦牡鹿地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	0	0	0	0	0
確保の内容	人	2	2	2	2	2
特定教育・保育施設	人	2	2	2	2	2
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	2	2	2	2	2

(4) 3号認定(1、2歳)

1、2歳の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

利用ニーズの上昇傾向を踏まえ、申込率（児童数に対する申込者数の割合）の推移から計画期間中の申込率をトレンド推計し、推計児童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

公立幼稚園・保育所・こども園再編計画の推進を図るとともに、現在設置されている施設において、ニーズ量に応じた提供体制を確保します。

また、地域型保育事業の拡充を図り、3号認定者の受け皿を確保します。

■市全体

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	837	837	836	837	838
確保の内容 (b)	人	926	922	922	922	922
特定教育・保育施設	人	811	807	807	807	807
地域型保育事業	人	115	115	115	115	115
過不足 (b-a)	人	89	85	86	85	84

①石巻地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	642	640	642	647	650
確保の内容 (b)	人	640	636	636	636	636
特定教育・保育施設	人	525	521	521	521	521
地域型保育事業	人	115	115	115	115	115
過不足 (b-a)	人	-2	-4	-6	-11	-14

②河北地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	29	28	26	25	24
確保の内容 (b)	人	46	46	46	46	46
特定教育・保育施設	人	46	46	46	46	46
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	17	18	20	21	22

③雄勝地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	3	3	4	4	4
確保の内容 (b)	人	6	6	6	6	6
特定教育・保育施設	人	6	6	6	6	6
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	3	3	2	2	2

④河南地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	128	135	130	128	127
確保の内容 (b)	人	172	172	172	172	172
特定教育・保育施設	人	172	172	172	172	172
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	44	37	42	44	45

⑤桃生地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	19	17	19	18	18
確保の内容 (b)	人	30	30	30	30	30
特定教育・保育施設	人	30	30	30	30	30
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	11	13	11	12	12

⑥北上地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	12	11	12	12	12
確保の内容 (b)	人	24	24	24	24	24
特定教育・保育施設	人	24	24	24	24	24
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	12	13	12	12	12

⑦牡鹿地区

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	人	4	3	3	3	3
確保の内容 (b)	人	8	8	8	8	8
特定教育・保育施設	人	8	8	8	8	8
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	4	5	5	5	5

2-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

妊娠中や出産後の保護者が、気軽に立ち寄れるような身近な場所で実施することを踏まえて設定します。

【確保の方策】

子育て支援課、子ども保育課、健康推進課、各総合支所保健福祉課内に窓口を設置する他、NPO法人等への委託で実施します。

①基本型・特定型

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	か所	4	4	4	4	4
確保の内容	か所	4	4	4	4	4

②母子保健型

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	か所	7	7	7	7	7
確保の内容	か所	7	7	7	7	7

(2) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、開所（園）時間内及び開所（園）時間を越えた時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

平成30年度に保育所が新設され、利用者数が増加したことを踏まえ、平成30年度の利用率（児童数に対する利用者数の割合）に推計児童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

時間外保育のニーズに応じ実施します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延人数	1,277	1,231	1,171	1,148	1,123
確保の内容	延人数	1,277	1,231	1,171	1,148	1,123

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【見込み量の考え方】

○低学年（1～3年生）

共働き家庭の5歳で、小学校入学後、低学年の間、放課後に過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ」を選択した人の割合を推計児童数に乗じて算出します。

○高学年（4～6年生）

共働き家庭の小学生低学年で、高学年になったら、放課後に過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ」を選択した人の割合を推計児童数に乗じて算出します。なお、4年生から6年生にかけて利用率が逡減することを想定し、一定の割合を乗じて利用率を調整しています。

【確保の方策】

現在、設置されている放課後児童クラブの環境整備や、NPO法人等、地域において実施を希望する事業者等へ運営費補助を行い拡充します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	2,300	2,256	2,244	2,159	2,082
1年生	人	473	441	458	382	376
2年生	人	464	473	440	458	381
3年生	人	458	465	473	442	459
4年生	人	385	376	380	386	364
5年生	人	296	293	287	292	297
6年生	人	224	208	206	199	205
確保の内容	人	2,365	2,385	2,455	2,455	2,455

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもを児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【見込み量の考え方】

泊りがけで子ども(0～5歳)を預けなければならなかった経験があり、「ショートステイ」を利用したことがある人及び「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」ことがある人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に、利用したい平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】

関係機関及び県、近隣自治体と連携しながら広域的に検討していきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延人数	42	40	38	37	36
確保の内容	関係機関及び県、近隣自治体と連携しながら広域的に検討していきます。					

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【見込み量の考え方】

推計児童数（0歳）とします。

【確保の方策】

現行の体制を維持し保健師・助産師が実施します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	788	769	758	741	727
確保の内容	現行の体制を維持し保健師・助産師が実施します。					

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

【見込み量の考え方】

平成30年度の訪問率に推計児童数を乗じて算出します。

【確保の方策】

ヘルパーによる育児、家事援助と、専門職による相談支援を継続して行います。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	117	113	107	105	103
確保の内容	ヘルパーによる育児、家事援助と、専門職による相談支援を継続して行います。					

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【見込み量の考え方】

実施か所が12か所となった平成29年度、平成30年度の利用率（延べ利用回数÷0～2歳児童数）の平均値に推計児童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

今後も12か所で継続し、事業の内容を充実させ実施します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延人数	16,037	15,599	15,270	14,980	14,710
確保の内容	か所	12	12	12	12	12

(8) 一時預かり事業

主として昼間において、幼稚園、保育所において、保育を必要とする子どもを一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園型（幼稚園の預かり保育）

【見込み量の考え方】

平成27年度から平成30年度までの利用率（延べ利用日数÷3～5歳児数）をトレンド推計し、推計児数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

公立幼稚園2か所において実施します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延人数	3,105	3,045	2,892	2,897	2,889
確保の内容	延人数	3,105	3,045	2,892	2,897	2,889

② 幼稚園型以外（保育所等での一時保育）

【見込み量の考え方】

平成27年度から平成30年度までの利用率（延べ利用日数÷0～5歳児数）の平均値に推計児数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

保育所での一時保育のニーズに応じ実施します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延人数	2,716	2,619	2,491	2,441	2,388
確保の内容	延人数	2,716	2,619	2,491	2,441	2,388

(9) 病児保育事業

病後児について、保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【見込み量の考え方】

平成29年度、平成30年度の利用率（延べ利用日数÷0～5歳児数）の平均値に推計児

童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

1日3人の利用定員を確保し、継続して実施します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延人数	273	263	250	245	240
確保の内容	延人数	400	400	400	400	400

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【見込み量の考え方】

平成30年度の利用率（利用件数÷0～11歳児童数）の平均値に推計児童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

現行の体制を維持し、継続して行います。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延人数	1,370	1,331	1,300	1,269	1,238
確保の内容	延人数	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

(11) 妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

母子健康手帳交付予測数に妊婦健診14回を乗じて算出します。

【確保の方策】

妊娠届及び転入時に、最大14回分の健康診査受診券を交付します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	回	11,500	11,400	11,300	11,200	11,100
確保の内容	妊娠届及び転入時に、14回分の健康診査受診券を交付します。					

3 放課後子ども総合プラン

（１）放課後子ども総合プランとは

近年の女性就業率の上昇に伴い、さらなる共働き家庭等の増加が見込まれていることから、国は、「小 1 の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、新たな「放課後子ども総合プラン」を策定しました。プランでは、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備等を推進するとともに、両事業を一体的に又は連携して実施することで、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ることを目指しています。

本市においても、放課後の安全・安心な居場所づくりと多様な学習・体験、交流機会の創出を図るため、計画的な整備を推進します。

（２）放課後児童クラブの充実

①放課後児童クラブの見込量の確保

女性就業率の更なる上昇に伴う放課後児童クラブの利用ニーズの拡大に対応できるよう、適切にニーズ把握に努めつつ、計画的な整備を推進し、待機児童の解消に努めます。

なお、計画期間中の各年度における量の見込みと確保方策は、「2-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」の「（３）放課後児童健全育成事業」に示すとおりです。

②放課後児童クラブの開所時間の拡充

仕事と子育ての両立の実現を支援する観点から、子どもの健全な育成を第一としつつ、地域の実情に応じ、開所時間の延長に取り組む児童クラブの拡大を図ります。

③放課後児童クラブの役割の向上

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等で昼間家庭にいない児童を預かるだけでなく、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」、「生活の場」であることから、支援員等の資質向上と地域住民及び関係団体等の協力を得ながら、多様な活動プログラムの充実に努めます。

④放課後児童クラブの内容の周知

放課後児童クラブが担う役割を果たすことができるよう、実施している育成支援の取り組みや活動プログラム等について、利用者や地域住民に対し、様々な媒体や機会を通じた周知を推進します。

（３）放課後子ども教室の充実

地域の公共施設などを活用し、地域住民の協力により、遊びや学び、体験活動、交流活動等を行うことで、放課後の子どもたちの居場所づくりを行う。

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施か所	か所	4	4	5	5	6
開催回数	回	85	85	105	105	125

（４）放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携

①連携による放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的、若しくは連携により実施し、生活の場としての機能を確保しつつ、共通プログラムによる多様な学習・体験機会の充実に努めます。

なお、一体型についても、今後、実施に向けた検討を行います。

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
連携型実施か所数	か所	4	4	5	5	6

②関係部署・団体等の連携強化

放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的、若しくは連携による実施を推進するにあたっては、教育委員会、福祉部局及び両事業の関係者が立場を超えて連携し、迅速な情報交換・情報共有を行い、一人ひとりの児童や保護者等の状況把握に努めます。

また、全ての児童活動プログラムの企画段階から多様な主体が連携し、地域にある様々な資源を幅広く活用しながら、全ての児童が参加できる活動の充実に努めます。

（５）学校施設等の活用

小学校の余裕教室や放課後等の時間帯における特別教室、図書館、体育館、校庭等について、関係機関・団体等と連携し、児童の安全確保及び適切な管理体制の整備を図りつつ、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施における積極的な活用を推進します。

（６）特別な配慮を必要とする児童への対応

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における障害のある児童の受入体制の確保に努めるとともに、放課後等デイサービス事業との連携を図ります。

また、虐待やいじめ等を受けたり、日本語能力が十分でない児童など特別な配慮が必要な児童が安心して過ごすことができるよう、両事業の関係者及び関係機関等との連携を図りつつ、適切に対応できる体制の強化に努めます。

第6部

資料編

1 第1期計画に掲げた施策・事業の進捗状況

第1期計画に掲げた施策・事業の進捗状況（平成30年度実績）は、以下のとおりとなっています。

1 子どもの健やかな成長を支える

基本施策	主要な施策	事業名	担当課	平成30年度の実績 (実施内容と実績値)
1 家庭の子育て機能の強化	1 子育てやしつけ等に関する知識、技術を習得する機会の充実	家庭教育学級開設事業	生涯学習課	市立幼稚園・こども園、小中学校に加え、市立保育所及び私立幼稚園・保育所（園）にも開設を働きかけた結果、開設機関が増加した。 【学習会開設機関数】81 機関 【学習会回数】160 回 【参加者数】総計 10,239 人（大人 5,782 人）
		父親の育児参加促進事業	健康推進課	NPOに依頼し、「父子手帳作成検討委員会」により作成した市独自の「石巻市父子手帖」を、母子健康手帳交付時等に配布。 【「石巻市父子手帖」の配布数】832 件
			子育て支援課	父子手帳編集委員メンバーが立ち上げたプロジェクト推進チーム「I.K.O」を中心に父親が主体的に子どもと遊ぶイベントを3回開催した。うち1回はトークショーを実施した。 【参加者総数】266 人
		ブックスタート事業	生涯学習課	3～4か月健診受診対象者880人のうち、受診した810人に対して読み聞かせを行うことができた。読み聞かせボランティアは延べ125人であった。
		こども展の開催	教育総務課	ステージ発表（幼稚園教諭、保育士による体操、手遊び等）、企画・展示（親子での創作コーナー及び作品展示、エコチル調査宮城ユニットセンターによる遊びのコーナー、子育て支援制度の紹介、保育所・幼稚園・こども園・子育て支援センターのパネル紹介）を行った。 【「こども展」参加人数】 379 人
			学校教育課	
		子ども保育課	子育て支援課	
	2 子育て親子同士の交流・情報交換機会の充実	子育てサークル支援事業	子育て支援課	サークルの立ち上げや運営に関する相談や、活動場所の提供等を行っている。 【子育てサークル数】13 団体
	3 家族が協力し合い、支え合いながら子育てしていくことへの意識啓発	男女共同参画推進事業	地域協働課	高校生を対象とするDV防止講演会 (桜坂高校全生徒 486 人対象)

基本施策	主要な施策	事業名	担当課	平成30年度の実績 (実施内容と実績値)
2 地域の子育て機能の強化	1 地域におけるさまざまな体験・交流機会の充実	幼稚園・学校等の地域交流事業	学校教育課	小学校においては地域学習として、中学校でも職場体験等を通して実施している。
		世代間交流事業の開催(異年齢・異世代)	学校教育課	中学校では幼稚園・保育園・こども園との交流を実施しているのは84.2%であった。高校では石巻保育所で保育士体験を実施した。
			子ども保育課	地域の住民、団体との交流活動については、地区の運動会、行事等への参加、介護施設、高齢者福祉施設等の訪問・交流を実施した。また、小・中学校訪問や運動会への参加、中学生や高校生による職場体験などを実施した。
		幼稚園・こども園・保育所と小・中学校との異校種間交流	学校教育課	小学校と中学校の交流事業は全校で実施している。
		まちなか実験室事業	生涯学習課	市内7地区計11回教室を開催し、延べ258人が参加した。 電子の模型を自分で作ったり、壊れにくいシャボン玉を作るとばすなど、遊びながらも科学を身近に感じることでできる企画ができた。
		青少年海外研修事業	地域振興課	異国に住む同年代との交流を通じ、双方の文化や生活習慣、風習に理解を深め、国際感覚を養う一助となっている。 【日程】平成31年3月23日～30日 【参加者】市内在住高校生7人 【研修先】姉妹都市 イタリア共和国チビタベッキア
	2 地域の人材を活用した学習機会の充実	ふるさと子どもカレッジ事業	生涯学習課	受講生35人で前年より13人増加している。延べ参加人数は、112人増加の221人となっている。市内各地区において年間計8回開催した。
		ふるさと大好き中学生育成事業	学校教育課	地域産業体験や産業従事者による講話、地域の伝統文化継承活動、文化遺産に関する学習など、各学校で実のある教育活動が実践されている。
		高校生における就労体験(インターシップ)事業	人事課	中学校、高校、大学生の実習生を受け入れている。
		地域の人材の活用・育成	学校教育課	地域の方々を含む外部の人材を活用している学校は100%である。しかし、児童生徒の満足度の数値がやや低かったのが課題である。
		協働教育推進事業	生涯学習課	14校で実施。1校につき3年継続とし、協働の土台を地域に根付かせることを目標として協働教育の推進に取り組んだ。 【会議開催数】年2回(6月と2月) 【各校の事業実施総数】795回 参加ボランティア数 延べ7,018人

基本施策	主要な施策	事業名	担当課	平成 30 年度の実績 (実施内容と実績値)
3 幼児期の教育・保育の充実		放課後子ども教室事業	生涯学習課	市内 3 か所で実施。地域の方々の参画を得て、子どもたちが健やかにはぐくまれる環境づくりを行った。【実施回数】62 回【参加児童数】延べ 1,672 人【参加ボランティア数】延べ 572 人
	3 子ども・子育て支援団体等の組織化、活動の活性化	地域づくり基金助成事業	地域協働課	石巻市地域づくり基金事業助成金事業 まちづくり事業や地域コミュニティ活性化事業を行う団体に助成金を交付することで活動を支援。子育て支援団体にも助成金を交付。
	4 地域全体で子どもを育てていくことへの意識啓発	地域福祉推進事業	福祉総務課	地域福祉委員会では、平成 30 年度に実施した市民意識調査の結果等を報告。 また、地域福祉の普及・啓発の取組報告 【委員会開催数】2 回 【出前講座（地域共生社会）】34 回
	1 教育・保育施設等における職員配置の充実	要保育児童数に見合った受入れ体制の整備	子ども保育課	待機児童数の解消のため、民間事業者による施設整備を推進しているほか、平成 29 年度からは公設民営（釜保育所）なども実施した。
		私立認可保育所委託事業	子ども保育課	認可私立保育所（15 か所）に、毎月事業に見合った委託費を各事業者に給付することにより、保育の質の向上を図り、子育て家庭の支援を実施した。
		民間保育所助成事業	子ども保育課	市内認可外保育施設（3 か所）に、施設運営費、児童保育費及び職員研究奨励費補助金を交付することにより、低年齢児保育の充実を図った。
	2 幼稚園教諭・保育士等の資質向上	保育サービスの質の向上	子ども保育課	幼児教育及び保育内容の充実と教員・保育士の資質能力の向上を図るため、合同の研修会を実施した。
		幼児教育の充実	学校教育課	昨年度から新しい指導要領が全面実施となっており、石巻市立保育所連合会等主催による保育士対象の研修会、石巻地区公立幼稚園こども園協議会の主催による幼稚園教諭対象の研修会に、保育士及び幼稚園教諭が参加し、研修を深めている。
		幼稚園・保育所・こども園の職員の合同研修会の開催	教育総務課 子ども保育課	幼児教育及び保育内容の充実と教員・保育士の資質能力の向上を図るため、合同の研修会を 1 月 19 日に桃生公民館で実施した。 (講師) 玉川大学教育学部教授 大豆生田 啓友氏 (内容)「いま、求められる保育の質」 (参加者) 234 人
	3 幼稚園・保育所・小学校及び関係機関との連携強化	幼稚園・こども園・保育所・小学校連携推進事業	学校教育課	公立幼稚園、保育所、小・中学校との連携は進んでいるが、幼稚園におけるアプローチカリキュラムと小学校におけるスタートカリキュラムが滑らかに接続するという意識はまだ低い。

基本施策	主要な施策	事業名	担当課	平成30年度の実績 (実施内容と実績値)
4 発達支援・療育体制の充実	1 障害に対する理解と専門的知識の習得支援	障害等に関する研修実施及び参加促進	子ども保育課	障害児保育を実施している保育所の保育士を対象に、障害児に対する理解と知識の習得を目的とした研修会を実施した。
	2 障害等の早期発見・早期対応の促進	妊婦健康診査費助成事業	健康推進課	妊娠中に最大14回分の妊婦健康診査の費用を助成する。 【宮城県医師会委託分】9,886件 【償還払い分】238件 合計 10,169件
		乳児一般健康診査事業	健康推進課	生後2か月及び8か月に委託医療機関（小児科）で健診を受健する。 2か月児836件 8か月児767件
		就学前ことばの教室の運営事業	学校教育課	就学前のことばの教育相談を行い、発語や発音が気になる幼児の指導を細やかに行っている。保護者同席の指導により、指導内容が家庭でも共有され、早期支援の結果、小学校入学時に終了する幼児もいる。
		発達相談事業	健康推進課	【心理発達相談】52回 実数124件 延べ数140件 【言語発達相談】20回 実数49件 延べ数58件 【運動発達相談】5回 実数9件 延べ数10件
		母と子の遊びの広場(たんぽぽ広場)事業(1歳6か月健診の事後フォロー事業)	健康推進課	本庁地区「たんぽぽ広場」河南地区「コアラクラブ」 【実施回数】42回 【参加者数】実数39件 延べ数324件
	3 障害児保育、特別支援教育等の充実	障害児保育事業	子ども保育課	市内公立保育所(12か所)で、障害児保育を実施し、対象児童の受入れを行っているが、私立認可保育所、小規模保育事業所では実施していない。
		かもめ学園管理事業	障害福祉課	指定管理者制度導入 「社会福祉法人 石巻祥心会」(H23年度～) 【実利用者数】 児童発達支援 22人 放課後等デイサービス 13人 日中一時支援サービス 10人
		児童発達支援	障害福祉課	【サービス実施事業所】 9事業所(石巻圏域) 【利用者数】53人
		放課後等デイサービス	障害福祉課	【サービス実施事業所】 17事業所(石巻圏域) 【利用者数】145人
		日中一時支援事業	障害福祉課	【サービス実施事業所】 22事業所(石巻圏域) 【利用者数】56人
		特別支援教育支援員の配置	学校教育課	前年度より3人多い85人を配置しているが、配置希望校のニーズに応じた配置まではできておらず、校内努力で対応している現状がある。

基本施策	主要な施策	事業名	担当課	平成 30 年度の実績 (実施内容と実績値)
	4 発達支援事業の推進と児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化	児童発達支援事業	障害福祉課	【サービス実施事業所】 22 事業所（石巻圏域） 【利用者数】56 人 【課題】重症心身障害児、医療的ケア児へのサービス提供体制の確保
5 思春期保健対策の推進	1 性教育の推進	性教育の推進	学校教育課	市内全小中学校において、保健体育の授業で実施している。
	2 たばこ・アルコール・薬物に関する教育の推進	喫煙、飲酒防止、薬物乱用防止等の指導事業	学校教育課	市内全小中学校において、薬物乱用防止教室を実施している。喫煙、飲酒に関しても、保健体育の授業で取り組んでいる。
	3 情報モラル・リテラシーの習得支援	石巻地区情報教育研修会	生涯学習課	教職員を対象に、児童生徒の学習意欲の向上並びに学力の向上を目的とした ICT の効果的な活用や情報モラルについて研修を深め、授業実践に必要な資質の向上を図っている。 【研修会】 開催数 1 回 参加者数 93 人 (小中高等学校教職員) ※視聴覚・情報教育研究会と連携し、後援として支援
		情報教育サテライト研修会	生涯学習課	情報モラル学習、情報モラル研修、ICT 活用研修、アプリケーション活用研修から、各希望団体の要望に応じて内容を考え、支援している。 【研修会】 開催数 28 回（22 団体） 参加者数 1,564 人（児童生徒、教職員、保護者）
	4 乳幼児とのふれあい体験機会の充実	中高生と乳幼児の交流事業	地域協働課	親になるための教育事業 県助産師会と市内子育て団体と連携し、市内中学生を対象に父親・母親の疑似体験をする。 【開催学校数】15 校 【参加生徒数】855 人

2 子どもの人権の尊重と安全・安心を守る

基本施策	主要な施策	事業名	担当課	平成 30 年度の実績 (実施内容と実績値)
1 子どもの権利の推進	1 子どもの権利の推進	子どもの権利推進事業	子育て支援課	子どもの権利推進委員会で事業について検討している。継続的に中学 1 年生に向け子どもの権利についてグッズを用いて啓発をし、また桜坂高校を対象に研修会を実施した。 【会議開催数】2 回 【研修会】開催数 1 回 参加者数 148 人

基本施策	主要な施策	事業名	担当課	平成30年度の実績 (実施内容と実績値)
2 児童虐待防止対策の強化	1 育児不安の解消及び養育支援の充実	養育支援訪問事業	健康推進課	養育支援が必要なケースについて、保健師が家庭訪問を行っている。 【訪問件数】125件
			市民相談センター	要対協ケースで養育支援が必要なケースについて、ヘルパーが訪問し適切な養育の支援を行った。 【実績】2件 延べ103回
		出張子育て支援事業	子育て支援課	湊子育て支援センターから稲井公民館に月1回出張し、遊び場の提供を実施している。参加親子21組。
		休日子育て相談事業	子育て支援課	子どもセンターにて土曜、日曜午前10時から午後3時まで、保育士資格を有する相談員を配置し、子育て相談に対応した。 【相談件数 101件】
	2 虐待の早期発見・早期対応に向けた取組みの推進	要保護児童対策事業	虐待防止センター	各関係機関で情報を共有することで、要保護児童への取組みが円滑に行うことができた。 代表者会議 1回 実務者会議 2回 ブロック別会議 12回 情報交換会 4回 個別ケース会議等 31回
	3 児童虐待防止法の周知及び虐待に対する意識啓発	児童虐待に関する啓発活動の推進	虐待防止センター	虐待問題に対する理解と関心を高めることができた。 児童虐待防止講演会 【参加者数】205人 啓発用リーフレット等の配布 【配布数】合計 6,080部
3 心のケア・相談体制の充実	1 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	スクールカウンセラー配置事業	学校教育課	58人を全ての小・中・高校に配置(複数配置もあり)。それぞれ年平均 35 回ほどの訪問を行い業務にあたっている。定期的にカウンセリングを受ける児童生徒や保護者も多く、全ての学校から継続希望が出ている。
		スクールソーシャルワーカー(SW)活用事業	学校教育課	6人が全ての小・中・高校を定期定期に巡回した。SWが家庭支援を行うことで、関係機関との連携が図られ、生活保護の受給や復興住宅への転居等の生活支援へつながった。
	2 各種相談窓口の周知	家庭児童相談事業(母子相談)	市民相談センター 虐待防止センター	相談業務を1本化することで、相談者の複合的な相談内容を共有し、様々な観点から支援につなげることができた。 【家庭児童・母子相談件数】 289件
		専門カウンセラー相談事業	虐待防止センター	専門家によるカウンセリングを行うことで、保護者の心理的ケアを行えた。 【スーパーバイズ】 2回 【カウンセリング】 延べ利用者 45人
	3 いじめ防止・不登校対策の推進	少年センター相談事業	市民相談センター	いじめ、不登校以外相談内容は多岐にわたるが、関係機関と連携し対応できた。 【いじめ、不登校等】10件
		「心の教育」推進事業	学校教育課	人権擁護委員協議会と連携し、人権作文コンテストの応募等、学校からの参加が多く得られた。また、教職員のいじめの理解、対応力が向上した。

3 安心して子どもを産み育てられる環境をつくる

基本施策	主要な施策	事業名	担当課	平成 30 年度の実績 (実施内容と実績値)
1 母子保健の充実	1 出産・育児に対する不安の軽減に向けた相談・情報提供	いしのまき子育てハンドブック配布事業	子育て支援課	各種サービスや医療機関、保育所、幼稚園、公園等の情報「お産と子育てリソースマップ」を【3,000部】、行政サービスの情報「いしのまき子育てハンドブック」【500部】を作成し様々な機会を通じて情報提供している。
		乳児家庭全戸訪問事業	健康推進課	【新生児訪問】837件 エジンバラ産後うつ病質問票を用い、産後うつの早期発見早期介入に努めた。
	2 各種健診・訪問指導の充実	妊婦健康診査費助成事業	健康推進課	妊娠中に最大 14 回分の妊婦健康診査の費用を助成する。 【宮城県医師会委託分】9,886件 【償還払い分】283件 合計 10,169件
		就学時健康診断実施事業	教育総務課	次年度の就学予定児に対し学校医による各種検診及び視力、聴力検査、事後指導を実施した。 【実施校数】33校 【実施人数】1,036人
		健康診断・検査等実施事業	教育総務課	学校保健安全法に基づき、市立学校の児童生徒及び市立幼稚園の園児に対し、健康診断や各種健診を実施した。 【実施校数 58校】
	3 母子の健康づくりに関する知識・技術の習得支援	1歳児よちよち相談事業	健康推進課	1歳の節目での発育発達の確認と育児支援や栄養歯科の指導ができた。 【受健数】831人
		2歳児歯科健診事業	健康推進課	【受健数】887人
		離乳食教室事業	健康推進課	もぐもぐ育児教室 【実施回数】24回 【参加者】171人
		親子クッキング事業	健康推進課	【実施回数】6回 【参加者】105人
2 小児医療体制の強化	1 かかりつけ医の普及	かかりつけ医普及事業	健康推進課	かかりつけ医を持つことの大切さについて、普及には至っていない。
	2 夜間・休日等における小児救急医療体制の強化	休日等急患診療対策事業	健康推進課	石巻市医師会、桃生郡医師会及び石巻歯科医師会と連携し、休日における市民の急病に対する不安を解消し一次救急医療体制の確保を図ることができた。
		宮城県こども夜間安心コール事業	健康推進課	3～4 か月児健診の際にパンフレットを配布している。

基本施策	主要な施策	事業名	担当課	平成30年度の実績 (実施内容と実績値)
3 相談支援体制の強化	1 子育て支援センターの充実	子育て支援センター事業	子育て支援課	12か所の子育て支援センターにて、親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談・援助の実施、子育てに関する講習等を実施した。 【利用親子組数】16,701組 【相談件数】1,753件
	2 子育て支援コーディネーター機能の強化	利用者支援事業	子育て支援課	市民が相談しやすい窓口を設け相談対応をしている。相談内容に応じて必要な部署につなぎ切れ目のない支援ができるよう行っている。 【相談件数】2,101件
4 経済的支援の充実	1 各種手当・制度の実施と周知徹底	私立幼稚園支援事業	教育総務課	就園奨励制度により、経済的な理由で支援が必要な世帯に、就園に必要な費用の一部を助成した。
		奨学生制度	学校教育課	奨学生貸与者 26人
		子ども医療費助成事業	保険年金課	県の補助対象である未就学児以上の中学3年生までを対象として実施しており、平成30年度には通院分の所得制限も廃止し、入院、通院とも無料とした。 【助成対象者】16,554人 【助成見込額】463,431千円
		児童手当支給事業	子育て支援課	手当を支給することにより、家庭等における生活の安定及び児童の健やかな成長に資している。 【支給延べ児童数】181,387人 【支給額】1,995,510千円
		養育医療給付事業	健康推進課	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、正常児が出生時に有する諸機能を得られるまで適切な医療が受けられるよう、養育医療費の給付を行うことができた。 【実人数】28人【延べ件数】33件
		特定不妊治療費助成事業	健康推進課	経済的な負担により十分な不妊治療が受けられない夫婦を支援することにより不妊治療の推進が図られた。 対象を拡大し、男性不妊治療も対象となった。 【実人数】62人【延べ人数】101人
5 安心して子育てできる生活環境の整備	1 安心して子育てできる生活環境の整備	屋内の遊び場確保	生涯学習課	放課後子ども教室など、各種生涯学習事業を学校や公民館、地域の集会所等で展開することにより、遊び場確保につながっている。
			子育て支援課	児童館が子どもの居場所づくりの一端を担っていると考え、それ以上の取組みには至っていない。
	1 安心して子育てできる生活環境の整備	屋外の遊び場整備	都市計画課	石巻市総合運動公園第三工区(南ブロック)内に「こども広場」を整備、平成31年3月31日に開園し、連日多くの子どもで賑わいを見せている。 既存の公園について、施設整備を実施した。 【1か所：しらさぎ台2号公園】
		子どもセンター運営事業	子育て支援課	平成30年度から指定管理をし、より柔軟な運営管理ができています。 【利用者数】27,722人 【イベント開催数】236件

基本施策	主要な施策	事業名	担当課	平成 30 年度の実績 (実施内容と実績値)
	2 子ども連れでも安心して外出できる環境づくりの促進	利用者の視点に立った施設づくりの推進	都市計画課 建築課 道路第1課	石巻市総合運動公園第三工区（南ブロック）内のトイレ4か所すべてに多目的トイレを設置しており、ベビーシート、ベビーチェアを備えている。 （バリアフリー法の改正（H30. 11. 1 施行）により、新設の施設等はバリアフリー化が義務づけられた。）
		「赤ちゃんの駅」設置事業	子育て支援課	「赤ちゃんの駅」と同じ機能として、庁舎内、子育て関連施設にはおむつ台、授乳室など普及している。設置状況を調査し情報提供までは至っていない。
6 母子・父子家庭支援の充実	1 母子・父子家庭に対する相談支援の充実	高等職業訓練促進給付金等事業	子育て支援課	給付金を支給することにより、ひとり親家庭の自立の促進や、生活の負担軽減に寄与している。 【受給者数】11 人 【支給額】9, 978 千円
		自立支援教育訓練給付金事業	子育て支援課	給付金を支給することにより、主体的な能力開発を支援し、ひとり親家庭の自立の促進に寄与している。 【受給者数】5 人 【支給額】276 千円
	2 母子・父子家庭の経済的負担の軽減	母子・父子家庭医療費助成事業	子育て支援課	医療費を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定に寄与している。 【助成対象世帯数】1, 682 世帯 【助成対象者数】3, 410 人 【助成件数】10, 449 件 【助成金額】28, 108 千円
		児童扶養手当支給事業	子育て支援課	手当を支給することにより、ひとり親家庭等における生活の安定及び児童の健やかな成長に寄与している。 【受給者数】1, 407 人 【支給額】729, 149 千円

4 仕事と生活の調和の実現を促す

基本施策	主要な施策	事業名	担当課	平成 30 年度の実績 (実施内容と実績値)
1 多様で柔軟な保育サービスの提供	1 ニーズに応じた保育施設の確保	地域型保育事業	子ども保育課	小規模保育事業所（8 か所）に、毎月事業に見合った委託費を各事業者に給付することにより、保育の質の向上を図り、子育て家庭の支援を実施している。
		認定こども園の設置促進	子ども保育課	平成 28 年度に被災した保育所と幼稚園を統合して、湊こども園を整備した。 （仮称）北上こども園については、令和 2 年 4 月の開園に向け整備を行っている。
		多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	子ども保育課	待機児童数の解消のため、民間事業者による施設整備を推進し、平成 27 年度から平成 30 年度までに、認可保育所を 7 施設、小規模保育事業所を 8 施設設置し、多様な主体が本制度に参入することを促進した。

基本施策	主要な施策	事業名	担当課	平成30年度の実績 (実施内容と実績値)
	2 就労形態の多様化に対応した保育の充実及び放課後の居場所の確保	延長保育事業	子ども保育課	開所時間を越えた延長保育は、市内公立保育所（1か所）、私立認可保育所（14か所）及び小規模保育事業所（6か所）において実施している。 開所時間の範囲内での保育は、全市内認可保育施設で実施している。
		休日保育事業	子ども保育課	平成27年度～平成28年度の2か年については、市内の私立認可保育所（2か所）にて実施していたが、ニーズはあるものの、保育士不足により事業継続が困難となり、実施している保育所はない。
		放課後児童健全育成事業	子ども保育課	放課後児童クラブの新設、新築等の整備により、平成30年4月1日現在で47か所の施設で2,044人の児童の受入れを行っている。 高学年が多いものの、一部で待機児童も発生している。
	3 緊急時やリフレッシュ等に柔軟に対応できる保育の充実	一時預かり事業	子ども保育課	市内公立保育所（3か所）及び認可私立保育所（1か所）において一時預かり事業を実施している一方、保育士の不足による受入児童数の縮小や休止（公立こども園1か所）を解消するため、継続的な保育士確保の取組みが求められる。
		病児・病後児保育事業	子育て支援課	NPO法人乳幼児保育園ミルクに業務委託 体調不良児対応型【利用児童数】234人 病後児対応型【利用児童数】63人
	4 ファミリー・サポート・センターの充実	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	平成30年度より業務委託をすることで、より柔軟な運営ができており、利用件数が増大している。 【会員数】412人 【利用件数】1,443件
2 仕事と子育ての両立を支援する就労環境の整備促進	1 育児休業・短時間勤務等各種制度の周知と活用の促進	一般事業主行動計画の策定促進	商工課	市ホームページへの掲載やリーフレットを窓口に設置することにより周知を行った。
		各種制度の周知	商工課	市ホームページへの掲載やリーフレットを窓口に設置することにより周知を行った。
	2 働き方の見直しに向けた意識啓発	職場における子育て等に対する理解促進	地域協働課	市職員研修/イクボス研修 男女共同参画推進に向けた職員の資質向上。 【参加者数】57人
		男性の子育てへの参加の促進	地域協働課	子育てパパ育成事業 県助産師会等と連携し、父親の育児参加啓発。 【実施回数】4回 【参加者】親子6組・夫婦3組 ・父親のみ3名参加

2 石巻市子ども・子育て会議

(1) 石巻市子ども・子育て会議条例

○石巻市子ども・子育て会議条例（平成25年石巻市条例第39号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、石巻市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療関係団体に所属する者
- (3) 福祉関係団体に所属する者
- (4) 教育関係団体に所属する者
- (5) 産業・労働関係団体に所属する者
- (6) 子ども・子育て支援関係団体に所属する者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 一般公募による者（小学生以下の子どもの保護者に限る。）
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て

会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

- 2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石巻市条例第40号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(2) 石巻市子ども・子育て会議委員名簿

石巻市子ども・子育て会議（第3期）委員名簿

	氏名	団体名等	備考
1	木 村 民 男	石巻専修大学人間学部	学識経験者
2	田 中 裕 太	石巻市夜間急患センター	保健・医療関係者
3	阿 部 由 紀	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会	福祉関係者 ～平成31年3月31日
	平 塚 信一朗		平成31年4月1日～
4	日 野 ゆう子	石巻市民生委員児童委員協議会	福祉関係者
5	千 葉 照 彦	石巻市立幼稚園・こども園長会	教育関係者
6	本 田 健 二	宮城県私立幼稚園連合会石巻地区会	教育関係者
7	田 村 百合子	石巻市PTA協議会	教育関係者
8	高 橋 喜代美	石巻商工会議所	産業・労働関係者
9	佐々木 仁 子	石巻市立保育所連合会	子ども・子育て支援者
10	大 橋 巳津子	社会福祉法人なかよし会	子ども・子育て支援者
11	荒 木 裕 美	特定非営利活動法人ベビースマイル石巻	子ども・子育て支援者
12	門 馬 優	特定非営利活動法人TEDIC	子ども・子育て支援者
13	日地谷 聡	宮城県東部児童相談所	行政機関関係者 ～平成31年3月31日
	佐々木 幸 浩		平成31年4月1日～
14	塩 田 恵利子	一般公募	一般公募

任期：平成29年11月1日～令和元年10月31日

石巻市子ども・子育て会議（第4期）委員名簿

	氏名	団体名等	備考
1	木 村 民 男	石巻専修大学人間学部	学識経験者
2	田 中 裕 太	石巻市夜間急患センター	保健・医療関係者
3	平 塚 信一朗	石巻市社会福祉協議会	福祉関係者
4	阿 部 ひろ子	石巻市民生委員児童委員協議会	福祉関係者
5	佐々木 啓 悦	石巻市立小中学校長会	教育関係者
6	千 葉 照 彦	石巻市立幼稚園子ども園長会	教育関係者
7	本 田 健 二	宮城県私立幼稚園連合会	教育関係者
8	田 村 百合子	石巻市PTA協議会	教育関係者
9	佐 藤 洋 一	石巻商工会議所	産業・労働関係者
10	千 葉 享 美	石巻市立保育所連合会	子ども・子育て支援者
11	大 橋 巳津子	社会福祉法人なかよし会	子ども・子育て支援者
12	荒 木 裕 美	特定非営利活動法人ベビースマイル石巻	子ども・子育て支援者
13	門 馬 優	特定非営利活動法人TEDIC	子ども・子育て支援者
14	佐々木 幸 浩	宮城県東部児童相談所	行政機関関係者
15	平 塚 紀 仁	一般公募	一般公募

任期：令和元年11月1日～令和3年10月31日

3 計画の策定経過

開催又は実施 年 月 日	会議等の名称	検討内容
平成30年 6月 8日	第1回石巻市子ども・子育て会議	子ども未来プラン平成29年度実績報告について 第2期子ども未来プラン策定について 子どもの生活実態調査について
平成30年 7月13日	第1回庁内検討会議	第1期子ども未来プランについて 子どもの貧困対策について
平成30年 8月17日	第2回石巻市子ども・子育て会議	第2期子ども未来プランに係る国の動向について 子どもの生活実態調査について
平成30年 9月10日 ～3月 4日	子どもの生活実態調査実施 ・郵送調査(9月10日～10月5日) ・学校ヒアリング(9月12日～3月4日)	
平成30年10月17日	第2回庁内検討会議	子ども子育て支援ニーズ調査について 子どもの生活実態調査について
平成30年11月 2日	第3回石巻市子ども・子育て会議	子ども子育て支援ニーズ調査について 子どもの生活実態調査について
平成30年11月29日 ～12月14日	子ども子育て支援ニーズ調査実施	
平成31年 1月24日	第3回庁内検討会議	子ども子育て支援ニーズ調査中間報告 子どもの生活実態調査中間報告
平成31年 1月30日	第4回石巻市子ども・子育て会議	子ども子育て支援ニーズ調査中間報告について 子どもの生活実態調査中間報告について
平成31年 3月19日	第5回石巻市子ども・子育て会議	子ども子育て支援ニーズ調査報告書(案)について 子どもの生活実態調査報告書(案)について 教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員について
平成31年 4月26日	第1回庁内検討会議	第2期子ども未来プラン策定について 子ども子育て支援ニーズ調査結果について 子どもの生活実態調査結果について
令和元年 5月24日	第2回庁内検討会議	第2期子ども未来プラン骨子案について
令和元年 6月 3日	第1回石巻市子ども・子育て会議	子ども未来プランに係る事業の取り組みについて 第2期子ども未来プラン骨子案について
令和元年 8月19日	第3回庁内検討会議	第2期子ども未来プラン中間案について
令和元年 9月 3日	第2回石巻市子ども・子育て会議	第2期子ども未来プラン中間案について 幼児教育・保育の無償化について
令和元年10月16日	第4回庁内検討会議	第2期子ども未来プラン素案について ※台風19号対応のため会議中止(文書による対応)
令和元年11月 8日	第3回石巻市子ども・子育て会議	第2期子ども未来プラン素案について キャッチフレーズについて
令和 2年 1月15日	第5回庁内検討会議	第2期子ども未来プラン素案について
令和 2年 1月21日	第4回石巻市子ども・子育て会議	第2期子ども未来プラン素案について 特定教育・保育施設の利用定員について
令和 2年 2月14日 ～2月28日	パブリックコメントの実施	
令和 2年 3月18日	第6回庁内検討会議	第2期子ども未来プラン最終案について
令和 2年 3月24日	第5回石巻市子ども・子育て会議	第2期子ども未来プランの決定 特定教育・保育施設の利用定員について

4 石巻市子どもの権利に関する条例

○石巻市子どもの権利に関する条例

平成21年3月26日条例第4号

石巻市子どもの権利に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 子どもにとっての大切な権利（第4条―第8条）

第3章 施策の推進等（第9条―第12条）

第4章 石巻市子どもの権利推進委員会（第13条―第17条）

第5章 雑則（第18条）

附則

私たち大人は、子ども一人ひとりが生まれながらに持っている権利が、侵害されることなく、健やかに育つことを一番に願っています。

そのために、大人は、子どもの権利を尊重するとともに、全力を持ってその権利を保障しなければなりません。

子どもの皆さん。

大人は、あなたたち子どもの権利を最大限に尊重し、保障します。

子どもの皆さんも、生まれたときから持っている権利を大切にしてください。もし、持っている権利が侵害されそうになったときは、大人に相談してください。

自分にだけ権利があるわけではありません。すべての子どもには、平等に権利があることを分かってください。お互いを思いやる気持ちが大切です。

そして、権利と同じように義務や責任の大切さについても分かってください。お互いに義務や責任を果たすことにより、お互いの権利を守ることができます。

石巻市は、国際連合総会において全会一致で採択された「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、子どもの権利が尊重され、そして保障されるまちであることを明らかにし、ここに「石巻市子どもの権利に関する条例」を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、すべての子どもを一人の人間として認め、生まれながらに持っている子どもの権利を尊重するとともに、保障し、もって子どもの幸せと健やかな成長に寄与することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人及びこれと同等の権利を持つと認められる人をいいます。

（基本理念）

第3条 子どもは、子ども本人、子どもの保護者等の人種、性別、国籍、言語、宗教、障害の有無その他の理由によりいかなる差別も受けることがあってはなりません。

- 2 子どもは、次の世代を担う大切な地域の宝であり、地域で守り、育てていかなければなりません。
- 3 子どもを、虐待及びいじめによる危険から守らなければなりません。
- 4 子どもの意見は、最大限に尊重されなければなりません。
- 5 子どもが自らの権利を自覚するとともに、その権利を行使するに当たっては、他の人を思いやり、尊重することができるようにしなければなりません。

第2章 子どもにとっての大切な権利

（安全に安心して生きる権利）

第4条 子どもは、安全に安心して生きるために、次に掲げる権利が保障されます。

- （1） 命が守られ、大切にされること。
- （2） あらゆる差別を受けないこと。
- （3） 虐待（身体的・心理的・性的・育児放棄）、暴力、いじめ等を受けないこと。
- （4） 放置されないこと。

（自分らしく育つ権利）

第5条 子どもは、自分らしく育つために、年齢や成長に応じて、次に掲げる権利が保障されます。

- （1） 個人の考え、個性が認められること。
- （2） 信じることが侵害されないこと。

（自分を守り、守られる権利）

第6条 子どもは、自分を守り、守られるために、次に掲げる権利が保障されます。

- （1） あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- （2） 成長が阻害される状況から保護されること。
- （3） 秘密が守られ、誇りを傷つけられないこと。
- （4） 子どもであることをもって不当な扱いを受けないこと。

（社会へ参加する権利）

第7条 子どもは、自ら社会に参加するために、次に掲げる権利が保障されます。

- （1） 自己表現や意見の表明ができるとともに、尊重されること。
- （2） 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- （3） 社会に参加し、意見を生かされる機会があること。
- （4） 社会参加に際して、適切な支援を受けられること。

（適切な支援を受ける権利）

第8条 子どもは、国籍の違い、障害のあることその他子どもの置かれた状況に応じて、必要な支援を受けることができます。

第3章 施策の推進等

（市の責務）

第9条 市は、あらゆる施策を通じて、子どもの権利が保障されるように努めなければなりません。

- 2 市は、子どもに関する施策の実施に当たっては、子どもの権利に関係する機関と連携しなければなりません。
- 3 市は、子どもに関する施策、事業及び地域におけるさまざまな取組について、子どもの意

見が反映され、参加することができるように努めなければなりません。

4 市は、子どもが悩みや困りごとを相談することができ、保護者が子どもを育てることに關して相談し、支援を受けることができる環境の整備に努めなければなりません。

5 市は、子どもの権利に關係する機関と連携し、子どもを権利の侵害から救済しなければなりません。

（保護者の責務）

第10条 保護者は、養育する子どもについて、第一に責任を負うべき存在であることを自覺し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

（市民の責務）

第11条 市民は、あらゆる生活の場面において、子どもに関心を持って見守り、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 市民は、市が実施する子どもの権利に関する施策に協力しなければなりません。

（事業者の責務）

第12条 事業者は、その事業活動において子どもの権利を尊重するとともに、その事業所で働く従業員が、保護者や市民として、子どもの権利を尊重し、保障できるように努めなければなりません。

第4章 石巻市子どもの権利推進委員会

（推進委員会の設置等）

第13条 子どもの権利に関する施策の充実を図り、もって子どもの権利の保障を推進するため、石巻市子どもの権利推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

2 推進委員会は、子どもの権利に関する事項について審議し、必要に応じて市に報告を求めることができます。

3 推進委員会は、子どもの権利に関する事項について必要があると認めた場合は、市に対して提言することができます。

（組織）

第14条 推進委員会は、委員12人以内をもって組織します。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

（1） 人権擁護に関する団体に所属する者

（2） 福祉に関する団体に所属する者

（3） 教育に関する団体に所属する者

（4） 学識経験を有する者

（5） 前各号に掲げる者のほか、市長が適當と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 委員は、再任されることができます。

（会長及び副会長）

第15条 推進委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定めます。

2 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

（会議）

第16条 推進委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 推進委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

（推進委員会の運営に関する委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定めます。

第5章 雑則

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（最初の推進委員会の会議の招集）

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第16条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石巻市条例第40号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

第2期石巻市子ども未来プラン ～石巻市子ども・子育て支援事業計画～

発行日：令和2年3月

発 行：石巻市

編 集：石巻市福祉部子育て支援課

〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号

TEL：0225-95-1111／FAX：0225-22-3454

第2期

石巻市子ども未来プラン

—石巻市子ども・子育て支援事業計画—



石 巻 市

